

# 中山間地域における 移動手段確保対策の手引き

高知県中山間地域対策課  
令和2年3月



高知家

# はじめに

## 高

知県では、「中山間地域でだれもが一定の収入を得ながら、安心して暮らし続けることができる仕組みづくり」の推進を目指し、「生活を守る」「産業をつくる」の2つを政策の柱として、地域の抱える様々な課題の解決に向けて、全庁を挙げて取り組みを進めています。

## 移

動手段の確保対策につきましては、「生活を守る」取り組みとして中山間対策の重点テーマの一つに位置づけ、地域に暮らす高齢者等移動手段を持たない方々が「最低でも週1回は目的に応じた移動サービスを受けることができる」ことを目標に、地域の実情に合った取り組みを支援しています。

## こ

うした中、実際に移動手段確保対策の実務に当たられる市町村の担当職員の方々や地域の関係者の皆さまの参考となるよう、平成24年10月に県内市町村の事例紹介を中心とした「中山間地域における移動手段確保対策の手引き」を作成していますが、このたび掲載している取り組み事例や県内市町村の取り組み一覧などを改訂しました。

## 今

回、ご紹介している事例や実務の流れは、あくまで一例です。地域によって地形や人口分布、既存の交通手段など条件は様々ですので、地域の実情と照らし合わせたうえ、今後の取り組みのヒントとして活用していただければと思います。

## ま

た、現在新たな取り組みを計画している地域がありますので、今後も事例や取り組み方法など追加・更新していくことで、より充実した手引きにしていきたいと考えております。

## 急

速な過疎化や高齢化により、地域交通を取り巻く状況は、日々厳しいものになっており、その対策には正解がなく、またゴールもないように思われます。そのような中、地域の将来のために、より使いやすく有効な移動手段を作り、育てるべく、日々奮闘されている関係者の皆さまに心から敬意を表しますとともに、この手引きが、今後、新たな取り組みを始められる皆さまのお役に立てれば幸いです。



# 目次

1	中山間地域における移動手段の形態について	
(1)	移動手段に関する制度の主な改正	1
	・移動手段の運送形態の分類 ・移動手段対策～制度別の主な概要	
	※補足説明① コミュニティバス	
(2)	新しい移動手段の導入事例	4
	①デマンド型乗合タクシー、バス ②市町村運営有償運送(交通空白輸送) ③公共交通空白地有償運送(旧過疎地有償運送)	
(3)	既存の移動手段の改善・活用事例	7
	①コミュニティバス等の導入・改善事例 ②その他の移動手段の活用 (1)スクールバス (2)福祉バス・患者送迎バス (3)タクシーチケットによる支援策	
	※補足説明② 協議機関(地域公共交通会議、運営協議会)	
2	中山間地域における移動手段確保対策の県内取り組み事例集	10
	・高知市(11ページ)                      ・南国市(17ページ)                      ・土佐市(19ページ) ・宿毛市(21ページ)                      ・土佐清水市(23ページ)                      ・四万十市(25ページ) ・香南市(27ページ)                      ・本山町(29ページ)                      ・大豊町(31ページ) ・いの町(33ページ)                      ・仁淀川町(37ページ)                      ・中土佐町(39ページ) ・佐川町(41ページ)                      ・檮原町(43ページ)                      ・津野町(45ページ) ・四万十町(47ページ)                      ・黒潮町(49ページ)	
	市町村の取り組み状況一覧(令和2年3月31日時点)	51
	※補足説明③ 全国の取り組み事例データベース、マニュアル、手引き等	
3	地域の移動手段の確保・改善について	
(1)	全体的な流れ	56
	①現状把握と課題整理 ②検討体制と役割分担 ③既存の交通機関の見直し ④新たな移動手段の導入 ⑤運行開始後の管理・運営	
	※補足説明④ 中山間地域生活支援アドバイザー(移動手段確保支援事業)名簿	
(2)	個別の課題と失敗事例	59
4	参考資料	61
	①関係法令・通達等 ②関連補助事業(国土交通省、高知県)	

# 1 中山間地域における移動手段の形態について

## (1) 移動手段に関する制度の主な改正

### I 道路運送法の改正(平成18年10月)

過疎化の進行や自家用車の普及などを背景に、路線バスの撤退が進み、生活交通の確保が大きな課題となってきた中、平成18年10月1日、①乗合事業の対象範囲の拡大と②自家用自動車による有償旅客運送制度の創設を2つの柱として、道路運送法が改正され、より柔軟で地域の実情や利用者のニーズに沿った交通手段の導入が可能となった。

#### ①乗合事業の対象範囲の拡大

- ・路線定期運行以外の乗合旅客運送(路線不定期、区域運行)についても「一般乗合旅客自動車運送事業」に分類。→予約時だけ運行するなど必要に応じた運行形態が可能に。
- ・地域公共交通会議等で合意が整った場合、過疎地・交通空白地帯等で運行する場合など、輸送力に問題ないと認められる場合には、小型車両(11人未満の乗車定員)を用いることが可能に。→タクシー車両(乗車定員11人未満)の活用が可能に。

#### ②自家用車による有償旅客運送制度の創設

- ・地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送が可能。

### II 自家用有償旅客運送の旅客の対象範囲の拡大(平成27年4月1日)

当該地域の交通が著しく不便であること、その他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認めた場合には来訪者等も運送の対象に。

### III 自家用有償旅客運送による少量貨物の取り扱い(平成28年3月31日)

少子高齢化や人口減少が進み、貨物や旅客の輸送量が限られている過疎地域等において、既存の貨物自動車運送事業者によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域で(貨物運送事業者の運営に支障がない範囲)、350キログラムを超えない範囲において、一定の許可のもと運送が可能に。

※従来より再編実施計画の認定など、特例により少量貨物の混載は可能。平成28年度からは運輸支局長の許可を取ることによって混載することも可能に。

### IV 旅客運送事業者と貨物運送事業者の事業の掛け持ち(平成29年8月30日)









平成29年9月から、旅客運送事業と貨物運送事業のかけもち(貨客混載)が、乗合バスについては全域で、貸切バス、タクシー、トラックについては過疎地域において可能となった。

※乗合バス事業は従来より350キログラム未満は混載可能で、この制度緩和により新たに貨物事業の許可を取得すれば350キログラム以上も混載可能に。

### V 自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送)車両の持込み(平成30年5月1日)

運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を、市町村運営有償運送に用いることができるようになった。ただし、乗車定員11人以上の車両に限る。

# 移動手段の運送形態の分類

	法律上の呼び方等		条件			運送対象	
			実施主体		運転免許		
			運営主体	運行主体			
通常の有償運送 緑ナンバー	一般旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	バス・タクシー事業者 市町村 地域組織 など	バス・タクシー事業者 など	二種免許	①路線バス(11人以上)  事業者を実施主体として運行 コミュニティバス 市町村等が企画運営し バス会社へ運行委託 (四万十市、大月町など)	
		一般貸切旅客自動車運送事業(11人以上)	バス・タクシー事業者 など			観光バス等の貸切バス	
		一般乗用旅客自動車運送事業(11人未満)	バス・タクシー事業者 など			タクシー	
	特定旅客自動車運送事業			限定 (社員等)	 スクールバス、企業の送迎バス、施設の送迎バス 同じ目的地に行く一定の範囲の人だけを乗せる		
特例での有償運送 白ナンバー	自家用有償旅客運送	市町村運営有償運送(交通空白地輸送)	市町村	市町村、バス・タクシー事業者、NPO等も可	一種免許でも可 (要認定講習)	③コミュニティバス・乗合ワゴン・個別輸送  市町村が直接実施または事業者・団体に運行委託 (H29年8月から持ち込み車両による運送も可能に。 事業者持ち込みは11人乗り以上の車両) (宿毛市、津野町、仁淀川町など)	
		公共交通空白地有償運送	NPO等	NPO等		限定※ (会員等)	④NPO等による住民の送迎サービス  相乗り・個別輸送、路線型・区域型など様々 (梶原町、土佐清水市、いの町など)
		市町村運営有償運送(市町村福祉輸送)	市町村	市町村、バス・タクシー事業者、NPO等も可		限定 (要介護者等)	自治体による障がい者や高齢者等の送迎サービス 福祉車両や一般車両を使用し相乗りも可 社会福祉協議会への委託が多い
		福祉有償運送	NPO等	NPO等		限定 (要介護者等)	 NPO等による障がい者や高齢者等の送迎サービス 福祉車両や一般車両を使用し、基本は個別輸送
	(災害のため緊急を要するときのみ)	—	定め無し	定め無し	定め無し	 被災地で送迎した団体等に対し、市町村が費用補てんする場合などの許可	
(公共の福祉を確保するためやむを得ない場合)	—	介護事業所、学校等	介護事業所、学校等。運行委託も可	一種免許でも可	限定  ヘルパーによる通院等の送迎、スクールバス		
無償	(許可・登録等が不要)	—	誰でも	誰でも	不特定	 事業者・市町村が行う無料(シャトル)バス 無償ボランティアによる運送	

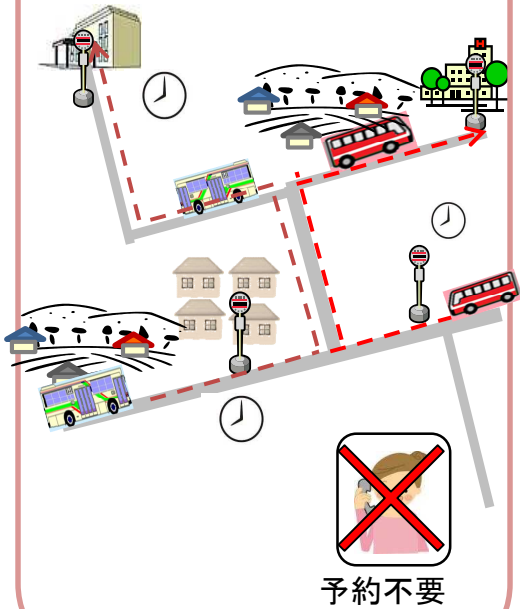
※区域内の交通事業者が同意し、市町村長が認めた場合は、訪問客も対象とすることが可能

# 移動手段対策～制度別の主な概要

## ①②一般乗合旅客自動車運送事業 法4条許可(路線バス、乗合タクシー、コミュニティバス等)

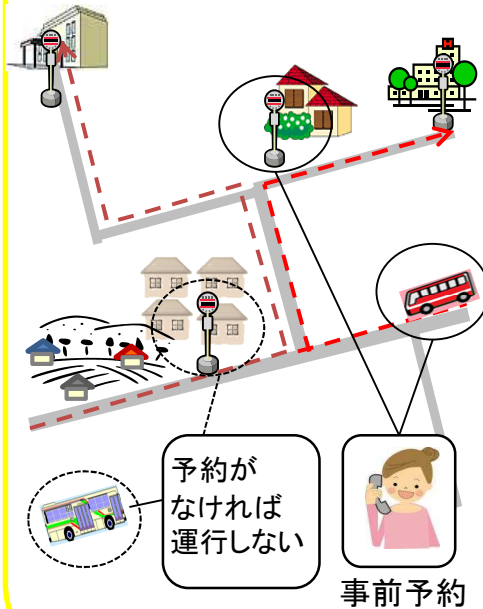
### 路線定期運行

特徴: あらかじめ定められた時間に定められたルートを実行する



### 路線不定期運行

特徴: 予約がある場合にのみあらかじめ定められたルートを実行する



### 区域運行

特徴: 路線を定めず、予約がある場合にのみ区域内を実行する



「乗合タクシー」とは主にタクシー事業者のタクシー車両(定員11人未満)による乗合事業を指します。不特定多数の人が乗り合わせる形態は乗合事業に区分されます。  
(※タクシー事業の許可では営業できません。)

## ③市町村運営有償運送 法79条登録(市町村営バス、コミュニティバス等)

市町村が運営主体となり、バス事業者やタクシー事業者等に運行を委託する形態。①、②同様に、それぞれの地域に合わせた運行形態を設定する。運輸支局への法79条の登録をする必要がある。

## ④公共交通空白地有償運送 法79条登録(NPO法人等による住民同士の移送サービス)

交通事業者による移動サービスが十分でない交通空白地において、生活に不可欠な交通手段を確保する観点から交通事業者による対応が困難な場合に限り、NPO法人等による自家用車を使用した有償運送が認められている。

### 補足説明①

※「コミュニティバス」には、法令上の定義付けはありませんが、本手引きでは「市町村等が通常の路線バスではカバーしにくいきめ細かい需要に対応するため、主体的に計画する中で運賃や路線等に工夫を凝らし、運行を確保しているバス」という意味で使っています。

一般的な特徴としては

- ①ワンコインなど分かりやすい運賃体系
- ②幹線道路以外の狭い道路も小型の車両できめ細かく運行
- ③駅や公共施設等に乗り入れている

運行形態としては

- ・市町村の補助や委託を受けて、交通事業者が自社の車両(緑ナンバー)を使って運行するもの
- ・市町村の委託を受けて、交通事業者やシルバー人材センター・社会福祉協議会等が市町村の車両(白ナンバー)を使って運行するもの(市町村有償運送) 等があります。



## (2) 新しい移動手段の導入事例

### ① デマンド型乗合タクシー・バス

平成18年10月1日の道路運送法改正以降、路線バスを運行するには非効率な、極めて需要規模の小さい過疎地域においても、運行形態を工夫することで、地域における多様なニーズに応えられる、デマンド型(利用者の予約に応じる形)の乗合タクシーやバスといった、新たな交通手段を導入できるようになりました。

県内においても、令和2年3月時点で6つの市町で導入されています。

【運行主体】 交通事業者

(市町村からの委託や助成を受けて運行)

【運行車両】 事業用車両(緑ナンバー)のセダン型車両や10人乗りワゴン車 など

【運行範囲】 地域公共交通会議(本手引き9ページ)での合意を得た後、運輸局の許可が下りた範囲(例)

- ・発地点14か所・着地点7か所のみを設定した区域運行(大豊町)
- ・廃止された路線バスのバス停～町中心部まで路線を設定した定路線運行(いの町小野 等)
- ・朝一便目のみ定時定路線運行、残りは区域運行(四万十市西土佐の一部)

【運行頻度】 地域公共交通会議での合意を得たのち、運輸局の許可が下りた頻度

(例)

- ・毎日(地域により曜日指定)3便、接続する路線バスの通過時刻に合わせた定時運行(いの町小野 等)
- ・週3日運行、時間指定なし(大豊町)

【運行料金】 地域公共交通会議での合意を得た後、運輸局の許可が下りた料金

(不当に高額な運賃・料金設定がなされ、旅客の利益を阻害する心配がない)

【対象者】 特に規定はなし

(予約時の煩雑さを避けるため、あらかじめ会員登録をしておき、利用者の自宅を把握(四万十市))

【メリット】 通常のタクシー料金より安価な値段で利用できる

事業者による運行なので、安全面において優位

予約に応じた運行なので、効率的に運行できる

既存の事業用車両、事業者の受付体制を利用することで、初期投資費用を抑えられる

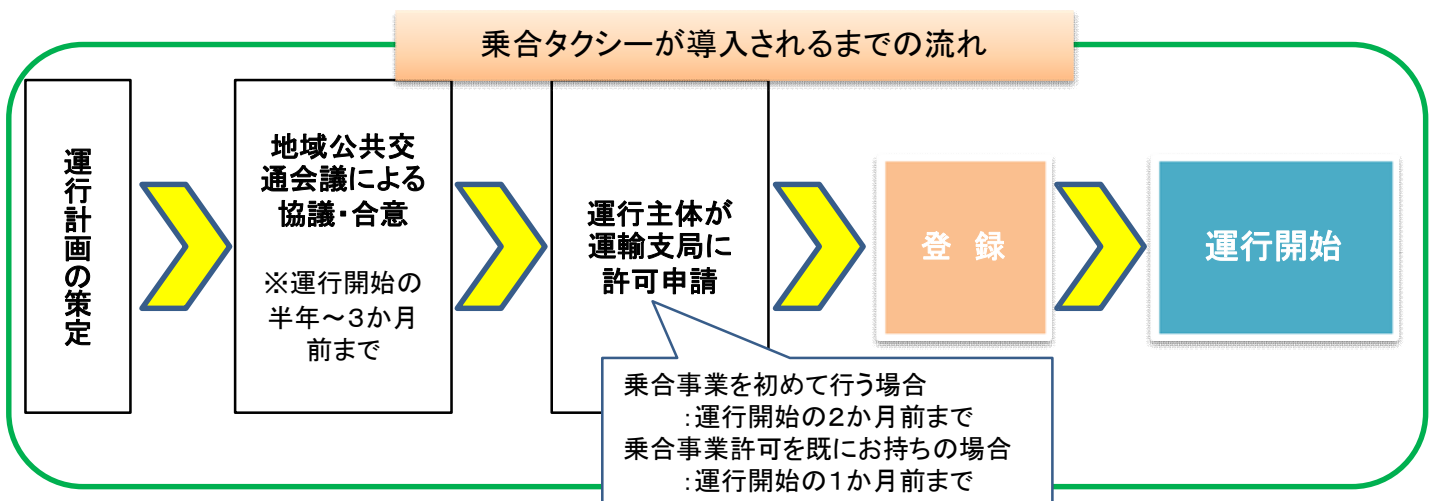
【デメリット】 予約する手間が負担(電話連絡により、乗車地や時間を指定する必要)

数名で乗り合わせた場合、より遠い地域から利用する旅客の乗車時間が長くなってしまう

事業者がいない(少ない)地域では、導入が困難

乗合事業を行っていない事業者には、新たに許可申請する必要あり(下図)

【県内での導入自治体】 高知市、南国市、須崎市、土佐清水市、四万十市、大豊町、いの町



## ②市町村運営有償運送(交通空白輸送)

道路運送法では、自家用車を使用した有償運送は原則認められていません(法78条)。

ただ、路線バスなどの移動サービスが十分でない交通空白地において、生活に不可欠な交通手段を確保する観点から、交通事業者による対応が困難な場合に限り、市町村やNPO法人等による自家用車を使用した有償運送(市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送)が認められています。この場合、法79条の規定により運輸局の登録を受ける必要があります。(有効期間 2年)

【運行主体】 市町村、(市町村からの運行委託先として)バス・タクシー事業者、NPO法人等

【運行車両】 市町村名義のバス(11人以上)、普通自動車(11人未満)  
※軽自動車も可 ※リース車両でも可 ※事業者の持ち込みバス(11人以上)も可  
※対人:8,000万円以上、対物:200万円以上の損害賠償保険への加入が条件

【車両備品】 ・名称・「有償運送車両」・登録番号の車両表示  
・対価の掲示、登録証の写し、運転者証、乗務記録 等

【運行区域】 地域公共交通会議(本手引き9ページ)において協議が整った市町村内で  
旅客の発地又は着地が市町村内にあること  
※一つの市町村を越えた広域で設定することも可能

【運行料金】 料金設定の際の基準として  
①燃料費その他の費用と勘案した実費の範囲内  
②合理的な方法で定められ、旅客にとって明確  
③当該地域等における路線バス(撤退前も含む)等の運賃を勘案したものであり、かつ、地域公共交通協議会で協議が整っていることの3点が必要とされています。

【対象者】 当該地域の住民及びその親族、また当該地域に日常的に用務のある人  
※市町村町が認めた場合に、当該地区への来訪者等も対象とする  
⇒P.62「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」  
※名簿不要

【運転者】 ・第二種運転免許を持っている人  
・第一種運転免許を持っており、かつ、過去2年以内に免許停止を受けていない人で、国土交通大臣が認定する市町村運営有償運送等運転者講習を修了している人  
※高知県内では、(株)高知中央自動車学校で受講可能

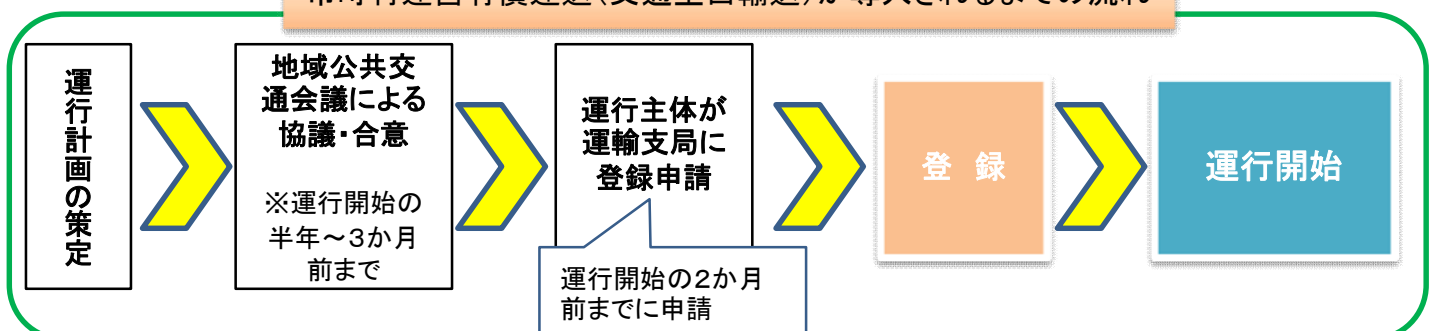
【その他登録に必要な協議事項】  
・運行管理責任者(安全運転管理者等の資格が必要※)  
※使用する車両の保有台数や大きさにより、必要ない場合もあります。  
・運行管理体制 ・整備管理体制 ・事故処理体制 ・苦情処理体制

【メリット】 比較的安価な料金で交通サービスが提供できる

【デメリット】 市町村の負担が重い  
交通事業者による運行でない場合、安全面で不安がある

【県内での導入箇所】安芸市、須崎市、四万十市、宿毛市、香美市、香南市、北川村、田野町、芸西村、本山町、大川村、いの町、日高村、佐川町、越知町、仁淀川町、津野町、三原村

### 市町村運営有償運送(交通空白輸送)が導入されるまでの流れ



### ③公共交通空白地有償運送(旧過疎地有償運送)

道路運送法では、自家用車を使用した有償運送は原則認められていません(法78条)。

ただ、路線バスなどの移動サービスが十分でない交通空白地において、生活に不可欠な交通手段を確保する観点から、交通事業者による対応が困難な場合に限り、NPO法人等による自家用車を使用した有償運送(公共交通空白地有償運送)が認められています。この場合、法79条の規定により運輸局の登録を受ける必要があります。(有効期間 2年)

【運行主体】 NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、権利能力なき社団

【運行車両】 自家用車(白ナンバー)でやむをえない場合を除き乗用車(バス可)  
※運転者の所有車である場合が多いです。  
※市町村が購入した車両を無償貸与している例(禰原町)もあります。  
※対人:8,000万円以上、対物:200万円以上の損害賠償保険への加入が条件。

【車両備品】 ・名称「有償運送車両」・登録番号の車両表示  
・対価の掲示、登録証の写し、運転者証、乗務記録 等

【運行区域】 運営協議会(本手引き9ページ)の協議が整った市町村が一単位。  
運行の発地又は着地が区域内にある事が必要

【運行料金】 料金設定の際の基準として  
①燃料費その他の費用と勘案した実費の範囲内  
②合理的方法で定められ、旅客にとって明確  
③当該地域におけるタクシーの運賃及び料金を勘案して、営利を目的としない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会で協議が整っていること(タクシーの上限運賃の1/2程度)の3点が必要とされています。

【対象者】 登録会員(当該地域の住民及びその親族、また当該地域に日常的に用務のある人)  
来訪者等(市町村町が認めた場合に、当該地区への来訪者等も対象とする)  
→P.62「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」

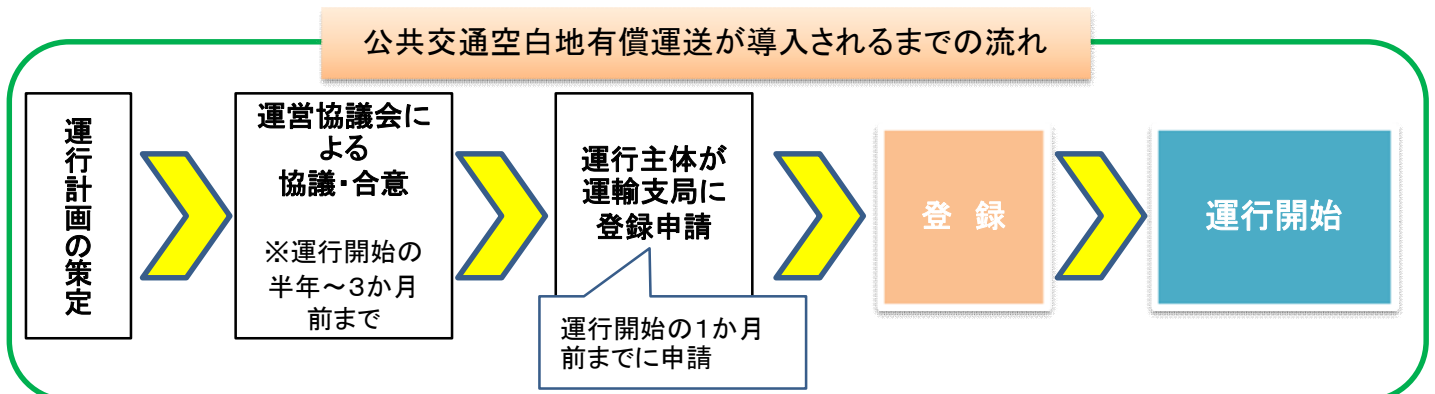
【運転者】 ・第二種運転免許を持っている人  
・第一種運転免許を持っており、かつ、過去2年以内に免許停止を受けていない人で、国土交通大臣が認定する市町村運営有償運送等運転者講習を修了している人  
※高知県内では、(株)高知中央自動車学校で受講可能

【その他登録に必要な協議事項】  
・運行管理責任者(安全運転管理者等の資格が必要※)  
※使用する車両の保有台数や大きさにより、必要ない場合もあります。  
・運行管理体制 ・整備管理体制 ・事故処理体制 ・苦情処理体制

【メリット】 比較的安価な料金で交通サービスが提供でき、市町村有償運送に比べて市町村の負担も軽い

【デメリット】 限られた人(会員)しか利用できない 交通事業者が運行するものではないので安全面に不安 運転手の確保や地域の交通事業者との調整など、導入までの課題が多い

【県内での導入箇所】 土佐清水市、いの町、禰原町



### (3) 既存の移動手段の改善・活用事例

平成18年10月1日の道路運送法の改正により、新たな移動手段導入の選択肢が増えました。

一方で県内には、路線バスの撤退や市町村合併等により生じた住民ニーズに応えるため、早くからコミュニティバス等といった、市町村が主体的に計画した移動手段が導入されている事例や、スクールバスへの一般客の混乗といった、既存の移動手段を利活用している事例が多数あります。

導入した多くの市町村では、変化する地域の状況やニーズにより沿った形で運行できるよう、使いやすく効率的な形態を模索しながら、絶えず見直しや改善が行われています。

#### ① コミュニティバス等の導入・改善事例

##### ◎ 町(市)内ほぼ全域をカバーする路線網を敷き、交通空白地を解消。

- ・仁淀川町営コミュニティバス(本手引き37ページ)  
(委託先: 有限会社仁淀川観光)  
町営バス10路線に加えて、29路線を週1日1便定期運行(一部デマンド運行)。
- ・安芸市元気バス  
(委託先: 安芸ハイヤー協会)  
土佐くろしお鉄道安芸駅を起点とした7路線(うち市内循環線2路線)を、2日～毎日/週定期運行。
- ・黒潮町内路線バス(スクール路線を含む・本手引き49ページ)  
(旧佐賀町内: 株四万十交通、旧大方町内: 高知西南交通株が運行 町補助)  
既存の町内路線24系統に加えて、交通空白地となっていた旧佐賀町川奥・市野々川地区に1系統を定期運行。平成26年4月からは、一部路線でエリアデマンド型の運行を開始。

##### ◎ 利用者ニーズに合わせ、行政区域外の鉄道駅や総合病院といった主要施設まで運行。

- ・ドラゴンバス(土佐市・本手引き19ページ)  
(土佐市観光有限会社が運行 市補助)  
宇佐・新居～高岡～JR伊野駅、波介・戸波・北原～高岡～JR伊野駅を周回。  
1日6便を定期運行。
- ・北川村営バス  
(委託先: 北川村社会福祉協議会)  
田野町の総合病院や土佐くろしお鉄道奈半利駅まで運行(一部デマンド運行)。

##### ◎ 広域路線バスのダイヤを見直し、旧町村単位で完結するきめ細かな路線バスを導入。

- ・四万十町コミュニティバス(本手引き・47ページ)  
(十和、窪川地区: 株四万十交通、大正地区: 有丸三ハイヤーが運行 町委託)  
十和地区で6路線、大正地区で3路線、窪川地区で10路線を週1日、4～5便/日(曜日を限った頻発運行)定期運行
- ・中土佐町コミュニティバス(本手引き・39ページ)  
(有)中土佐ハイヤーが運行 町補助)  
JR土佐久礼駅を起点とした3路線と、旧大野見村内で3路線を、週2日、3. 5～4便/日(曜日を限った頻発運行) 路線定期運行。

##### ◎ その他

- ・路線網を全体的に見直し、54系統あった複雑な路線を12系統(一部スクール対応便)に再整理。(香南市営バス)
- ・既存の定期路線に加えて、新たに物部、土佐山田、香北町地区で区域運行(デマンド方式)を導入。(香美市営バス)



## ②その他の移動手段の活用

### (1) スクールバス

- ・間合い利用: 登下校時間帯以外の間合いの時間に、一般住民が利用できるよう活用
- ・混乗化: 児童・生徒が利用している登下校の時間帯の、空いた席を一般住民が利用  
※宿毛市、安田町などで実施
- ・統合: 利用目的をスクールバスに限定せず、誰でも乗れるよう乗合化する

#### ★ メリット

- ・車両の有効活用 ・新たな移動手段の確保
- ・一般住民の利用を有償とした場合、運賃収入の確保
- ・児童生徒と大人の混乗による交流拡大 等

#### ★ 注意点

- ・既存の交通事業者との競合問題
- ・スクールバス機能維持のためのダイヤの制約(台風等緊急時や、行事等による登下校時間の変更)
- ・一般住民の利用を有償とした場合
  - ①道路運送法上の手続きが必要
  - ②地域の理解を得る必要(一般住民からは運賃を徴収。生徒には定期券を配付することで、実質無料とした事例あり。)
- ・補助金を活用して車両を購入した場合、目的外使用として一定の手続きが必要  
※「へき地児童生徒援助費等補助金制度により取得したスクールバス・スクールボードの住民利用に関する承認要領」

#### 【住民利用に必要な要件】

- ・本来の利用者(児童・生徒)の利用に支障がないこと。 ・安全面で万全を期すること。
- ・関係機関(市町村・都道府県の教育委員会)が差し支えないと認めたものであること。
- ・住民利用による運行収入が、住民利用にかかる運行経費を上回らないよう運賃設定をすること。
- ・有償の場合は、文部科学大臣へ承認申請し、承認後、運輸支局長へ道路運送法の登録申請をすること。

### (2) 福祉バス・患者送迎バス

- ・混乗化: 高齢者や患者が利用する福祉バス・患者送迎バスの、空いた席を一般住民が利用
- ・統合: 利用目的を福祉バス・患者バスに限定せず、誰でも乗れるよう乗合化する

#### ★ 注意点

- ・スクールバスを活用する場合とほぼ同様。
- ・補助金を活用して車両を購入していた場合の取り扱い  
※「医療施設等設備整備費補助金により取得したへき地患者輸送車(艇)の住民利用に関する取り扱いについて」

#### 【住民利用に必要な要件】

- ・本来の利用者の利用に支障がないこと。 ・安全面で万全を期すること。
- ・関係機関(最寄医療機関)が、住民利用に供することを差し支えないと認めたものであること。
- ・住民利用による運行収入が、住民利用にかかる運行経費を上回らないよう運賃設定をすること。
- ・交通機関のない地域等の住民に係る運行であること。
- ・有償の場合は、厚生労働大臣へ承認申請し、承認後、運輸支局長へ道路運送法の登録申請をすること。
- ・無償の場合は、厚生労働大臣に届出をすること。(※高知運輸支局にもご相談ください。)

### (3) タクシーチケットによる支援策

交通空白地となっている地域では、もともと人口が少なく、新たな移動手段を導入するほどの需要が見込めない・各集落が離れていて効率的なルートが設定できない等といった理由から、デマンド型乗合タクシーのような新たな交通システムを導入するのではなく、市町村が対象者にタクシーチケットを発行して、移動にかかる経費を支援している事例もあります。

例：田野町(たのくるバス路線まで1km以上自宅が離れており、かつ運転免許を保有しない人が対象)  
室戸市(市の定める地区(バス路線遠隔地)に居住する人で、高齢者世帯・免許返納者・身体障害者といった要件を満たす人が対象。)

須崎市(公共交通バス停留所から4km以上離れ、バス利用が不便な地区の満70歳以上の高齢者で、その人の所有する自家用自動車を自ら運転していない人が対象。)

## 補足説明②

乗合タクシーや公共交通空白地有償運送といった新たな移動サービスの導入にあたり、道路運送法上では、地方公共団体の長が主宰する協議機関を設置し、地域の実情に合った適切な移動サービスが提供されるよう、運行形態や運賃といった必要事項について、関係者間で十分に協議されることが求められています。

詳細につきましては、下表のとおりです。

	地域公共交通会議 (道路運送法施行規則第9条の3)	運営協議会 (道路運送法施行規則第51条の8)
運行種別	・事業用自動車を使った有償運送(法4条) ・自家用自動車を使った市町村有償運送(法79条)	自家用自動車を使った公共交通空白地有償運送、福祉有償運送(法79条)
構成員	必須委員：地方公共団体の長、一般乗合旅客自動車運送事業者その他一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、住民又は旅客、地方運輸局長、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 任意委員：道路管理者、県警、学識経験者、その他運営上必要と認められる者	必須委員：地方公共団体の長、一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、住民又は旅客、地方運輸局長、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、現に有償運送を行っている特定非営利活動法人等 任意委員：学識経験者、その他運営上必要と認められる者
設置単位	単一又は複数市町村共同又は県	単一市町村 (複数市町村共同、県単位も可)
協議事項	・地域のニーズに対応した乗合運送のあり方(運行形態、サービス水準、運賃等) ・市町村運営有償運送の必要性(運行の態様、運賃及び料金、事業計画(路線、営業区域、使用車両等)、運行計画、路線又は営業区域の休廃止、運行主体の選定方針の策定、その他必要と認められる措置)	・公共交通空白地及び福祉有償運送の必要性 ・運送の区域 ・旅客から収受する対価 ・運送しようとする旅客の範囲 ・その他必要事項(自動車の種類ごとの数、運転者の要件、損害賠償措置、運行管理・整備管理体制、事故時の連絡体制、苦情処理体制、その他)
協議が整った場合の効果	(法4条)・運賃認可の届出化・警察等への意見照会の簡便化・標準処理期間の短縮 (法79条)有償運送登録要件(有効期限2年)	有償運送登録要件(有効期限2年)
国土交通省関係通達等	「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」 (平成18年国自旅第161号)	「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」 (平成18年国自旅145号) 「自家用有償運送制度の着実な取組みに向けての対応について」 (平成23年国自旅第89号)

## 2 中山間地域における移動手段確保対策の県内取り組み事例集



(令和2年3月31日時点)

市町村名	導入区間・地域	導入形態	導入時期 (運行開始時期)
高知市	鏡地域、土佐山地域 春野地域	デマンド型乗合タクシー (区域・路線不定期運行)	平成25年10月～ 平成29年10月～
南国市	・上倉・黒滝方面7部落及び瓶岩地区 ・白木谷・八京地区	デマンド型乗合タクシー (区域運行)	・平成24年10月～ ・平成26年4月～
土佐市	・高岡～新居・宇佐方面 ・高岡～波介・戸波・北原方面	路線バス(民営) (路線定期運行)	平成22年4月～
宿毛市	・楠山、栄喜、舟ノ川、出井、藻津	市運営有償運送 (路線定期運行 ※一部デマンド運行)	平成28年10月～
土佐清水市	下ノ加江地区、三崎・下川口地区	デマンド型乗合タクシー (区域運行)	平成25年10月～
四万十市	・西土佐地域、中村地域(後川エリア) ・中村地域(富山・蕨岡エリア)	デマンド型乗合タクシー、 バス(区域運行)※一部路線定期運行	・平成23年3月～ ・平成24年3月～
	・中村地域(八束地区)	デマンド型乗合タクシー (路線不定期運行)	平成25年10月～
香南市	市内全域	市運営有償運送 (路線定期運行※一部デマンド運行)	平成19年3月～
本山町	町内全域	町営有償運送 (路線定期運行)	令和元年10月～
大豊町	町内全域～役場周辺・高知市内など 7か所	デマンド型乗合タクシー (区域運行)	平成18年5月～
いの町	①小野地区②毛田、成山地区 ③吾北、中追、横藪・蔭地区	デマンド型乗合タクシー ①②(路線定期運行) ③(区域運行)	①平成19年9月～ ②平成20年10月～ ③平成24年6月～
	本川地区	公共交通空白地有償運送 運行:いの町社会福祉協議会	平成23年4月～
仁淀川町	町内全域	町運営有償運送 (路線定期運行※一部デマンド運行)	平成19年8月～
中土佐町	久礼地区、大野見地区	路線バス(民営) (路線定期運行)	平成25年10月～
佐川町	町内全域	町運営有償運送 (路線定期運行※一部デマンド運行)	平成29年10月～
津野町	町内全域	町運営有償運送 (路線定期運行)	平成30年10月～
檮原町	初瀬区、松原区	公共交通空白地有償運送運行:NPO法人 絆	平成23年5月～
四万十町	①十和地区②大正地区③窪川地区	路線バス(民営) (路線定期運行)	①平成23年9月～ ②平成24年10月～ ③平成25年12月～
黒潮町	町内全域	路線バス(民営) (路線定期運行※一部デマンド運行)	昭和46年4月～ ※平成25年5月～

高知市 鏡地域 「愛あい号」		導入形態	デマンド型乗合タクシー		
		導入地区 (導入開始)	鏡地域 (実証運行 H24. 10. 1～H25. 9. 30) (本格運行 H25. 10. 1～ 運行中)		
運行主体	有限会社さくらハイヤー				
運行台数	4台				
運行形態・便数	形態 区域運行 (路線バスの発着時刻に合わせた時間設定) 便数 <u>川口便</u> ・ <u>鳥越便</u> 共通 乗換ポイント・のりおりば行き 平日: 4便 土日祝: 3便 ご自宅付近行き 平日: 4便 土日祝: 3便 ※ 乗換ポイント 2ヶ所・のりおりば 4ヶ所 (乗換ポイント, のりおりばの場所については次ページ参照)				
運行日	毎日				
運賃	1乗車 <u>川口便</u> 大人(中学生以上) 300円 小学生 150円 <u>鳥越便</u> 大人(中学生以上) 500円 小学生 250円 <u>共通</u> 未就学児(保護者同伴に限る) 無料 身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳保持者及び介助者 半額				
予約受付	予約受付 24時間受付 (毎日) 予約締切 各便の予約締切時間までに電話またはファクスにて連絡				
協議機関	高知市地域公共交通会議 (構成員 学識経験者, 公共交通事業者, 住民代表, 高知運輸支局, 事業用自動車運転手が組織する団体, 警察, 道路管理者, 高知市)				
財源対策	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域内フィーダー系統), 過疎債				
<b>利用実績</b>					
	H27. 10～H28. 9	H28. 10～H29. 9	H29. 10～H30. 9	H30. 10～R1. 9	
運行回数	951回	943回	1,347回	1,651回	
利用人数	1,173人	1,122人	1,524人	2,008人	
運賃収入	307,050円	292,650円	541,850円	722,350円	
運行費補助金	3,749,610円	3,551,130円	4,279,970円	5,381,510円	
<b>運行費補助金算出方法 (本格運行後 (H25. 10～))</b> (1 運行単価+時間距離併用運賃-運賃) の総和					
<b>運行に至った経過・作業等</b>					
平成 22 年度	H22. 10～H23. 1	鏡地域住民意識アンケート調査・鏡地域意見交換会 (1回)			
	H23. 3	高知市地域公共交通総合連携計画 策定			
平成 23 年度	H23. 7～H23. 9	鏡地域意見交換会 (3回)			
	H23. 11	実証運行に係る提案書			
平成 24 年度	H24. 6～H25. 3	鏡地域意見交換会 (3回)			
	H24. 6	実証運行事業者 選定			
	H24. 7～H24. 9	各地区説明会 (9回)			
	H24. 8	乗合タクシー許可申請 (道路運送法第 21 条)			
	H24. 10	実証運行 開始			
	H24. 11	鏡地域デマンド型乗合タクシー実証運行アンケート調査			
平成 25 年度	H25. 4	本格運行に係る提案書			
	H25. 5	本格運行事業者 選定 (公募型プロポーザル方式による) 生活交通ネットワーク計画 (地域内フィーダー系統確保維持計画) 策定			
	H25. 6	乗合タクシー許可申請 (道路運送法第 4 条)			
	H25. 10	本格運行 開始			
<b>今後に向けての課題</b>					
今後も利用状況や地域の要望等を踏まえ, 地域のニーズに合った地域公共交通となるように運行内容の改善を検討します。					

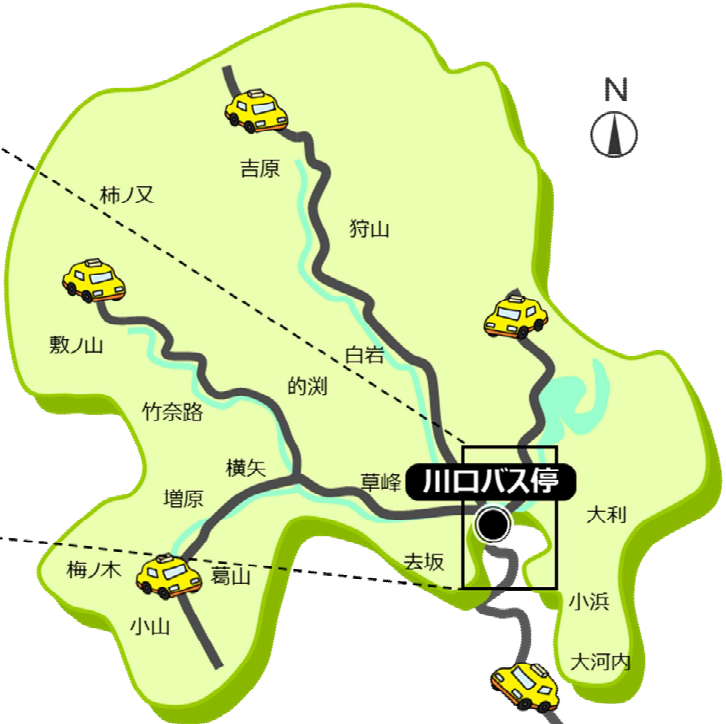


運行路線図等

公共交通 予約(デマンド)型乗合タクシー  
**愛あい号**



- 愛あい号 とは**
- 鏡地域内の“ご自宅近く”から川口バス停・鳥越バス停・生活支援ハウス・鏡公民館・鏡庁舎・鏡郵便局を運行する“公共交通”です
  - 利用するには、乗りたい便の“予約”が必要です
  - 予約があればお1人でも運行します
  - 川口バス停・鳥越バス停でバスに乗り換えて、市中心部へ行くことができます



**ご利用の流れ**

**電話予約**  
吉原〇番地の〇〇です  
**鳥越便の9時2分着**に乗りたいので**自宅へ**お願いします

**予約受付**  
のちほどお迎えの時間と場所を折り返し電話します

**折り返し電話**  
**自宅近く**に**8時40分**にお迎えにあがります  
他の予約者がいますので乗合となります

**乗合タクシー**  
他の予約者と乗り合いながら**鳥越バス停**まで運行します



**川口便**  
鏡地域 ⇄ 川口バス停

おでかけ		着	川口バス停
平日	土日祝		
7:35着	7:35着		
8:55着	9:05着		
12:15着	12:35着		
13:55着	-		
おかえり		鏡地域	発
平日	土日祝		
11:54発	11:59発		
13:29発	13:49発		
15:09発	16:09発		
17:09発	-		

**鳥越便**  
鏡地域 ⇄ 鳥越バス停

おでかけ		着	鳥越バス停
平日	土日祝		
7:42着	7:42着		
9:02着	9:12着		
12:22着	12:42着		
14:02着	-		
おかえり		鏡地域	発
平日	土日祝		
11:45発	11:50発		
13:20発	13:40発		
15:00発	16:00発		
17:00発	-		

**予約先 有限会社 さくらハイヤー**

フリーダイヤル：0120-03-1241  
電話番号：088-831-8088 (ファクス:088-831-8039)

運賃	大人	小人	未就学児
川口便	300円	150円	無料
鳥越便	500円	250円	無料

※障がい者手帳をお持ちの方・介助の方は上記金額の半額

予約受付：24時間対応  
予約締切：おでかけ 出発の2時間前 (朝1便目は前日17時半前)  
おかえり 出発の1時間前  
運行日：毎日

<b>高知市</b> <b>土佐山地域 「かわせみ号」</b>		導入形態	デマンド型乗合タクシー	
		導入地区 (導入開始)	土佐山地域 (実証運行 H24. 10. 1～H25. 9. 30) (本格運行 H25. 10. 1～ 運行中)	
運行主体	株式会社第二さくら交通			
運行台数	5台			
運行形態 ・便数	形態 区域運行 (路線バスの発着時刻に合わせた時間設定)			
	便数	平日	土佐山庁舎便 小坂峠便 みづき便	乗換ポイント・のりおりば行き 乗換ポイント行き 乗換ポイント行き
運行形態 ・便数	土日祝	土佐山庁舎便 小坂峠便 みづき便	乗換ポイント・のりおりば行き 乗換ポイント行き 乗換ポイント行き	9便 / ご自宅付近行き 9便 7便 / ご自宅付近行き 6便 4便 / ご自宅付近行き 4便 4便 / ご自宅付近行き 4便 3便 / ご自宅付近行き 3便 4便 / ご自宅付近行き 4便
	※乗換ポイント3ヶ所・のりおりば1ヶ所 (乗換ポイント, のりおりばの場所については次ページ参照)			
運行日	毎日			
運賃	1乗車	土佐山庁舎便 小坂峠便 みづき便 共通	大人 (中学生以上) 300円 大人 (中学生以上) 400円 大人 (中学生以上) 500円 未就学児 (保護者同伴に限る)	小学生 150円 小学生 200円 小学生 250円 無料
	身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳保持者及び介助者 半額			
予約受付	予約受付 24時間受付 (毎日) 予約締切 各便の予約締切時間までに電話またはファクスにて連絡			
協議機関	高知市地域公共交通会議 (構成員 学識経験者, 公共交通事業者, 住民代表, 高知運輸支局, 事業用自動車運転手が組織する団体, 警察, 道路管理者, 高知市)			
財源対策	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域内フィーダー系統), 過疎債			

#### 利用実績

	H27. 10～H28. 9	H28. 10～H29. 9	H29. 10～H30. 9	H30. 10～R1. 9
運行回数	1, 124 回	1, 207 回	1, 954 回	4, 546 回
利用人数	1, 336 人	1, 346 人	2, 366 人	10, 138 人
運賃収入	419, 300 円	403, 650 円	611, 550 円	609, 800 円
運行補助金	3, 580, 340 円	3, 822, 630 円	5, 036, 050 円	8, 800, 740 円

運行費補助金算出方法 (本格運行後 (H25. 10～))

土佐山庁舎便

(1 運行単価+時間距離併用運賃-運賃) の総和

小坂峠便・みづき便

(時間距離併用運賃-運賃) の総和

#### 運行に至った経過・作業等

平成 22 年度	H22. 10～H23. 1	土佐山地域住民意識調査アンケート・土佐山地域意見交換会 (1 回)
	H23. 3	高知市地域公共交通総合連携計画 策定
平成 23 年度	H23. 3～H23. 9	土佐山地域意見交換会 (3 回)
	H23. 12	実証運行に係る提案書
平成 24 年度	H24. 5～H25. 3	土佐山地域意見交換会 (4 回)
	H24. 6	実証運行事業者 選定
	H24. 7～H24. 9	各地区説明会 (11 回)
	H24. 8	乗合タクシー許可申請 (道路運送法第 21 条)
	H24. 10	実証運行 開始
平成 25 年度	H24. 11	土佐山地域デマンド型乗合タクシー実証運行アンケート調査
	H25. 4	本格運行に係る提案書
	H25. 5	本格運行事業者 選定 (公募型プロポーザル方式による) 生活交通ネットワーク計画 (地域内フィーダー系統確保維持計画) 策定
	H25. 6	乗合タクシー許可申請 (道路運送法第 4 条)
	H25. 10	本格運行 開始

#### 今後に向けての課題

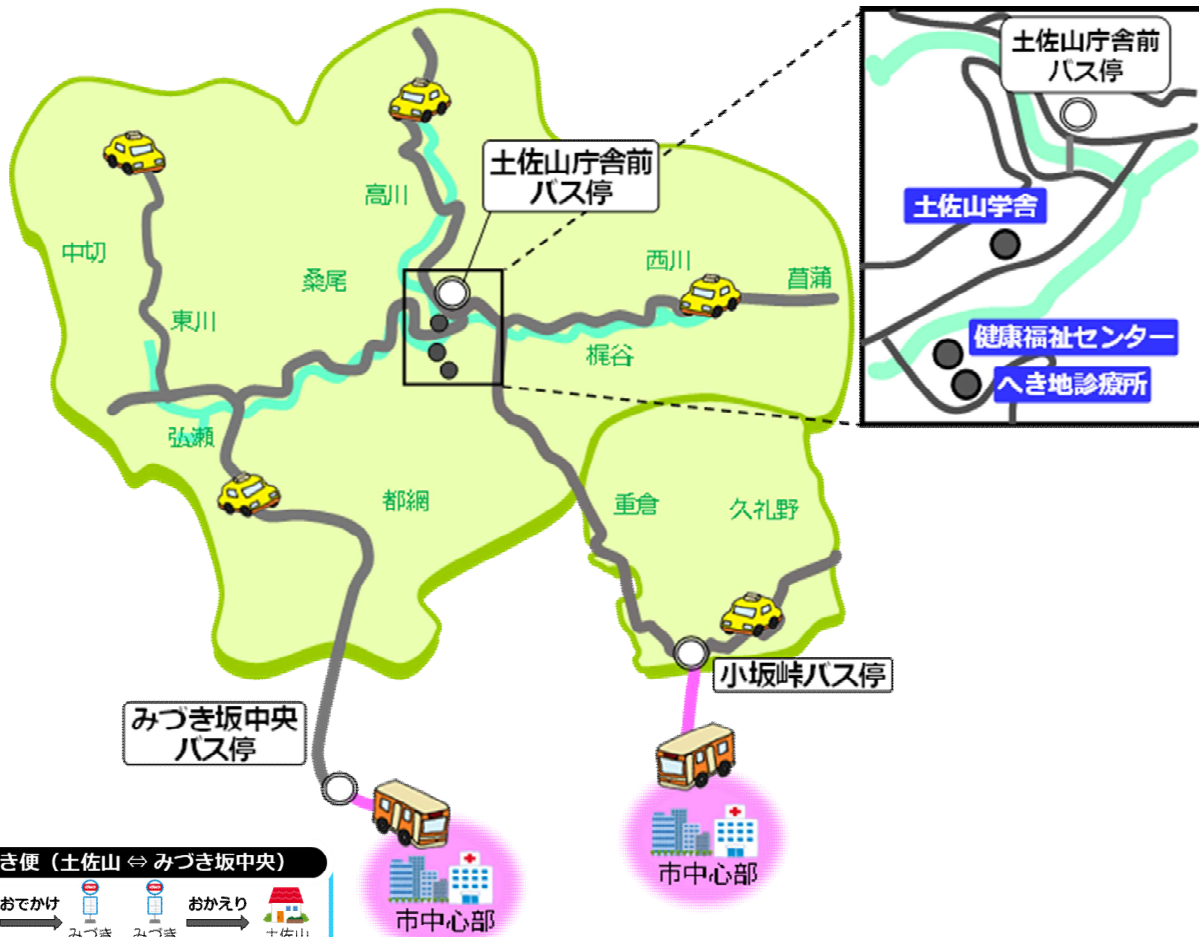
今後も利用状況等を踏まえ, 地域のニーズに合った地域公共交通となるよう運行内容の改善を検討します。

デマンド型乗合タクシー  
**かわせみ号**

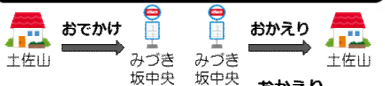
デマンド型乗合タクシー  
**かわせみ号**  
区域乗合

**かわせみ号とは**

- 土佐山地域の“ご自宅近く”から「土佐山庁舎前バス停」「小坂峠バス停」「みづき坂中央バス停」へ運行する、“公共交通”です。  
「土佐山学舎」「土佐山へき地診療所」「健康福祉センター たきゆり」へも運行します。
- 利用するには“事前予約”が必要です。また、予約があればお1人でも運行します。
- バス停でバスに乗り換えて、市中心部へ行くことができます。



**みづき便 (土佐山 ⇄ みづき坂中央)**



おでかけ		おかえり	
平日	土日祝	平日	土日祝
7:30着	7:43着	12:10発	11:01発
9:35着	9:25着	14:55発	13:41発
12:05着	11:00着	16:50発	16:11発
14:55着	13:40着	17:55発	18:05発

**小坂峠便 (土佐山 ⇄ 小坂峠)**



おでかけ		おかえり	
平日	土日祝	平日	土日祝
7:09着	7:30着	9:52発	13:32発
9:10着	9:20着	11:37発	15:52発
10:00着	12:50着	13:12発	18:22発
10:55着		14:52発	
12:30着		16:52発	
14:10着		18:22発	
16:10着			

**土佐山庁舎便 (土佐山 ⇄ 土佐山庁舎前)**



おでかけ		おかえり	
平日	土日祝	平日	土日祝
6:55着	7:15着	10:09発	13:49発
8:10着	8:10着	11:10発	15:00発
8:55着	9:05着	11:54発	16:09発
9:45着	12:35着	13:29発	18:39発
10:40着		14:10発	
12:15着		15:35発	
13:55着		16:30発	
14:50着		17:09発	
15:55着		18:39発	

※土佐山学舎、へき地診療所、健康福祉センターへも運行します。

**予約先 株式会社 第二さくら交通**

フリーダイヤル：0120-03-1241  
電話番号：088-831-8088  
予約受付：24時間対応  
予約締切：出発の1時間前

おでかけの朝1便目は前日17:30  
運行日：毎日

運賃	大人	小人	未就学児
土佐山庁舎便	300円	150円	無料
小坂峠便	400円	200円	無料
みづき便	500円	250円	無料

- ・障がい者手帳の所持者・介助者は半額
- ・土佐山へき地診療所への利用は無料
- ・土佐山学舎への通学利用は無料(※)
- (※土佐山学舎に事前に申請されている方が対象です)

**ご利用の流れ**

**電話予約**

土佐山〇番地の〇〇です  
土佐山庁舎便の8:55着に  
乗りたいので**自宅へ**  
お願いします

**予約受付**

お迎えの時間と場所  
を折り返し電話します

**折り返し電話**

**自宅近くに8時30分**に  
お迎えにあがります  
他の予約者がいます  
ので乗合となります

**乗合タクシー**

他の予約者と乗り合い  
ながら**土佐山庁舎前**  
**バス停**まで運行します

高知市 春野地域 「はるちゃん号(北・南ルート)・しおかぜ号」		導入形態	デマンド型乗合タクシー	
		導入地区 (導入開始)	春野地域 (実証運行 H28. 10. 1～H29. 9. 30) (本格運行 H29. 10. 1～ 運行中)	
運行主体	有限会社第一さくら交通			
運行台数	4台			
運行形態・便数	形態 路線運行 (路線バスの発着時刻に合わせた時間設定) 便数 はるちゃん号北ルート・はるちゃん号南ルート・しおかぜ号共通 瀬戸団地南口方面行き 平日・土日祝 8便 新川通方面行き 平日・土日祝 8便 乗換ポイント 4ヶ所 (運行路線, 乗換ポイントについては次ページ参照)			
運行日	毎日			
運賃	1乗車 春野地域から春野地域への利用 大人(中学生以上) 300円 小学生 150円 春野地域から長浜地域への利用 大人(中学生以上) 300円 小学生 150円 長浜地域から長浜地域への利用 大人(中学生以上) 200円 小学生 100円 共通 未就学児(保護者同伴に限る) 無料 身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳保持者及び介助者 半額			
予約受付	予約受付 24時間受付(毎日) 予約締切 各便の予約締切時間までに電話またはファクスにて連絡			
協議機関	高知市地域公共交通会議 (構成員 学識経験者, 公共交通事業者, 住民代表, 高知運輸支局, 事業用自動車運転手が組織する団体, 警察, 道路管理者, 高知市)			
財源対策				
<b>利用実績</b>				
	H28. 10～H29. 9	H29. 10～H30. 9	H30. 10～R1. 9	
運行回数	2,843回	4,207回	4,771回	
利用人数	3,632人	6,154人	7,011人	
運賃収入	987,900円	1,644,050円	1,829,250円	
運行費補助金	4,185,160円	7,454,310円	8,276,950円	
運行費補助金算出方法 (時間距離併用運賃－運賃) の総和				
<b>運行に至った経過・作業等</b>				
平成22年度	H22. 10～H23. 1	春野地域住民意識アンケート調査・春野地域意見交換会(1回)		
	H23. 3	高知市地域公共交通総合連携計画策定・春野地域意見交換会		
平成23年度	H23. 6	春野地域意見交換会		
平成24年度	H24. 12～H25. 3	春野地域の交通現況調査		
平成27年度	H27. 8～H27. 12	春野地域意見交換会(2回)		
	H28. 3	各地区説明会(10回)		
平成28年度	H28. 5	運行事業者選定		
	H28. 6	高知市地域公共交通網形成計画策定		
	H28. 8	乗合タクシー許可申請(道路運送法第21条)		
	H28. 10	実証運行 開始		
	H28. 12	春野地域デマンド型乗合タクシー実証運行アンケート調査		
	H29. 3	本格運行案に係る春野地域意見交換会		
平成29年度	H29. 6	乗合タクシー許可申請(道路運送法第4条)		
	H29. 10	本格運行 開始		
<b>今後に向けての課題</b>				
今後も利用状況や地域の要望等を踏まえ, 地域のニーズに合った地域公共交通となるように運行内容の改善を検討します。				



公共交通 予約(デマンド)型乗合タクシー

# はるちゃん号 しおかぜ号

- 路線バスのように、ルートとダイヤが決まっている“予約型乗合タクシー”です
- 利用するには**予約が必要**です（予約があればお1人でも運行します）
- 新川通・JAはるの・長浜・瀬戸では、バスに乗り換えることができます
- ルート上であれば、**どこでも乗り降り**できます（フリー乗降制）



デマンド型乗合タクシー  
**はるちゃん号**  
区域乗合

デマンド型乗合タクシー  
**しおかぜ号**  
区域乗合

車両にはられた はるちゃん号、しおかぜ号のステッカーが目印です。

運賃 (3ルート共通)		降りるところ			
		春野		長浜・瀬戸	
乗るところ	春野	小学生	大人	小学生	
		300円	150円	300円	150円
			200円	100円	

※障がい者手帳をお持ちの方、介助者の方は半額（10円未満切り上げ）

※未就学児は無料

**ご注意いただきたいこと**

- キャンセルはお早めにご連絡ください。
- 時刻表は、各地点を通過する目安時刻です。
- 大きな荷物やペットは ご遠慮ください。



**予約先**  
(3ルート共通)

**(有)第一さくら交通**

☎0120-03-1241

☎088-831-8088

- 予約受付: 24時間
- 予約締切: 出発の60分前  
※朝①便目、②便目は  
前日17:30締切

<p style="text-align: center;"><b>南国市</b></p> <p style="text-align: center;">(乗合タクシー①「せいらん」 ②「うめの里交通」)</p>		導入形態	デマンド型乗合タクシー			
		導入地区 (導入開始)	①上倉・黒滝方面の7部落及び瓶岩地区 (H24.10月～ 7部落、 H25.10月～ 奈路部落全域にエリア拡大、 H26.10月～ 瓶岩地区(6部落)を追加) ②白木谷・八京地区(H26.4月～)			
運行主体	(有)いだいソイヤ ※公募型プロポーザル方式により、選定。					
運行台数	タクシー車両4台					
運行形態・便数	・区域運行+路線バスへの接続に合わせた時間設定 ・①1日行き5便(領石行き)、帰り5便(領石発)、自宅付近～領石バス停留所 (ほか領石出張所・病院前・農協前) ②1日行き5便(高知医大行き)、帰り5便(高知医大発)、自宅付近～白木谷通バス停～高知医大					
運行日	週5日(月～金) 祝日でも運行					
運賃	①1人 片道300円 ②自宅～高知医大間 1人 片道500円、自宅～白木谷通バス停間 1人 片道300円					
予約受付	①行き1・2便は利用日前日の18時までに運行事業者に予約。 ②行き1便は利用日前日の18時までに運行事業者に予約。 その他の便は、①②ともに利用当日の朝8時30分までに予約。※利用者登録が必要					
協議機関	南国市地域公共交通会議 (市、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、県、警察、道路管理者、学識経験者 等)					
財源対策	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内リーダー系統)					
<b>利用実績</b>						
	H27.10～H28.9	H28.10～H29.9	H29.10～H30.9	H30.10～R1.9	合計	
利用人数	349人	345人	556人	450人	1,700人	
運賃収入	184,900円	174,500円	290,200	228,150	877,750円	
※運行経費は、市から交通事業者に補助金として支出。 補助金額＝運行経費－運賃収入－国補助額						
<b>運行に至った経過・作業等</b>						
(H23年)5月	南国市地域公共交通会議 設立					
11月	アンケート調査、ヒアリング調査(利用者・交通事業者・事業者・医療機関・集落別)					
(H24年)3月	「南国市生活交通ネットワーク計画」調査報告書 作成					
10月	「せいらん」運行開始(上倉、中谷、黒滝、桑ノ川、中ノ川、大改野、奈路北(遠郷)) 白木谷・八京地区 アンケート調査					
(H25年)1月	瓶岩地区 アンケート調査(天行寺、成合、外山、亀岩、宍崎、才谷)					
5月	「せいらん」利用登録者アンケート調査					
10月	高知県交通バス路線・奈路～奈路分岐間の廃止に伴い、奈路部落全域に運行範囲拡大 白木谷・八京地区でスクールバス活用の実証運行開始(～H26.3月)					
(H26年)4月	白木谷・八京地区で乗合タクシー「うめの里交通」実証運行開始(～H26.9月)					
10月	白木谷・八京地区で「うめの里交通」運行開始、アンケート調査 瓶岩地区で「せいらん」運行開始					
(H29年)11月	利用登録者アンケート調査					
(H30年)10月	「せいらん」1便/1便増便 障がい者及び介助者割引導入					
(R1年)10月	運賃 全路線200円値下げ					
<b>今後に向けての課題</b>						
徐々に利用者の幅が広がりつつあり、中山間地域の住民の移動保障として維持していきたい。						



南国市  
公共交通マップ  
令和元年10月1日現在

路線バス・乗合タクシー 概要		
市町村間運行 バス路線	とさでん交通㈱	領石・南国オフィスパーク・田井線 潮見台／龍河洞線 前浜・パークタウン線 医大病院線
	高知東部交通㈱	安芸線
市内運行 バス路線	(有)日章ハイヤー	高知医大～久枝線 医療センター～十市～後免町線
	(有)いだいハイヤー	植田～JA高知病院線 前浜～JA高知病院線
乗合タクシー (エリア)	(有)いだいハイヤー	と領石の間 と白木谷通・医大の間
	(有)第二さくら交通	一宮線(刑務所～医大～宮) 美術館通線(医大～美術館通電停)





<p style="text-align: center;"><b>土佐市</b></p> <p style="text-align: center;">(「ドラゴンバス」)</p>		導入形態	路線バス (民営)		
		導入地区 (導入開始)	①高岡～新居・宇佐方面 ②高岡～波介・戸波・北原方面 ※全ての便が、高岡経由で JR 伊野駅まで運行 (H24. 10 月～)		
運行主体	土佐市観光有限会社				
運行台数	2 台				
運行日・ 運行ルート	毎日運行 ①宇佐伊野線 高岡→新居→宇佐→高岡→伊野→高岡 高岡→伊野→高岡→新居→宇佐→高岡 ②市野々伊野線 高岡→波介→市野々→北原→高岡→伊野→高岡 高岡→伊野→高岡→波介→市野々→北原→高岡→伊野→高岡				
運賃	大人 300 円 (高岡中心部～JR 伊野駅は 200 円) 小人 100 円 ※身体障害者は半額				
協議機関	土佐市地域公共交通会議 (市、住民代表、交通事業者、事業用自動車の運転手が組織する団体、高知運輸支局、県、警察、道路管理者等)				
財源対策	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域内フィーダー系統)				
<b>利用実績</b>					
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (半年分)	
乗車人員	57,896 人	58,141 人	59,415 人	30,276 人	
運賃収入	12,075,512 円	12,226,105 円	12,277,733 円	6,621,505 円	
補助金※	35,637,797 円	40,207,969 円	39,064,599 円	12,137,581 円	
	H27. 10. 1～H28. 9. 30	H28. 10. 1～H29. 9. 30	H29. 10. 1～H30. 9. 30	H30. 10. 1～H31. 3. 31	
※運行経費の赤字分を補てんする形で支出。(令和元年度以降は委託金)					
<b>運行に至った経過・作業等</b>					
<p>(H21 年) 4 月 土佐市地域公共交通会議設置 10 月 第 1 回土佐市地域公共交通会議 開催</p> <p>(H22 年) 1 月 第 2 回土佐市地域公共交通会議 開催 高岡～用石・新居・宇佐・塚地地区を巡回するバスの運行を決定 4 月 土佐市ドラゴンバス 運行開始</p> <p>(H23 年) 6 月 土佐市公共交通活性化検討委員会設置 「土佐市地域公共交通活性化計画」の検討のため ・市民アンケート調査 ・中学 3 年生保護者アンケート調査 ・バス利用者ヒアリング ・観光客ヒアリング ・鉄道利用者ヒアリング ・交通事業者ヒアリング</p> <p>(H24 年) 3 月 「土佐市公共交通活性化計画」策定 6 月 ドラゴンバス (新ルート) 運行事業者選定 (公募型プロポーザル) 10 月～ ドラゴンバス (新ルート) 運行開始</p> <p>(H30 年) 10 月～ とさでん交通に代わり土佐市観光有限会社が運行主体として運行を開始</p>					
<b>今後に向けての課題</b>					
市内を循環し、JR 伊野駅にも延伸することで交流人口拡大に努めているが、依然市内には公共交通空白地域が存在することから、今後はその地域に対しても対策が必要である。					

運行路線図

運行路線図

どこから乗っても降りても  
運賃は一律

大人300円 小人100円

この区間内は  
大人200円

ド2(市野々-渡介エリア)

ド1(伊野エリア)

ド3(宇佐エリア)

乗継割引ポイント

バス↔バス

バス↔バス↔路面電車



ドラゴンバス専用定期券発売中

ドラゴンバス 運賃表	運賃	定期券
		1ヵ月
大人	300	6,000
	200	4,000
小人	100	2,000

備考 ドラゴンバス専用定期券  
一般路線バスではご利用できません  
障害者3割引

土佐市ポイント①②③

バス⇔バス



※乗継割引はそれぞれのポイント内での乗継ぎ(一時間以内)に限りです。

例) 【割引対象○】  
西芝路車→中島乗車  
【割引対象×】  
井上病院前降車→変電所通乗車

伊野駅ポイント  
電車⇔バス バス⇔バス



【割引額】  
土佐市P 100円  
梅の木P 100円  
伊野駅P 30円

土佐市コミュニティバス

土佐市ドラゴンバス

R1年  
10月1日改正

どこから乗っても降りても運賃は一律

大人300円 小人100円

(※一部区間200円)

ドラゴンバス専用定期券発売中

市野々-伊野線車両

宇佐-伊野線車両

ICカード(ですか)も利用できます!!

お問い合わせ先/土佐市観光局 〒781-1102 土佐市高岡町乙2670-1 TEL(088)852-1237

土佐市ドラゴンバス(市野々-伊野線) ○印 日祝日は運休便です。

高岡営業所→高岡高校通→渡介→市野々→北原→高岡高校通→伊野駅→高岡高校通南→高岡営業所→(高知リハビリ学院、高知リハビリ専門職大学)

高岡営業所	高岡高校通	渡介	市野々	北原	高岡高校通	伊野駅	高岡高校通南	高岡営業所
08:10	08:14	08:22	08:27	08:30	08:33	08:36	08:41	08:43
08:30	08:34	08:42	08:47	08:50	08:53	08:56	09:01	09:03

(高知リハビリ学院、高知リハビリ専門職大学)→高岡営業所→高岡高校通→伊野駅→高岡高校通南→渡介→市野々→北原→高岡高校通→伊野駅→高岡高校通→高岡営業所

高岡営業所	高岡高校通	渡介	市野々	北原	高岡高校通	伊野駅	高岡高校通南	高岡営業所
10:35	10:39	10:43	10:47	10:53	10:59	10:59	11:02	11:09
13:24	13:29	13:33	13:37	13:43	13:49	13:49	13:52	13:59
15:50	15:54	15:58	16:02	16:08	16:14	16:23	16:26	16:33

土佐市ドラゴンバス(宇佐-伊野線) ○印 日祝日は運休便です。

高岡営業所→高岡高校通→南中島→宇佐→電→埋地→高岡高校通→天王梅の木第二→伊野駅→天王梅の木第二→高岡高校通→高岡営業所

高岡営業所	高岡高校通	南中島	宇佐	電	埋地	高岡高校通	天王梅の木第二	伊野駅	天王梅の木第二	高岡高校通	高岡営業所
05:45	05:49	05:54	05:56	06:03	06:09	06:13	06:16	06:18	06:23	06:27	06:34
7:26	7:30	7:35	7:45	7:51	7:58	7:58	8:02	8:08	8:14	8:18	8:27
13:00	13:04	13:09	13:11	13:16	13:25	13:29	13:32	13:36	13:42	13:48	13:57

(高知リハビリ学院、高知リハビリ専門職大学)→高岡営業所→高岡高校通→天王梅の木第二→伊野駅→天王梅の木第二→高岡高校通→南中島→宇佐→電→埋地→高岡高校通→高岡営業所

高岡営業所	高岡高校通	南中島	宇佐	電	埋地	高岡高校通	天王梅の木第二	伊野駅	天王梅の木第二	高岡高校通	高岡営業所
9:55	9:59	10:03	10:07	10:11	10:17	10:23	10:26	10:31	10:35	10:38	10:45
15:10	15:14	15:18	15:22	15:26	15:32	15:38	15:41	15:46	15:50	15:53	16:00
17:40	17:41	17:45	17:49	17:53	17:59	18:05	18:08	18:15	18:18	18:23	18:28

<b>宿毛市</b>  (コミュニティバス：はなちゃんバス)		導入形態	市町村運営有償運送 (交通空白輸送)											
		導入地区 (導入開始)	楠山線、栄喜線、舟ノ川線、出井線、藻津線 (実証運行 H28.10 ~ H29.9) 本格運行 H29.10 ~ 運行中)											
運行主体	宿毛市 ※丸三観光ハイヤー有限会社と業務委託契約を締結													
運行台数	14人乗り車両 2台 (宿毛市所有)													
運行日・ 運行ルート	月曜日：楠山線 火曜日：栄喜線 水曜日：舟ノ川線 (舟ノ川 - 旧石原小学校前間はデマンド運行) 木曜日：出井線 (出井駐車場公衆トイレ前 - 日平奥 - 楠山多目的集会所前間はデマンド運行) 金曜日：藻津線 ※国民の祝日及び国民の休日も運行 (ただし、12月29日～翌1月3日は運休) ※国道沿線以外はフリー乗降													
運賃	別添参照 ※小学生は大人運賃の半額 ※未就学児童は保護者同伴とし、保護者1人につき1人分無料 1人を超える場合は、1人につき小学生1人分の運賃 ※各種手帳交付者 (身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳) 及びその介護者 (1人につき1人まで) は半額免除													
協議機関	宿毛市地域公共交通会議 (市、事業者代表、市民代表、高知運輸支局、道路管理者、警察署職員、県 等)													
財源対策	地域公共交通確保維持改善事業費補助金													
<b>利用実績</b>														
<b>【平成30年10月～令和元年9月】</b>														
月利用者数 (人)														
	期間計	前年比	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
楠山線	1,642	115%	172	166	144	138	100	126	136	88	121	150	121	180
栄喜線	2,345	106%	230	201	205	173	158	196	225	158	202	233	156	208
舟ノ川線	1,435	188%	111	88	120	116	119	136	91	136	120	146	91	161
出井線	1,512	107%	107	151	132	92	94	87	96	175	144	138	137	159
藻津線	1,786	117%	117	137	130	131	133	166	155	153	115	159	215	175
全路線	8,720	119%	737	743	731	650	604	711	703	710	702	826	720	883
<b>運行に至った経過・作業等</b>														
平成27年 : 宿毛市公共交通再編調査実施														
平成28年10月：実証運行開始 →市内5路線及び市街地循環線														
12月：運行路線の一部変更及び停留所の新設 →田村内科クリニック前・サングリーククリハラ前・エヴィ前を新設														
平成29年1月：運行経路の一部変更 →市街地循環線を1周から1.5周に変更														
3月：利用方法の変更 →市街地循環線区間を全経路フリー乗降区間に変更														
8月：一部路線の廃止及び新設 →都賀ノ川線の廃止、西路線の新設														
10月：実証運行終了に伴い、本格運行開始 運行ルート及びダイヤの大幅な変更、市街地循環線単独路線の廃止														
<b>今後に向けての課題</b>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の増加及び利便性向上に向けた運行内容の見直し</li> <li>・着手できていない交通空白地域における解消への取り組み</li> <li>・より適した運行形態の検討</li> </ul>														





土佐清水市 (デマンド交通：おでかけ号)		導入形態	デマンド型乗合タクシー		
		導入地区 (導入開始)	下ノ加江地区、三崎地区、下川口地区 (H25. 10月～実証運行、H26. 10月～本格運行)		
運行主体	下ノ加江地区：(有)足摺交通 三崎・下川口地区：龍串見残観光ハイヤー(有)				
運行台数	下ノ加江地区：セダン型1台、ジャンボタクシー1台 三崎・下川口地区：セダン型1台、ジャンボタクシー1台				
運行形態・便数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域運行+路線バスへの接続に合わせた時間設定</li> <li>・地域⇒市街地：下ノ加江1日3便 下川口1日3便</li> <li>・市街地⇒地域：下ノ加江1日2便 下川口1日3便</li> <li>・三崎地区循環線：1日5便</li> </ul>				
運行日	月～土曜日(日・祝日、年始1/1～1/3は運休)				
運賃		エリア内	(エリアを越える) 区域内	区域外 (市街地まで)	
	下ノ加江地区	100円/回	早朝1便のみ区域拡大した料金を適用	下浦 600円/回	立石・布 800円/回
	三崎地区	100円/回	200円/回	600円/回	
	下川口地区	100円/回	200円/回	800円/回	
	<p>※小人(小学生以下)及び障がい者及び免許返納者は半額。1歳未満の乳児、未就学児童(保護者同伴)は無料。</p> <p>※通学・通勤等に路線バスの定期券を購入している方は、その区間に限り無料。</p> <p>※10回乗ったら、1回の乗車が無料になるポイント割引を実施中。</p>				
予約受付	<p>9:00～17:00(日・祝日、年始1/1～1/3を除く)</p> <p>※予約受付センター(NPO法人 ノアズアークが受託)で受付。</p> <p>※午前10時までの便は、前日予約。</p> <p>それ以外は、下ノ加江地区・・・2時間前、三崎・下川口地区・・・1時間前までに予約。</p> <p>※事前の利用者登録は必要なし。</p>				
協議機関	土佐清水市地域公共交通協議会 (市、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、県、警察、道路管理者等)				
財源対策	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統)				
<b>利用実績</b>					
		H28. 10～H29. 9月	H29. 10～H30. 9月	H30. 10～R1. 9月	合計
下ノ加江地区	利用人数	975人	1,007人	1,019人	3,001人
	運行収入	421,400円	495,350円	436,450円	1,353,200円
	運行経費	4,934,900円	5,042,300円	4,831,000円	14,808,200円
三崎・下川口地区	利用人数	2,275人	2,266人	2,755人	7,296人
	運行収入	915,750円	830,450円	933,300円	2,679,500円
	運行経費	9,390,900円	8,903,600円	9,365,500円	27,660,000円
<b>運行に至った経過・作業等</b>					
<p>(H24年) 5～6月「協働による地域内移動システム構築事業」により、生活路線バスの経由地でない下ノ加江・三崎・下川口地区の952世帯に対し、全戸アンケート調査を実施。</p> <p>アンケート結果等をもとに、市民の誰もが出かけることができる地域密着型の交通体系・移動システムの構築に向けて「誰でも、お出かけ委員会」(社会福祉協議会、NPO法人、交通事業者、医師会、住民代表、PTA等が参画)で検討。</p> <p>(H25年) 3月 土佐清水市地域公共交通協議会に、運行計画(案)を提出。同会で承認。</p> <p>10月～ 実証運行開始。1年間の試験期間を経て、平成26年10月～本格運行開始。</p> <p>(H28年) 7月～「土佐清水市地域公共交通再編のための調査研究事業」を実施。(高知工科大学に委託)</p> <p>調査の一環として、地域での聞き取りやアンケート調査(全世帯から1/2をランダム抽出)を実施。</p>					
<b>今後に向けての課題</b>					
・利用者の利便性の向上による利用拡大					





**土佐清水市デマンド交通「おでかけ号」とは**

土佐清水市では、現在運行している「路線バス」の一部を廃止し、新しく区域運行(デマンド交通)を導入します。ご利用には、あらかじめ電話での予約(デマンド)を行い、自宅(もしくは自宅の近く)までお迎えに行きます。基本的にはエリア内の目的地(商店など)や高知西南交通(株)の運行するバス停まで送迎する公共交通です。ただし、一部の便については、過疎地有償運送を運行します。また、交通空白地域については、過疎地有償運送を導入することにより空白地域の解消を図ります。過疎地有償運送についても、ご利用にはあらかじめ電話での予約が必要です。

**運行エリア**

- デマンド交通 ●下ノ加江地区 ●三崎地区 ●下川口地区
- 過疎地有償運送 ●家路川地区 ●大川内地区 ●藤ノ川・鳥測地区 ●松山・横峯地区 ●横道地区

**運行日・運行料金**

■区域運行(デマンド交通) 運行日:月~土(日・祝日、年始1/1~1/3休み)  
どなたでもご利用いただけます。

地区(エリア)名	料金		車両
	エリア内	区域外(市街地まで)	
下ノ加江地区	100円/回	別紙料金表を参照 下浦 600円/回 立石・布 800円/回	タクシーまたは10人乗り程度の車
三崎地区	100円/回	200円/回	バス
下川口地区	100円/回	200円/回	

※下ノ加江地区の早朝の便についてのみ、区域を拡大し市街地までの区間についても乗降が可能です。その場合の運行料金は別紙をご参照ください。  
※エリア・区域については、パンフレット裏面の地図をご参照ください。

■過疎地有償運送 運行日:週2日(日・祝日、年始1/1~1/3休み)

家路川・大川内・藤ノ川・鳥測・松山・横峯・横道の住民等で、「過疎地有償運送の会員」の方のみご利用いただけます。  
※上記の住民等とは、当該地域の住民及びその親族、また当該地域に日常的に用務のある人(をい)、会員となるには「会員登録申込書」の提出が必要で、

運行区間	料金	車両
家路川 ⇄ 下ノ加江市民センター (運行日:月・木)	100円/回	乗用車 ※使用車両はその時によって異なります。
大川内 ⇄ 下ノ加江市民センター (運行日:火・金)		
藤ノ川 ⇄ 鳥測 ⇄ 下川口市民センター (運行日:月・木)		
松山 ⇄ 横峯 ⇄ 下川口市民センター (運行日:火・金)		
横道 ⇄ プラザバル (運行日:月・木)		

**割引制度**

- 小人(小学生以下)及び障がい者は半額
- 1歳未満の乳児、未就学児童(保護者同伴)は無料
- 通学・通勤等に路線バスの定期券を購入している方は、その区間に限り無料



**ご利用方法**

ご利用には、事前に予約が必要です。

予約受付番号 **☎ 0880-82-1800**

所在地:土佐清水市栄町1-16 NPO法人ノアズアーク内(予約受付センター)

受付時間 / 9:00~17:00(日・祝日、年始1/1~1/3休み)

■受付は、下ノ加江地区……2時間前 までに予約受付センターへご連絡ください。  
三崎・下川口地区……1時間前

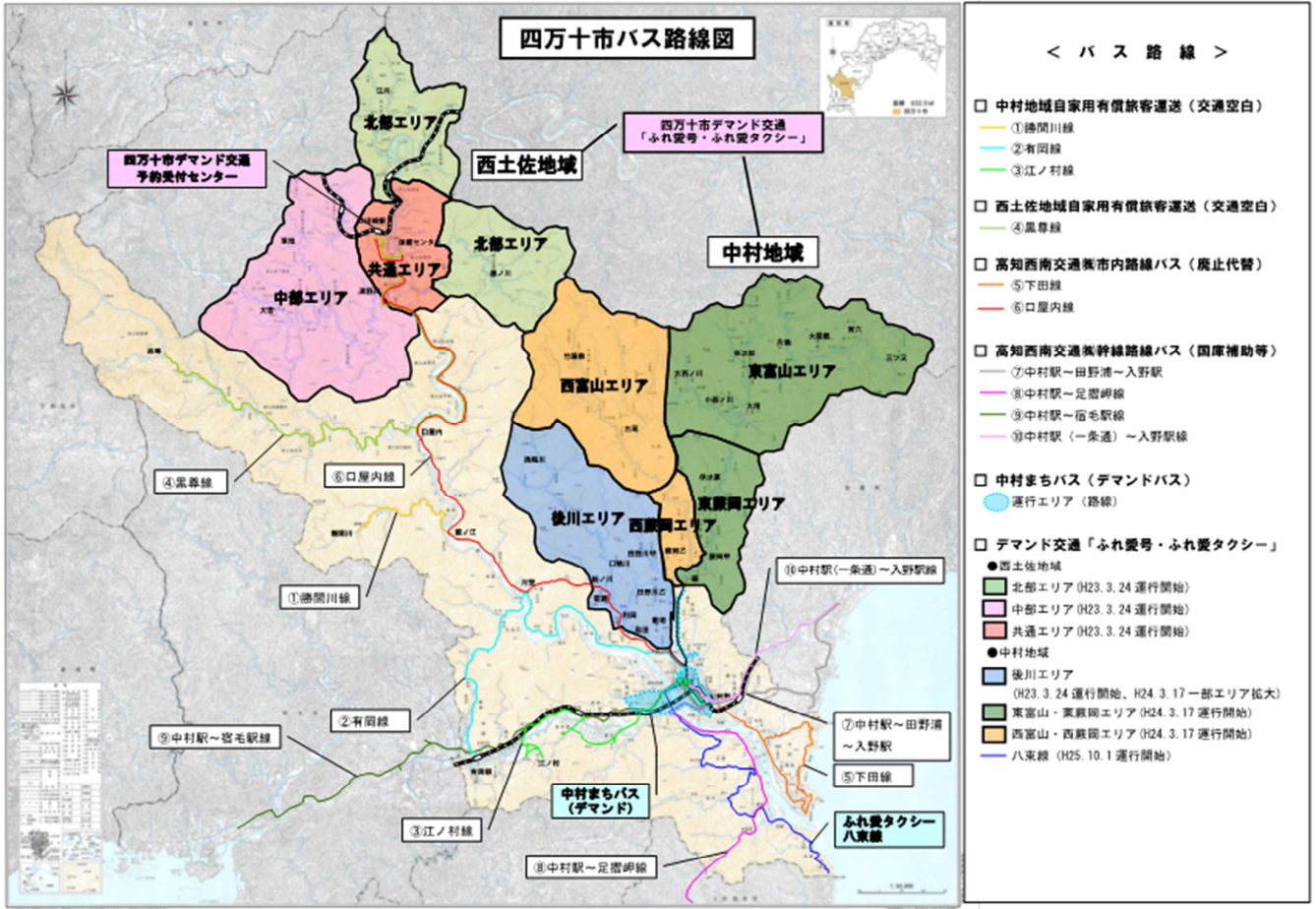
- 朝11時までに出発する便をご希望の場合は、前日までに予約が必要です。また、月曜日の朝11時までに出発する便は、前週の土曜日までに予約してください。
- 予約の変更・キャンセルが発生した場合は、すぐにご連絡ください。
- 「おでかけ号」には停留所はありません。ご自宅(付近)や病院、お店などへお迎えに行きます。
- 大きな荷物をお持ちの方やペットはご乗車できません。
- 道路事情により、車両が進入できない地域があります。あらかじめご了承ください。
- 「おでかけ号」はご予約をいただいたすべての方をお迎えに行きます。
- 一般のタクシーとは異なり、待ち時間や到着時間が前後することがあります。到着時間に余裕をもってご利用ください。
- 予約したい便が定員に達している場合は、予約をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 利用登録は必要ありませんが、運用上、予約の時に住所、氏名、ご連絡先をお聞きします。



四万十市 (「ふれ愛タクシー」、「ふれ愛号」)		導入形態	デマンド型乗合タクシー、路線バス (民営)			
		導入地区 (導入開始)	西土佐地域、中村地域(後川エリア) (H23. 3月～) 中村地域(富山・蕨岡(東西)エリア) (H24. 3月～) 中村地域 (八束地区) (H25. 10月～)			
運行主体	(西土佐) (有)西土佐交通 (後川・西富山・蕨岡) 高知西南交通株 (東富山・蕨岡・八束) 四万十市タクシー組合 ※四万十市タクシー組合では、H27. 11より4社が1週間交代で運行					
運行台数	(西土佐) ワゴン車 3台 (後川) ワゴン車 1台 (西富山・蕨岡) ワゴン車 1台 (東富山・蕨岡) タクシー車両1台+予備車2台 (八束) タクシー車両1台+予備車1台					
運行形態・便数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域運行 (西土佐地域：各エリア～江川崎、中村地域：各エリア～中村市街地)</li> <li>・路線不定期運行 (中村地域：八束線 (名鹿地区～中村駅))</li> <li>・西土佐地域 (中部エリアを除く) の朝一便目のみ、路線定期運行</li> <li>・エリアにより、1日4～11便。八束線は、1日3往復。</li> </ul>					
運行日	西土佐・後川・東富山・西富山・蕨岡 月～土曜日 (日祝日、年始1/1～3は運休) 八束 月・木曜日 (祝日、年始1/1～3は運休)					
運賃	(西土佐、後川) エリア内：200円、2エリア：300円 ※西土佐エリアは通学・通院利用に限り無料。 (富山・蕨岡) エリア内：200円、2エリア：300円、2エリアを超えるもの：500円 (八束) 100円～700円 ※小学生以下及び障害者は半額。					
予約受付	(西土佐・後川・富山・蕨岡) 予約受付センター (JR予土線江川崎駅内) (八束) 四万十市タクシー組合 ※八束線以外は、会員登録 (無料) が必要 ※月～土 7:00～18:00受付 (運休日除く) (八束線は、8:00～18:00受付) ※朝一番の便は前日まで。それ以外は、利用したい便の出発1時間～2時間前まで。					
協議機関	四万十市地域公共交通活性化協議会 (市、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、県 等)					
財源対策	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域内フィーダー系統) ※後川、西富山・西蕨岡エリアのみ					
<b>利用実績</b>						
		①西土佐エリア	②東富山・東蕨岡エリア	③八束地区	④後川エリア	⑤西富山・西蕨岡エリア
H28	利用人数	3,288人	3,073人	236人	1,618人	759人
	利用料金	544,700円	1,062,750円	103,900円	443,758円	264,991円
	市負担額	13,694,400円	7,182,250円	1,796,091円	5,547,500円	4,987,600円
H29	利用人数	3,833人	3,240人	188人	1,502人	691人
	利用料金	595,500円	1,109,700円	80,600円	403,975円	232,508円
	市負担額	15,934,320円	7,157,986円	1,834,306円	5,611,000円	5,407,000円
H30	利用人数	4,133人	3,054人	174人	1,482人	573人
	利用料金	685,300円	1,065,600円	73,950円	395,777円	178,545円
	市負担額	15,855,480円	7,133,721円	1,776,984円	6,014,000円	5,576,000円
※市負担額：①～③は委託料。④～⑤は運行補助金として支出。						
<b>運行に至った経過・作業等</b>						
(H21年) 3月 四万十市地域公共交通活性化協議会 設立総会 9～10月 アンケート調査、利用者ヒアリング調査						
(H22年) 3月 四万十市地域公共交通総合連携計画書 策定						
(H23年) 3月 西土佐・後川地域で実証運行開始 12月～H24. 1月 運行エリア拡大について、住民説明会						
(H24年) 3月 富山・蕨岡地域に運行区間拡大 4月 西土佐で一部運行形態・運行時間見直し						
(H25年) 4月 四万十市デマンド交通本格運行開始。 後川で減便、東富山・蕨岡で配車台数の変更、市街地エリアの乗降場所を追加。 10月～八束地区で路線不定期運行路線の実証運行						
(H26年) 10月～八束線の本格運行開始。						
(H29年) 4月 西土佐地域の自家用有償旅客運送事業の一部をデマンド交通に統合						
(H31年) 3月 四万十市地域公共交通網形成計画 策定						
<b>今後に向けての課題</b>						
・利用実績をもとに、運行形態、便数等の見直しを行い、利便性を損なわないように運行経費の削減を図る。						



運行路線図



平成30年5月現在

# 四万十市デマンド交通(ふれ愛号)利用案内

出かけるとき、電話で予約すると、近くまでお迎えに行き、ご希望の目的地付近まで(中村市街地エリアはバス停まで)お送りいたします。帰るときは、商店や病院近くのバス停などに迎えに行き、自宅近くまでお送りいたします。

※ただし、道路事情などにより、乗降場所を指定される場合もありますので、ご注意ください。

利用するには

**事前に予約が必要**です。

**利用者登録**

- ◇原則、事前に利用者登録が必要です。利用者は利用者登録用紙若しくは予約受付センターに電話して利用登録(登録料は無料)をしてください。
- ◇利用者登録用紙は本庁(企画広報課)に備えています。

**事前予約**

- 利用の前には電話で予約が必要です。
- 予約受付センター(月～土 7:00～18:00 受付)  
予約受付番号 わで行く しまんと  
フリーダイヤル 0120-019-410
- ◇予約は、利用希望日の2日前(連休を除く)から遅くとも利用予定出発時間の2時間前まで(帰りの予約は1時間前まで)に受付センターへご連絡ください。
- ※予定変更(キャンセル等)は直ちにご連絡ください。
- ◇朝1便目は前日までに予約が必要です。
- ※月曜日の朝1便目は、前週の土曜日までに予約が必要。
- ◇予約したい便が定員に達している場合は、予約をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

**注意点**

- ◇『四万十市デマンド交通』には、基本的に停留所はありませんので、ご自宅(付近)などでお待ちください。
- ※中村市街地は決められたバス停での乗降になりますので、あらかじめご了承ください。
- ◇『四万十市デマンド交通』は複数人の乗合利用となります。一般のタクシーとは異なりますので、待ち時間や到着時間が10分から20分前後する場合があります。到着時間に余裕をもってご利用ください。

**問い合わせ先 四万十市企画広報課**  
TEL: 34-1129 (FAX: 35-0007)

**料 金**

- 基本料金・・・200円  
[大人(中学生以上)1エリア内の運行]
- エリアを超える場合  
2エリアの運行・・・300円(基本料金+100円)  
例)東(西)富山エリアから麓岡エリアへの運行  
2エリアを超える運行・・・500円(基本料金+300円)  
例)東(西)富山エリアから中村市街地への運行
- ※小人(小学生以下)並びに障害者及びその介護人は半額  
(介護人は、割引対象外の場合がありますので詳しくはお問い合わせください)
- ※1歳未満の乳児、未就学児(保護者1人につき1人)は無料

**運 行**

- 運行日 月～土曜日(日祝日、年始1/1～3は運休)  
住次郎・大西ノ川・奥古尾地区は、月・水・金のみの運行。柳原谷地区は火・木のみ運行。
- 予約受付時間 月～土曜日の午前7時～午後6時  
※運休日は予約受付してありません。
- 運行エリア  
東富山エリア、西富山エリア、東麓岡エリア、西麓岡エリア  
◇詳しい運行エリアは運行案内をご確認ください。

【ご利用方法イメージ】



香南市		導入形態	市町村運営有償運送（交通空白輸送）			
		導入地区 （導入開始）	市内全域 13 路線（H19. 3 月）			
運行主体	有限会社 平和観光 ※市から運行委託を受ける。					
運行台数	・マイクロバス：4 台 ・1 4 人乗り車両：2 台 ・中型バス：1 台 ・予備車両：3 台（マイクロバス）					
運行日・ 運行ルート	<p>毎日運行</p> <p>①のいち東部循環線：のいち駅～市役所～山北～みどり野～のいち駅          ②のいち北部循環線：のいち駅～市役所～父養寺～のいち駅          ⑤堀ノ内徳王子循環線：のいち駅～堀ノ内～徳王子～のいち駅          ⑥西川線：西川～山北～みどり野～のいち駅 ⑦東川線：東川～山南～山北～みどり野～のいち駅          ⑧土居赤岡循環線：のいち駅～土居～赤岡～のいち駅 ⑨野市香我美線：山北～みどり野～のいち駅          ⑩羽尾細川線：羽尾～細川～夜須駅</p> <p>月・水・金・土日祝運行</p> <p>③吉川下井線：夜須駅～岸本～赤岡～吉川～のいち駅 ⑫手結住吉循環線：夜須駅～住吉～埋立～夜須駅          火・木運行</p> <p>④吉川横井線：夜須駅～岸本～赤岡～吉川～のいち駅 ⑪千切行間循環線：夜須～出口～行間～夜須駅          ⑬学校線（香我美町校区・夜須町校区）</p>					
運賃	<p>片道 一般（中学生以上）：100 円～600 円</p> <p>※小学生、75 歳以上、障がい者及び付添人、運転免許返納者（65 歳以上）は半額</p> <p>※小学生未満は無料。</p>					
協議機関	香南市地域公共交通会議 香南市営バス検討委員会 （市、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、県 等）					
財源対策	中山間地域生活支援総合補助金（移動手手段確保支援事業）					
<b>利用実績</b>						
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
利用者 計	35,064 人	38,066 人	39,278 人	38,315 人	35,682 人	
運賃収入	3,825 千円	3,661 千円	3,836 千円	3,775 千円	3,165 千円	
運行委託料	33,181,661 円	34,318,741 円	34,318,741 円	36,886,721 円	38,720,986 円	
<b>運行に至った経過・作業等</b>						
(H19 年)	5 月	野市町、香我美町、夜須町、赤岡町、吉川村の合併に伴い、香我美町及び夜須町で運行していた町営バスを香南市営バスとして再編成し、運行を開始する。				
(H23 年)	7 月	住民の意見や要望を反映した路線、ダイヤ改正を行う。一部区間を予約式運行に変更する。				
(H26 年)	7 月	複雑化した 54 路線を 17 路線に集約、曜日限定運行の導入、他の路線や民間鉄道及びバスへの接続を考慮したダイヤ編成、運行車両の追加を行うなど利便性の向上を行う。				
(H29 年)	9 月	マイクロバス 2 台を 14 人乗り車両へ小型化する。				
	1 0 月	17 路線を 12 路線に集約し、運行効率及び利便性の向上を行う。				
<b>今後に向けての課題</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営バスが利用困難な交通空白地域への対応。</li> <li>・市営バスの周知、利用促進。</li> <li>・利用者ニーズに対する十分な便数の確保。</li> <li>・登下校の時間帯に学校線（学校専用便）が運行することによる、一般路線の便数不足。</li> <li>・利用者が多い停留所の環境改善（ベンチや屋根の設置）</li> </ul>						



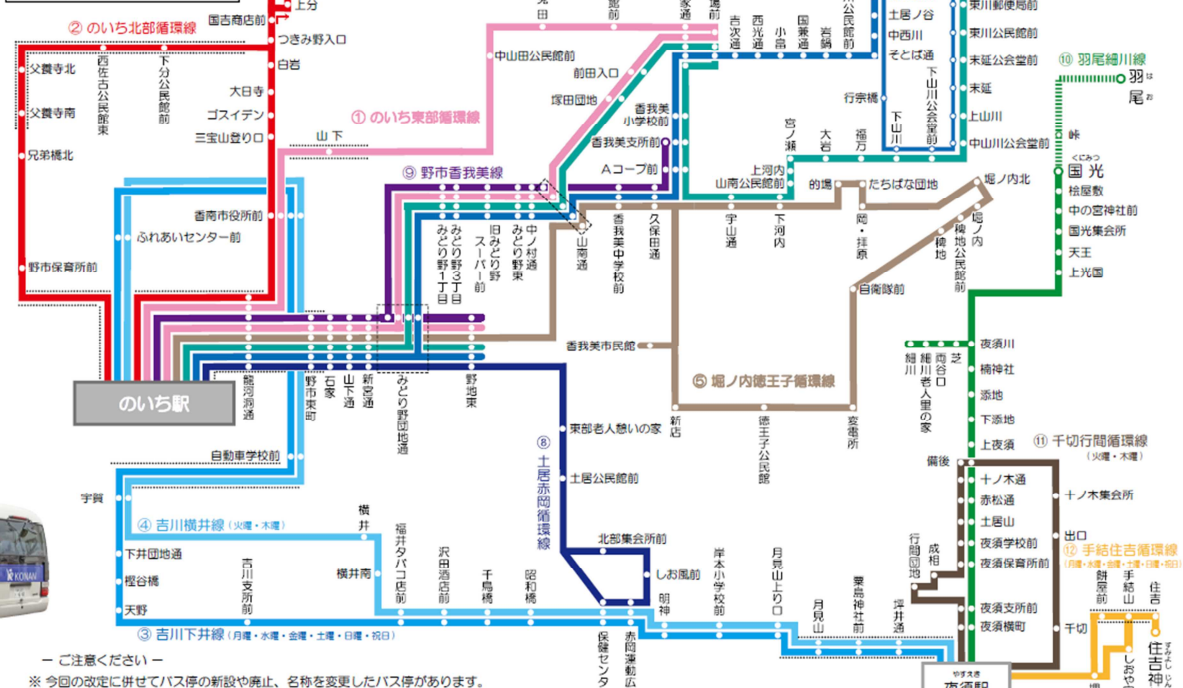
運行路線図

香南市のバスは一部区間を除いて、バス停以外でも乗り降りできる「フリー乗降」方式です。  
 ※1月2日・3日は曜日にかかわらず、土曜・日曜・祝日ダイヤで運行します

香南市営バス 系統別路線図

- ①のいち東部循環線
- ②のいち北部循環線
- ③吉川下井線
- ④吉川横井線
- ⑤堀ノ内徳王子循環線
- ⑥西川線
- ⑦東川線
- ⑧土居赤岡循環線
- ⑨野市香我美線
- ⑩羽尾細川線
- ⑪千切行間循環線
- ⑫手結住吉循環線

フリー乗降禁止区間  
 (国道沿線、狭路区間など)  
 ※フリー乗降禁止区間では、バス停のみ停車します。



予約式運行区間(有)平和観光へ予約を!  
 ⑦東川線 別役一谷良村区間、⑩羽尾細川線 国光一羽尾区間は、予約式運行です。乗車の1時間前までに予約をお願いします。ただし、⑩羽尾細川線の「のぼり」平日始発は、前日の17時までに予約をお願いします。  
 フリーダイヤルは ☎ 0120-459-817  
 受付時間 7時～17時

平成29年10月1日 改正

# 香南市営バス

バス停以外で乗り降りする時のご注意

- 乗車する場合  
交通の支障とならない場所で、早めに手を挙げてバスの運転手に乗車の意思表示をしてください。
- 降車する場合  
早めに降車場所を運転手に申し出てください。降車場所は、告知を受けた付近で安全と判断した場所になりますので、ご了承ください。  
降車禁止箇所・交差点の画がわり角では、乗降できません。

問い合わせ  
 香南市 地域支援課  
 ☎0887-57-8503

香南市営バス 路線図(平成29年10月1日改正) 市バスに乗ろう沿線お出かけマップ

- ①のいち東部循環線
  - ②のいち北部循環線
  - ③吉川下井線
  - ④吉川横井線
  - ⑤堀ノ内徳王子循環線
  - ⑥西川線
  - ⑦東川線
  - ⑧土居赤岡循環線
  - ⑨野市香我美線
  - ⑩羽尾細川線
  - ⑪千切行間循環線
  - ⑫手結住吉循環線
- ※医療機関、郵便局、主要公共施設、体験施設などを掲載

お花見、体験施設などをピックアップしてご紹介

1 おのぼり街道  
5月下旬から7月上旬

2 三葉山にある「シャクシャク」  
10月下旬から1月中旬

3 西川花祭り  
3月下旬から4月上旬

4 桜の広場

5 パークゴルフ  
物部川河川敷にある「野市ふれあい広場パークゴルフ場」。

6 桜まつり公園の桜  
3月中旬から4月上旬

7 月見山の桜

予約式運行区間  
⑦東川線 別役一谷良村区間

予約式運行区間  
⑩羽尾細川線 国光一羽尾区間

予約式運行区間(有)平和観光へ予約を!  
 ⑦東川線 別役一谷良村区間、⑩羽尾細川線 国光一羽尾区間は、予約式運行です。乗車の1時間前までに予約をお願いします。ただし、⑩羽尾細川線の「のぼり」平日始発は、前日の17時までに予約をお願いします。  
 フリーダイヤルは ☎ 0120-459-817  
 受付時間 7時～17時

ヤ・ワイバーン

明尾大釜荘  
ログハウスで泊まれるキャンプ施設には、暖房コーナーあり。里山で楽しむのびと時を。  
☎0887-54-0345  
■定休日 木曜日

海のやどしおや宿  
年中楽しめる海の公園。歌をしたらお買い物をしたり、お祭りまで楽しめます。  
☎0887-57-7122  
年中無休

ヨットやソーカヤックが体験できる施設です。スタッフが指導してくれるので初心者も安心です。  
☎0887-57-1855  
■定休日 4月から11月 月曜日  
12月から4月 年々木曜日

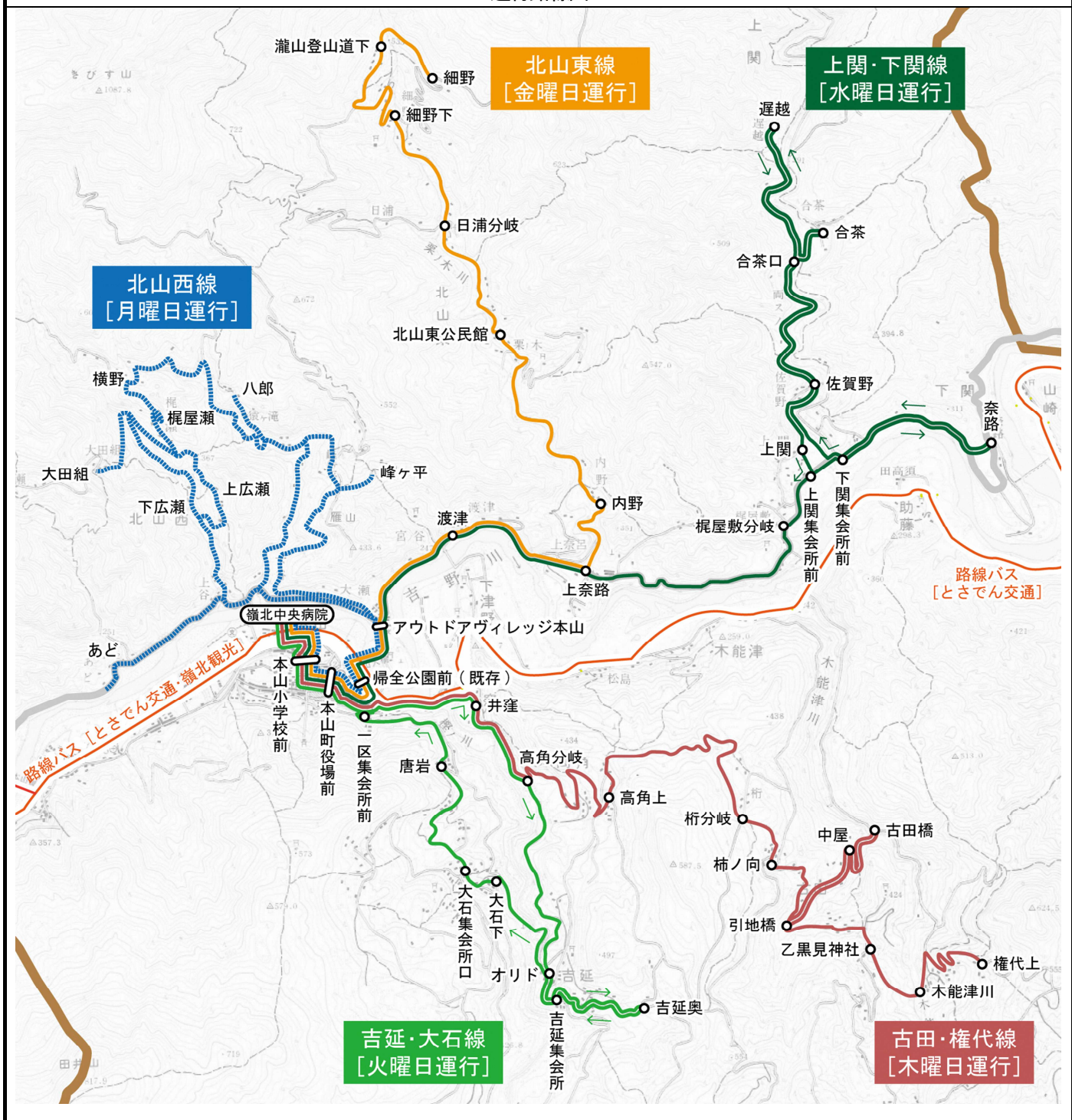
レンタサイクルリングが楽しめる施設です。好きな自転車を選んでレッツゴー!  
☎0887-55-3196  
年中無休

次の路線見直しは平成32年10月を予定していますが、それまでに変更する場合がありますので、市ホームページなどでご確認ください。

<b>本山町</b> さくらバス		導入形態	市町村運営有償運送（交通空白輸送）	
		導入地区 (導入開始)	北山西線、吉延・大石線、上関・下関線、古田権代線、北山東線	
運行主体	本山町 ※嶺北交通有限会社と業務委託契約を締結			
運行台数	10人乗り車両1台（本山町所有）			
運行形態・便数	月曜日：北山西線（前日17時まで受付を行うデマンド運行） 火曜日：吉延・大石線 水曜日：上関・下関線 木曜日：古田・権代線 金曜日：北山東線 ※祝祭日も運行（ただし、12月29日～翌1月3日は運休） ※国道沿線以外はフリー乗降			
運行日	月曜日～金曜日			
運賃	19歳以上200円、18歳以下100円、回数乗車券100円券11枚綴り			
予約受付	月曜日：北山西線のみ前日までの予約運行方式			
協議機関	本山町地域公共交通会議 (町、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、県、警察、道路管理者等)			
財源対策	中山間地域生活支援総合補助金（移動手段確保支援事業）、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金、過疎債			
<b>利用実績</b>				
		実証運行(無料) H31年1月～R1年9月	本格運行 R1年10月～R2年2月	
	北山西線	115	81	
	吉延・大石線	348	172	
	上関・下関線	573	216	
	古田・権代線	624	254	
	北山東線	480	161	
	合計	2,140	884	
<b>運行に至った経過・作業等</b>				
<p>平成28年度 町内の公共交通空白地について調査</p> <p>平成29年度 対象地区での意見交換会実施、運行路線及び本数・ダイヤの検討</p> <p>平成30年5月 本山町地域公共交通会議設置</p> <p>平成31年1月 本山町コミュニティバスさくらバス実証運行開始</p> <p>令和元年10月 さくらバス本格運行開始</p>				
<b>今後に向けての課題</b>				
<p>高齢化の進行により、移動手段の確保が困難になる地域が増加することが想定される。</p> <p>そのため、公共交通網形成計画を基に利用しやすい運行形態を計画・実施しなければならない</p>				



運行路線図



<b>大豊町</b>		導入形態	デマンド型乗合タクシー		
		導入地区 (導入開始)	町内全域 (H18.5.1～)		
運行主体	・(有)大杉ハイヤー ・(有)大豊ハイヤー ・豊永観光(有) ※3社での共同運行。運行は2週間ごとのローテーション				
運行台数	4人乗り車両3台(各社1台ずつ) + 9人乗り車両2台				
運行形態・便数	・町内14エリア～目的地までの区域運行(利用者宅～下記7か所) ・①大豊町役場周辺 ②大豊町総合ふれあいセンター周辺 ③本山町役場周辺 ④早明浦病院 ⑤高知日赤病院周辺 ⑥JA高知病院 ⑦高知大学医学部付属病院付近 ※①～⑦の行き先を設定。 ・1日1便(不定期)				
運行日	週3日(月・水・金)運行				
運賃	片道料金: 町内 500円、本山町・土佐町 1,000円、南国市・高知市 2,000円 ※福祉タクシーチケットの利用可。				
予約受付	利用日の前日17時までに受付(3社の電話番号(当番制))に予約				
協議機関	大豊町地域公共交通会議 (町、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、県等)				
財源対策	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(通常は過疎債)				
<b>利用実績</b>					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
延べ輸送人員	851人	859人	788人	692人	
延べ運行台数	267台	270台	269台	286人	
1台当乗車人数	3.2人	3.2人	2.9人	2.4人	
運行助成金※	2,107,800円	1,979,500円	1,653,500円	1,861,300円	
※タクシー事業者が高知運輸支局に届出した料金と、実際の運賃収入の差額 1人乗車があった場合、1人分の乗車料金を助成					
<b>運行に至った経過・作業等</b>					
(H17年)	4月 地域交通の意見交換会(高齢者を中心とした交通弱者の足の確保について) 高知県ハイヤー協会来庁(乗合タクシー特区申請について協力依頼) 6月 高知県ハイヤー協会「大豊町乗合タクシー特区構想」提案書を国に提出 7月 「特区構想」について、国土交通省から現行の制度で運行できるとの回答 10月 乗合タクシー制度について説明会 11月 乗合タクシーについて協議				
(H18年)	1月 高知県の移動サービスを考える会主催、移動サービス学習会 2月 四国運輸局へ乗合タクシー制度申請 3月 高知運輸支局からハイヤー業者3社に許可証交付 大豊町交通問題を考える会を設立 5月1日 乗合タクシー 運行開始				
(H23年)	1月 地域公共交通会議を開催 乗合タクシー継続運行申請に伴う会議 3月 四国運輸局へ乗合タクシー継続運行申請 4月 高知運輸支局からハイヤー業者3社に許可証交付				
<b>今後に向けての課題</b>					
数名で乗り合わせた際、最初に乗った乗客の目的地と、2番目3番目に乗ってくる乗客の乗車地が、必ずしも運行ルート上でつながるわけではないので、最初の乗客の乗車時間が長くなり、負担となっている。 往復の場合、帰りも同様。					

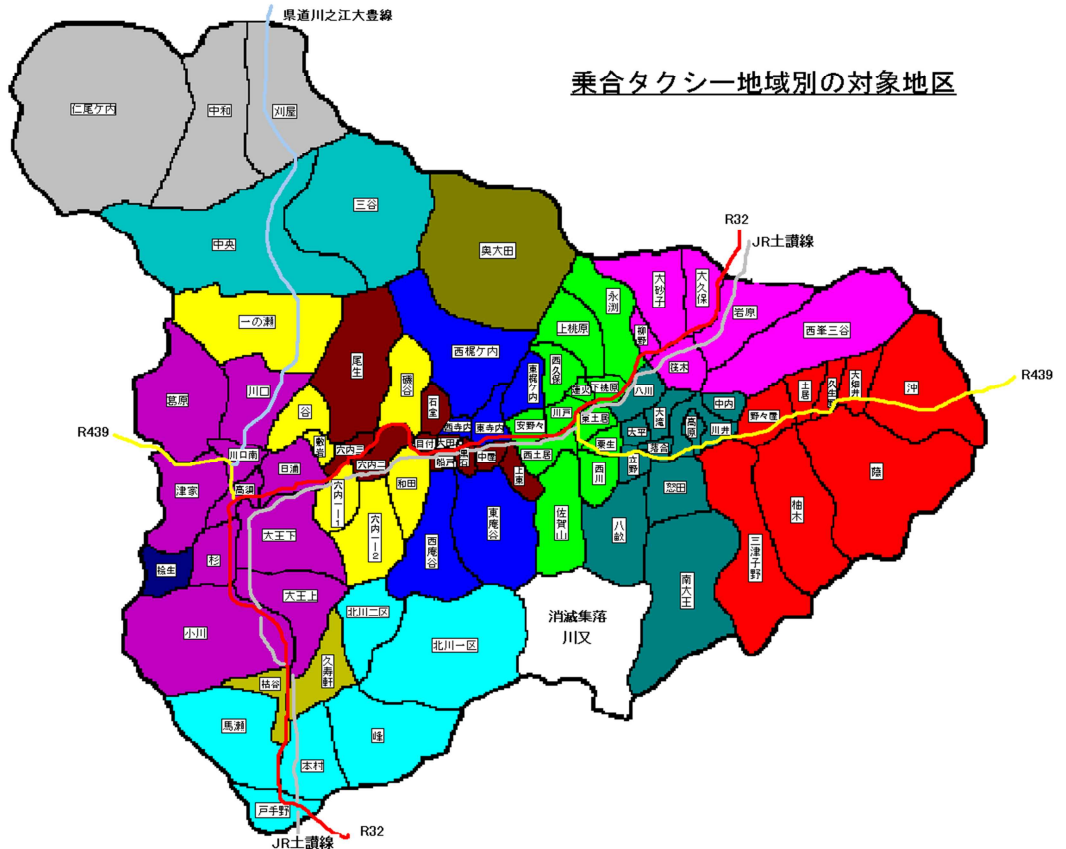


管内図



乗合タクシー地域別の対象地区

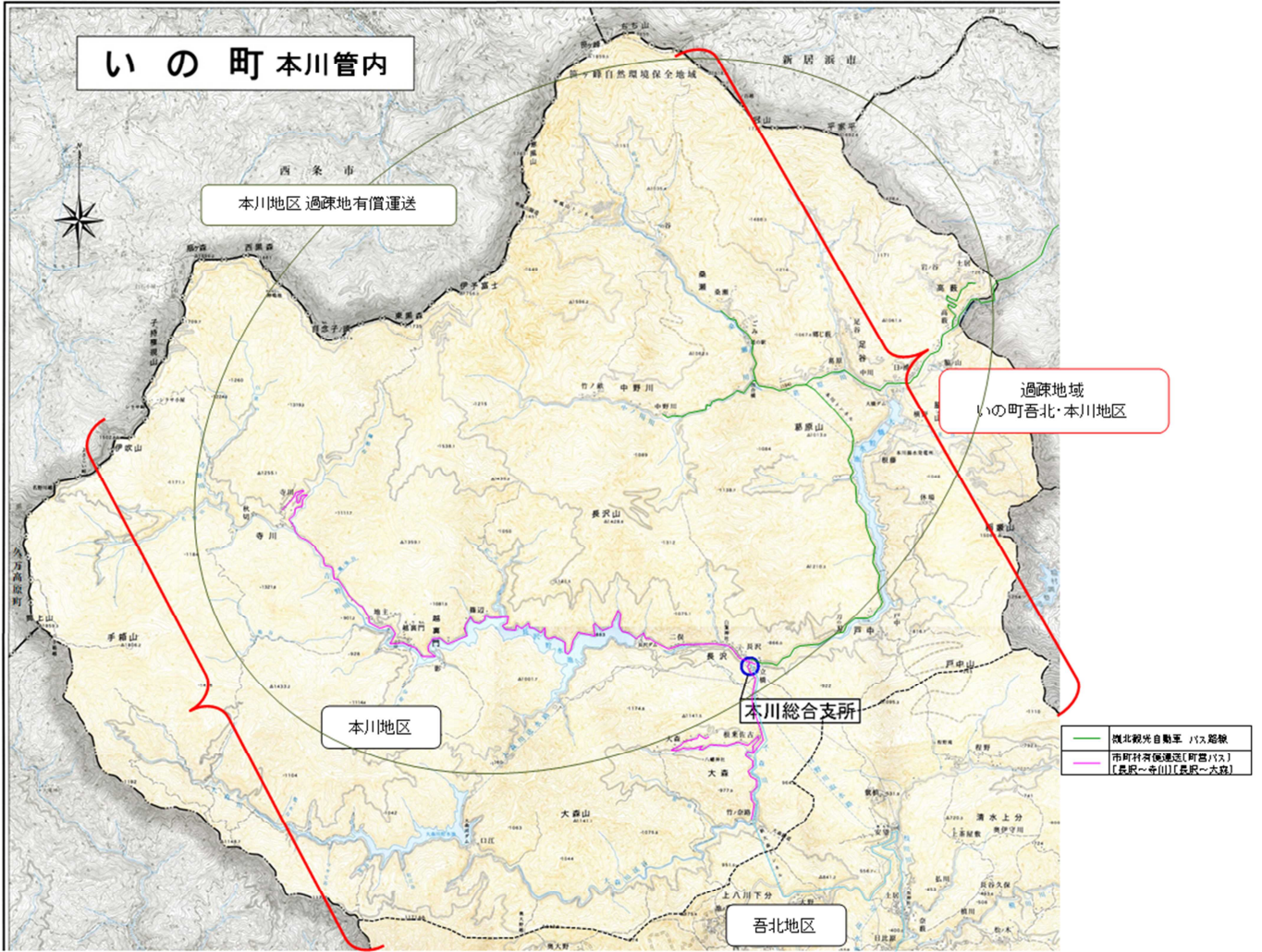
- 凡例
- 1
  - 2
  - 3
  - 4
  - 5
  - 6
  - 7 総合ふれあいセンター：黒石
  - 8
  - 9
  - 10
  - 11
  - 12 大豊町役場：高瀬
  - 13
  - 14



いの町		導入形態	公共交通空白地有償運送
		導入地区 (導入開始)	本川地区 (H23.4月～)
運行主体	社会福祉法人 いの町社会福祉協議会		
運行台数	14台 ※すべて運転者の自家用車		
車両設備	有償運送車両の表示「運送者・有償運送車両・登録番号」(マグネットシート) 公共交通空白地有償運送 登録証の写し、運転者証 損害賠償保険に全車加入 対人：無制限、対物：300万円以上、搭乗者：500万円以上		
運転者	人数	15名 ※区長、民生委員、社協職員、森林組合職員、町職員(兼務) 等(稼働運転者数 2名)	
	報酬	売上げの85%(残りは社協)	
	自己負担	車検・修理費、自動車保険料、燃料代	
要件	免許取得後5年以上経過した人で、78歳以下の人		
運行時間	特に制限なし(利用日の3日前までに予約)		
運賃	初乗り6km未満 500円+6km超過後は1kmあたり100円増額(1kmに満たない部分は切り捨て) 待ち時間：30分あたり100円 迎車(行政区を超えるもの)：200円		
運行範囲	いの町本川を発地もしくは着地とする範囲		
登録会員	本川地区住民のうち 57名(年会費 1,000円)		
連絡体制	 <pre> graph TD     User[利用者] -- ① 予約申込 --&gt; Soc[いの町社協]     Soc -- ② 連絡 --&gt; Driver[運転者]     Driver -- ③ 引受 --&gt; Soc     User -- ④ 配車連絡 --&gt; Driver     Driver -- ⑤ 迎え --&gt; User     User -- ⑥ 運送 --&gt; Dest[目的地]     Dest -- ⑦ 帰り(空車) --&gt; Driver </pre>		
協議機関	いの町有償運送運営協議会 (町、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、県、警察、道路管理者、学識経験者 等 ※いの町地域公共交通活性化協議会と同一委員)		
役場負担	初期費用：ステッカー代、連絡用携帯電話代、市町村有償運送等運転者講習受講料		
利用実績	(H26年度) 件数：121件 売上：638,300円 (H27年度) 件数：103件 売上：686,000円 (H28年度) 件数：104件 売上：625,000円 (H29年度) 件数：100件 売上：668,100円 (H30年度) 件数：77件 売上：425,200円		
<b>運行に至った経緯の概要・作業等</b>			
(H17年) 地元タクシー業者 廃業 交通網が貧弱な本川地区では、日常生活に車が不可欠であるが、車を運転しない(できない)高齢者などの地域住民にとって、不便な状態が続いていた。 (H22年) 11月 いの町有償運送運営協議会 設置 12月 本川地区交通空白地有償運送について地区住民への説明会(町主催) (H23年) 1月 社会福祉法人 いの町社会福祉協議会を運営主体者として、取り組み開始 (研修、講習会、運転者への説明会、交通安全講習会 等) 3月 2回目 住民説明会 具体的な運営方法について、運営協議会で承認 4月 運行開始(実質運行開始は 6月) (H25年) 4月 運送料金の見直し(1kmあたり100円→現行) (近距離(本川地区内)での利用が7割を超える中での収入の確保と、近距離利用者の利用控えを解消するため。)			
<b>今後に向けての課題</b>			
・運転手増員のための資金不足 ・事業運営のための資金確保			



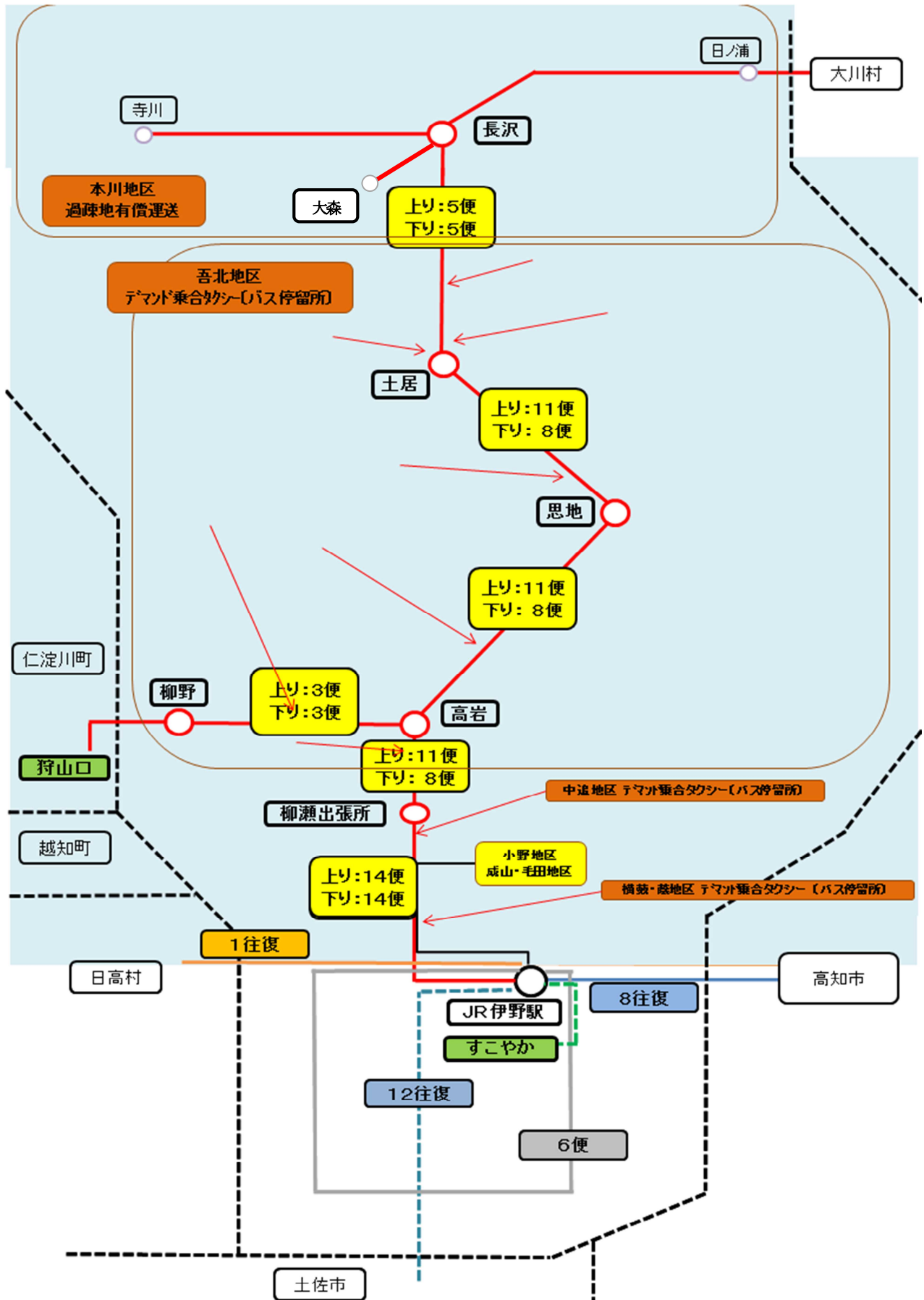
管内図





いの町		導入形態	デマンド型乗合タクシー			
		導入地区 (導入開始)	①小野 (H19.9月～) 毛田、成山地区 (H20.10月～) ②吾北、中追、横藪・蔭地区 (H24.6月～)			
運行主体	①(有)明神ハイヤー ②(有)吾北ハイヤー (吾北地区)、大はらハイヤー (中追地区) (有)明神ハイヤー (横藪・蔭地区) ※高知県ハイヤー協会の支部と協議、手順を踏んで選定。					
運行台数	①5台 (予備車1台必要) ②3台 (最低車両数: 2台) ※道路運送法第4条許可申請における処理方針で、最低車両数が決められている。					
運行形態・便数	① (路線定期運行+予約運行) 1日3便、廃止路線バス停～いの町中心部 ② (区域運行+バス停への着時間設定→路線バスへ接続+予約運行) 路線バスの通過時刻に合わせて運行、自宅付近～最寄りのバス停					
運行日	①毎日運行 (吾北地区では、集落ごとに予約優先曜日あり)					
運賃	② 乗車1人 300円 (成山地区は500円) ②1乗車1人 300円 ※小児運賃半額					
予約受付	①朝1便目は前日まで 昼・夜便は利用する3時間前までに運行業者に予約 ②利用日前日の9時～19時の間に、運行業者に予約					
協議機関	いの町地域公共交通活性化協議会、いの町地域公共交通会議 (町、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、県、警察、道路管理者、学識経験者 等)					
財源対策	過疎債等					
<b>利用実績</b>						
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合計
①小野、毛田、 成山地区	輸送人員	1,143人	1,227人	992人	868人	4,230人
	運賃収入	456,750円	492,990円	425,210円	351,000円	1,725,950円
	運行委託料※	1,636,330円	1,601,020円	1,281,140円	1,034,980円	5,553,470円
②吾北、中追、 横藪・蔭地区	輸送人員	4710人	4886人	4,677人	4,124人	18,397人
	運賃収入	1,439,700円	1,465,800円	1,403,100円	1,237,200円	5,545,800円
	運行委託料※	8,616,850円	8,881,760円	8,603,660円	7,738,580円	33,840,850円
※1運行ごとの実際のタクシーメーター料金で委託契約 (運賃は町収入としているので、実質差額を負担。)						
<b>運行に至った経過・作業等</b>						
(S45年) 11月～ 県交通の路線廃止に伴う代替路線 (町営: 市町村有償運送) として、1日3便運行開始。 (H19年) 9月～ 定時制デマンド式乗合タクシーに移行 (小野線) (H20年) 10月～ 毛田 (毎週火曜日)、成山 (毎週水曜日) 地区に延伸 (H23年) 9月～ 毛田・成山地区 毎週金曜日運行開始 (週2日運行) (H24年) 6月～吾北地区、中追地区、横藪・蔭地区に運行範囲拡大 (毎日運行) (H25年) 4月～吾北地区内の県北部交通休止区間 (思地～若宮) に運行範囲拡大 (H31年) 4月～毛田・成山地区を毎日運行に変更						
<b>今後に向けての課題</b>						
・過疎地域・山村振興地域以外の交通空白地域の解消						

運行路線図



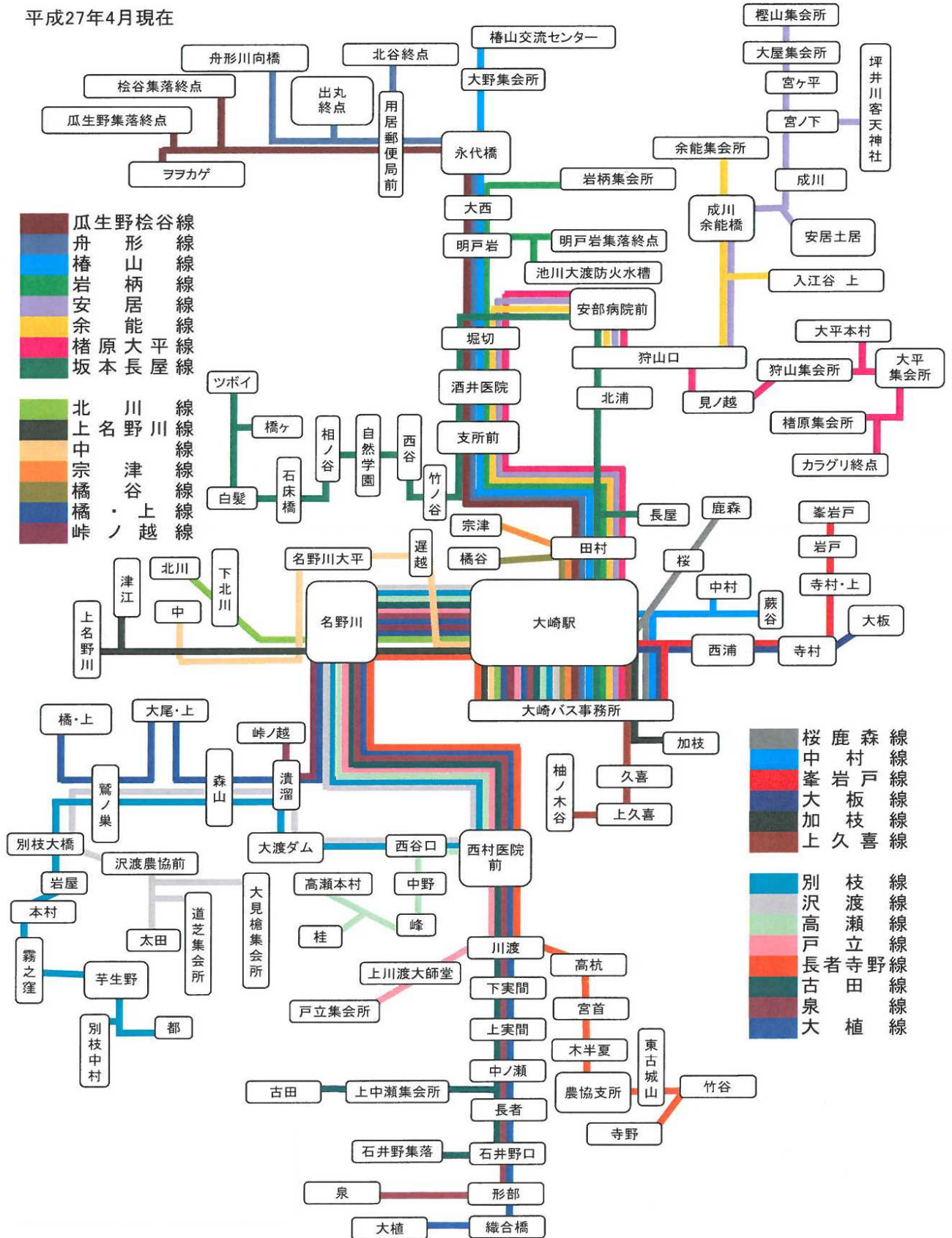
H30. 4. 1時点 バス路線 + デマンド等

<b>仁淀川町</b>		<b>導入形態</b>	市町村運営有償運送（交通空白輸送）		
		<b>導入地区 （導入開始）</b>	町内全域30路線（H19.8月） ※町民バス（10路線）と民間バスを補完		
<b>運行主体</b>	有限会社 仁淀川観光 ※町からの指定管理者の指定を受ける。				
<b>運行台数</b>	14人乗り車両 3台（町所有車両を有限会社 仁淀川観光へ無償貸与）				
<b>運行日・ 運行ルート</b>	月曜日：4路線 火曜日：6路線 水曜日：6路線 木曜日：6路線 第1, 3木曜日：1路線 金曜日：5路線 第1, 3金曜日：1路線 ※全て1日1往復運行。 ※祝日は運休。 ※一部デマンド運行区間あり。（前日のお昼までに予約） ※国道33号及び国道439号では既存のバス停を利用。それ以外は乗降自由区間。				
<b>運賃</b>	片道 大人200円（中学生以上）、高校生以下100円 ※身体障害者手帳等を持っている人は半額。 ※幼児（小学校入学前）は無料。				
<b>協議機関</b>	仁淀川町地域公共交通会議 （町、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、県 等）				
<b>財源対策</b>	中山間地域生活支援総合補助金（移動手段確保支援事業）、過疎債（平成24年度まで）				
<b>利用実績</b>					
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	合計
池川（利用者数・往復合計）	2,672人	2,578人	2,660人	2,382人	10,292人
吾川（利用者数・往復合計）	3,940人	3,790人	3,345人	3,294人	14,369人
仁淀（利用者数・往復合計）	1,808人	1,759人	1,579人	1,536人	6,682人
利用者 計	8,420人	8,127人	7,584人	7,212人	31,343人
運賃収入	1,493,645円	1,482,500円	1,384,400円	1,308,500円	5,669,045円
運行委託料	17,130,000円	17,820,000円	18,024,000円	18,024,000円	70,998,000円
<b>運行に至った経過・作業等</b>					
<p>仁淀川町行政改革大綱に住民の利便性向上のための見直しが記載される。 （吾川村実施の患者輸送バスの取扱いが課題として残る。） 平成17年8月の合併後、12月の住民アンケートから交通弱者の課題が浮かび上がる。</p> <p>（H18年） 4月 町長、副町長が地域に伺い懇談会を開催 5月 仁淀川町営バス運行管理検討会を行い、以後協議を重ねる 7月 町職員による地域訪問を実施 8月 既存バス乗客への聞き取り調査を実施 12月 町議会定例会でコミュニティバスの設置、管理条例が可決 （H19年） 8月 運行開始</p>					
<b>今後に向けての課題</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の更新</li> <li>・運転手の確保</li> </ul>					



# 仁淀川町コミュニティバス路線図

平成27年4月現在



※全て大崎駅を発着

※上久喜線、上名野川線、橋・上線、中村線、北川線、瓜生野松谷線、舟形線、余能線、坂本線、岩柄線、安居線、椿山線、別枝線、大野 泉線、古田線、高瀬線、沢渡線の一部でデマンド運行。

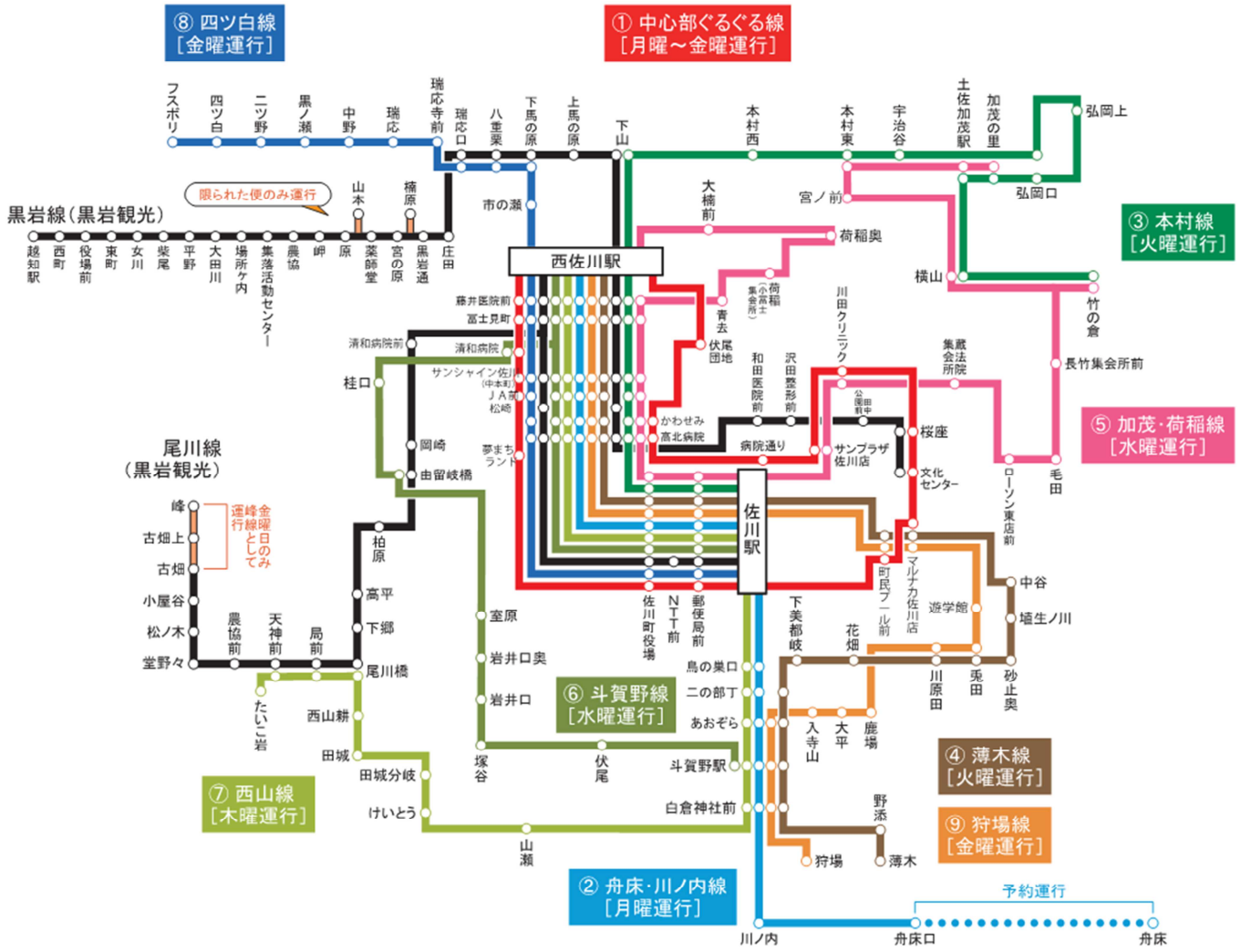
<b>中土佐町</b>		導入形態	路線バス（民営）			
		導入地区 （導入開始）	①久礼地区：3系統 ②大野見地区：3系統 （H25.1月～9月 無料で実証運行 6系統） ※3月途中より+1系統となる （H25.10月～本格運行） （H27.10月に路線再編：計10系統となる） （H30.10月に路線再編：計6系統となる）			
運行主体	(有)中土佐ハイヤー ※公募型プロポーザル方式により、選定。					
運行台数	10人乗りワゴン車 2台+予備車（運行主体所有車両） ※町が購入し、本格運行開始直前に無償譲渡した。					
運行日・ 運行 ルート	曜日	久礼地区		大野見地区		
	月曜日	川崎・萩原線		下ル川線		
	火曜日	楠ノ川線		萩中線		
	水曜日	長沢・大坂線		高樋線		
	木曜日	川崎・萩原線		萩中線		
	金曜日	楠ノ川線		下ル川線		
	土曜日	長沢・大坂線		高樋線		
	※路線定期運行。					
運賃	一回の乗降で 大人 100円、小人 50円 ※65歳以上は無料。（中土佐町高齢者等外出支援・路線バス無料化事業 適用）					
協議機関	中土佐町地域公共交通会議 （町、住民代表、交通事業者、高知運輸支局、県、警察、道路管理者等）					
財源対策	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）、過疎債					
<b>利用実績</b>						
	H28.10～H29.9月		H29.10～H30.9月		H30.10～R01.9月	
	久礼地区	大野見地区	久礼地区	大野見地区	久礼地区	大野見地区
利用人数	2,047人	4,889人	2,532人	3,991人	2,614人	3,603人
運賃収入	691,000円		649,000円		620,550円	
補助金額	15,190,000円（※1）		15,296,000円（※1）		10,514,000円（※1）	
※1国土交通省「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）」を含む。						
<b>運行に至った経過・作業等</b>						
(H23年) 8月～12月	集落別によるヒアリング及び意見交換会					
(H24年) 3月	「中土佐町生活交通再編計画」策定					
11月	住民説明会					
12月	交通事業者との協議					
(H25年) 1月	コミュニティバス（6系統）実証運行 同時に利用者アンケート（バス車内に設置、回答） バス乗務員による利用者意見の聞き取り調査 等実施					
2月	交通事業者との協議（運行の状況や住民の意見等、今後の調整についてのヒアリング）					
3月	生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）策定					
4月	運行事業者選定（プロポーザル方式）					
6月	中土佐町公共交通会議					
8月	中土佐町地域公共交通確保維持改善事業による路線運行に関する協定を締結 道路運送法第4条一般乗合の許可申請（9月に許可となる）					
10月～	本格運行開始					
<b>今後に向けての課題</b>						
高齢化による利用者の減少が課題となるが、継続運行するためには利用促進活動や状況に応じた運行内容の変更を行っていく必要がある。						





<b>佐川町</b>		導入形態	市町村運営有償運送：交通空白輸送	
		導入地区 (導入開始)	町内全域9路線(H29.10月)	
運行主体	佐川町（運行事業の総称：さかわぐるぐるバス） ※町から運行業務委託→(有)近藤ハイヤー、島崎商事(株)、佐川明神観光(資)			
運行台数	10人乗り車両 4台(町所有車両を運行受託業者3社へ無償貸与)			
運行日・ 運行ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町中心部を循環する路線(1路線) - 右回り、左回りの交互運行 - 運行日：月～金曜日(毎日) 便数：午前4便、午後4便</li> <li>・町周辺部と中心部をつなぐ路線(8路線) - 上り線、下り線の往復運行 - 運行日：週1日の曜日限定→月曜1路線 火曜2路線 水曜2路線 木曜1路線 金曜2路線 便数：各路線とも1日5便</li> </ul> <p>※全路線土日及び12/29～1/3運休。 ※一部デマンド運行区間あり。(前日までに予約) ※全路線バス停設置。ただし、1部区間(国道33号等)を除き自由乗降。</p>			
運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町中心部を循環する路線→1回乗車100円</li> <li>・町周辺部と中心部をつなぐ路線→1回乗車200円</li> </ul> <p>※身障手帳等各種手帳の所持者と介護者(1人)→半額 免許返納者→半額 小学生→半額 ※乳幼児(保護者同伴)→無料 乳幼児数が保護者数を超える場合→1人につき小人料金</p>			
協議機関	佐川町地域公共交通会議 (町、住民代表、交通事業者、病院関係、商工関係、高知運輸支局、県等)			
財源対策	高知県中山間地域生活支援総合補助金・地域公共交通確保維持改善事業費補助金(国)			
<b>利用実績</b>				
	H30年度(4/1～3/31)	H31年度(4/1～1/31)	合計	
町中心部を循環する路線(1路線)	2,674人	2,878人	5,552人	
町周辺部と中心部をつなぐ路線(8路線)	5,102人	5,363人	10,465人	
利用者計	7,776人	8,241人	16,017人	
運賃収入(回数券販売分含む)	1,077,650円	1,087,200円	2,164,850円	
運行委託料	22,977,336円	22,691,697円	45,669,033円	
<b>運行に至った経過・作業等</b>				
<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の周辺部から中心部へ車で10～20分で行けるコンパクトな町</li> <li>・JR土讃線(5つの駅、佐川駅に特急停車)と3路線の廃止路線代替バスがあり</li> <li>・バス路線が通っていない周辺部で高齢化が進展</li> <li>・中心部に量販店、病院等が集中しているため、移動手段のない周辺部の高齢者は行けない</li> <li>・鉄道は高知市内等に行くとき利用するので、町中を簡便に移動できる手段が欲しい</li> </ul> <p>(経過・作業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H26年度 町長の命により新公共交通網の立ち上げに着手。現状の調査(公共施設・商業施設・病院等の分布状況、地区別人口・世帯数の推移、通勤・通学流動、住民アンケート、住民懇談会等)。課題の抽出(公共交通空白地域の存在、高齢化の進行による新公共交通ニーズの高まり、公共交通利用者数の減少等)。</li> <li>・H27年度 前年度で得た課題の解消をめざす計画づくりに着手。「佐川町地域公共交通網形成計画」の策定。</li> <li>・H28年度 新公共交通網の運行に向けての各種作業。</li> <li>・H29年度 「さかわぐるぐるバス」として実証運行実施(4月～9月)。10月から本格運行開始。</li> </ul>				
<b>今後に向けての課題</b>				
・更なる利用者増加への取組				

# 運行路線図



梶原町		導入形態	公共交通空白地有償運送
		導入地区 (導入開始)	初瀬区、松原区 (H23.5月～)
運行主体	NPO法人 絆		
運行台数	2台(町からの無償貸与車両)		
車両設備	有償運送車両の表示「運送者・有償運送車両・登録番号」(マグネットシート) 公共交通空白地有償運送 登録証の写し、運転者証 損害賠償保険に全車加入(対人:無制限、対物:無制限、搭乗者:無制限)		
運転者	14名 ※退職者、農業者、主婦等		
	報酬	町からの貸与車両使用:料金の6割	
	自己負担	公共交通空白地有償運送等運転者講習受講料	
	要件	公共交通空白地有償運送等運転者講習受講者・特にないが、目安として75歳まで	
運行時間	7:00~21:00(前日までに予約)		
運賃・ 運行範囲	地区内	片道	300円
	初瀬区~松原区	片道	500円
	初瀬区~梶原町東区、津野町新田	片道	1,000円
	松原区~梶原町東区、津野町新田、四万十町大正	片道	1,500円
登録会員	初瀬・松原区内住民及び親族等 約342名		
連絡体制	利用者→連絡責任者に申し込み→登録運転者→業務の開始、終了を連絡責任者に連絡 運転者は、乗務の都度、運行記録を作成 月に一度、運行記録をもとに、収受した料金から運転者の報酬を精算		
協議機関	ゆすはら ふっとわーく推進協議会 (町、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局、商工会、シルバー人材センター等)		
町負担	初期費用:車両購入(エスティマ 2台) その他:H24年度 移動支援利用促進事業(利用者に対し、5回に1回無料券を配布。) H25年度~ 移動支援利用促進事業委託 (利用者1人に対し、300円を町からNPO法人に補助。250千円を上限。)		
利用実績	(H28年度) 件数: 890件 売上高:799,900円 (H29年度) 件数:1,075件 売上高:668,400円 (H30年度) 件数: 850件 売上高:484,600円		
<b>運行に至った経過・作業等</b>			
<p>(H17年) 高齢者保健福祉計画を作成する際、町内のニーズ調査を行った中で、移動手段確保への要望が上がる。</p> <p>(H18年) 県内の先進地視察(さわやか高知、大豊町の乗合タクシー)</p> <p>(H19年) 町の関係部署協働で取り組むことを確認。 県・地域支援企画員や保健福祉課、須崎福祉保健所の協力(調査票作成、聞き取り調査人員)を得て、再度実態調査。結果を分析していく中で、初瀬区・松原区での移動手段確保の必要性が浮かび上がる。地区関係者と上勝町有償運送視察。</p> <p>(H20年) 移動手段の確保を考える意見交換会(2回開催) ハイヤー業者との話し合い(2回開催) タクシー、バス業者に梶原町の実態を説明。</p> <p>(H21年) 移動手段確保について区長会 情報収集活動(島根県飯南町、高知運輸支局間い合わせ)</p> <p>(H22年) 移動手段確保検討会 再開(高知運輸支局職員を迎えて) 2回目の検討会で初瀬・松原という地区限定について賛意を得る 町の事業を一部委託することで、業者との合意 (委託事業:月1回のいきいきふれあい広場への送迎、 病院等への送迎用タクシーチケット発行(雲の上いきいきチケット) スクールバス事業(小学校が3校→1校に統合したことに伴う)</p> <p>平成23年3月 ゆすはらふっとわーく推進協議会 設置 4月 NPO法人「絆」設立(初瀬区長 矢野氏が理事長) 5月 公共交通空白地有償運送業務開始</p> <p>→利用者からはおおむね好評。 タクシー事業者からの不満もなし(平成24年3月時点)</p>			

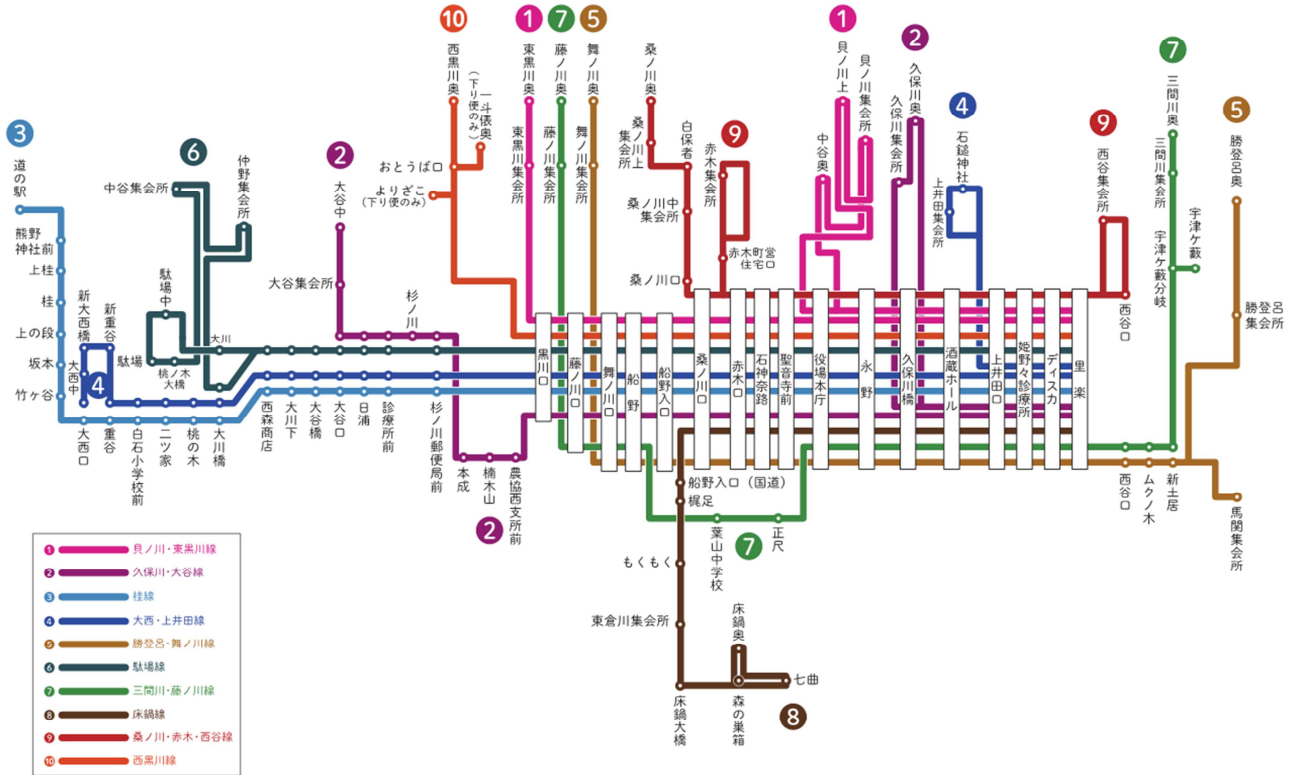




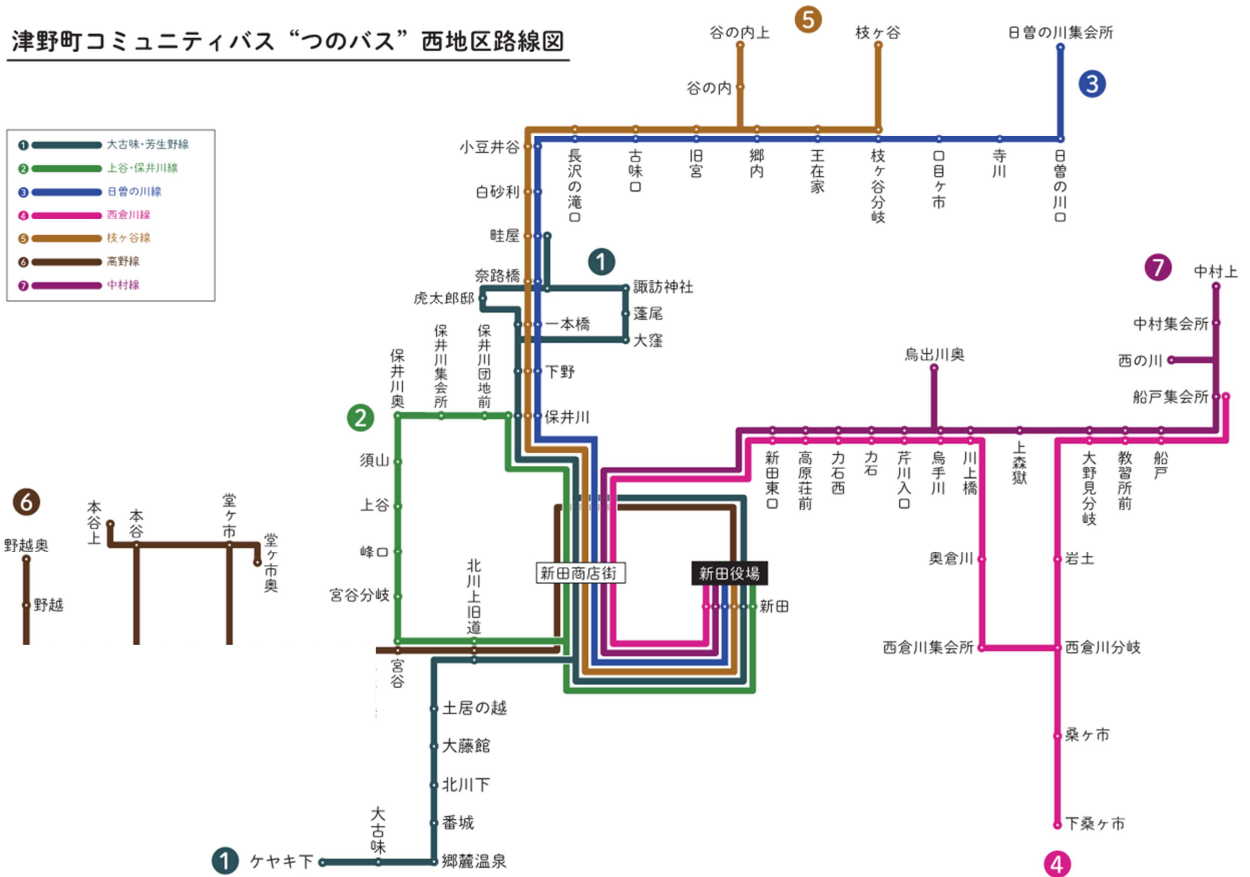
津野町		導入形態	市町村運営有償運送（交通空白輸送）																	
		導入地区 （導入開始）	町内全域17路線(R元.10月)																	
運行主体	津野町 ※東地区：(有) 葉山ハイヤー、西地区：(有) 新田ハイヤーに運行委託																			
運行台数	10人乗り車両 4台（町所有車両を（有）葉山ハイヤーへ2台、（有）新田ハイヤーへ2台を無償貸与）																			
運行日・ 運行ルート	<b>■東地区（11路線）</b> 月曜日：3路線 火曜日：4路線 水曜日：2路線 木曜日：2路線 金曜日：2路線 <b>■西地区（9路線）</b> 月曜日：1路線 火曜日：2路線 水曜日：2路線 木曜日：2路線 金曜日：2路線 ※週1回1日4往復運行（一部週2回、3、5往復運行）。定時定路線 ※土曜日、日曜日は運休、祝日は運行 ※国道197号沿いは高知高陵交通路線バス停を利用、それ以外はバス停を設置、全て乗降自由区間。																			
運賃	普通運賃 未就学児 無料、大人・小人（小学生以上）乗車1回につき100円 回数乗車券 100円券12枚綴り 1,000円																			
協議機関	津野町地域公共交通会議 （町、住民代表、交通事業者、高知運輸支局、県 警察署、町社会福祉協議会等）																			
財源対策	中山間地域生活支援総合補助金（移手段確保支援事業）、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金、過疎債																			
<b>利用実績</b>																				
■令和元年度（期間：H30.10月～R元.9月）																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">東地区</th> <th style="width: 25%;">西地区</th> <th style="width: 25%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者合計</td> <td style="text-align: center;">4,894人</td> <td style="text-align: center;">2,154人</td> <td style="text-align: center;">7,048人</td> </tr> <tr> <td>運賃収入</td> <td style="text-align: center;">489,400円</td> <td style="text-align: center;">215,400円</td> <td style="text-align: center;">704,800円</td> </tr> <tr> <td>運行委託料</td> <td style="text-align: center;">11,905,300円</td> <td style="text-align: center;">111,875,600円</td> <td style="text-align: center;">23,780,900円</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	東地区	西地区	合計	利用者合計	4,894人	2,154人	7,048人	運賃収入	489,400円	215,400円	704,800円	運行委託料	11,905,300円	111,875,600円	23,780,900円
区 分	東地区	西地区	合計																	
利用者合計	4,894人	2,154人	7,048人																	
運賃収入	489,400円	215,400円	704,800円																	
運行委託料	11,905,300円	111,875,600円	23,780,900円																	
<b>運行に至った経過・作業等</b>																				
<p>高齢化等による交通弱者の増加、民間路線バスの廃止及び休止、地域商店の廃業、町内外への通院などにより、町内公共交通の利便性の低下が課題となっていた。</p> <p>【H27年】10月～ 公共交通再編に向け基本方針策定への取組開始        ●公共交通再編可能性調査（現状調査、現地実走調査、高齢者等ヒアリング、基本方針まとめ・評価）</p> <p>【H28年】3月 公共交通再編の基本方針策定        4月 地域公共交通網形成計画（再編計画）策定への取組開始        ●地区別意見交換会開催、交通事業者等ヒアリング、高齢者等意識調査、試行運行計画策定、試験運行準備等        11月～ コミュニティバス試験運行開始（町運行：町内20路線）        ●地区別意見交換会開催、試験運行利用状況調査、評価・検証・改善等</p> <p>【H29年】8月 津野町地域公共交通網形成計画策定        9月 津野町コミュニティバス条例制定        10月～ コミュニティバス本格運行開始        ●地区別意見交換会開催、利用状況調査、評価・検証・改善等</p> <p>【H30年】4月 コミュニティバス路線ダイヤ見直し変更        【R元年】10月 コミュニティバス路線再編</p>																				
<b>今後に向けての課題</b>																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数の増加</li> <li>・路線ダイヤ見直し（デマンド方式検討）</li> <li>・車両の更新</li> </ul>																				

運行路線図

津野町コミュニティバス“つのバス”東地区路線図



津野町コミュニティバス“つのバス”西地区路線図





<b>四万十町</b>		<b>導入形態</b>	路線バス（民営）		
		<b>導入地区 （導入開始）</b>	①十和地区：H23.9月～4路線 H24.8月～+2路線 ②大正地区：H24.10月～3路線 ③窪川地区：H25.12月～6路線 ④      "      H27.2月～4路線		
<b>運行主体</b>	①③④株式会社 四万十交通          ②有限会社 丸三ハイヤー ※基本的には運行地域の路線バス業者（既存バスの見直しを含むため）				
<b>運行台数</b>	①12人乗り車両/2台    ②10人乗り車両/1台    ③12人乗り車両/1台    ④25人乗り車両/1台				
<b>運行日・ 運行ルート</b>	※別紙 運行ルート図 参照。 ※いずれの路線も、JR予土線停車駅や診療所へのアクセス、買い物等を意識したダイヤで運行。				
<b>運賃</b>	一回の乗降で 100円				
<b>協議機関</b>	四万十町地域公共交通会議（町、住民代表、交通事業者、運行主体、高知運輸支局 等）				
<b>財源対策</b>	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）				
<b>利用実績</b>					
年度		十和地区	大正地区	窪川地区	
H28	輸送人員	5,433人	2,615人	12,669人	
	運賃収入	820,332円	261,500円	1,517,736円	
	運行委託料	7,932,140円	5,112,568円	9,668,430円	
H29	輸送人員	5,611人	2,287人	12,794人	
	運賃収入	907,071円	228,700円	1,746,677円	
	運行委託料	8,782,953円	5,235,575円	10,784,933円	
H30	輸送人員	5,272人	2,198人	12,657人	
	運賃収入	770,139円	219,600円	1,608,670円	
	運行委託料	8,942,607円	5,524,948円	12,305,834円	
※平成25年度窪川地区の運行期間は平成25年12月～平成26年3月の4ヵ月間。（試験期間につき運賃無料。） ※平成26年度窪川地区第1期の平成26年4月～9月の6ヵ月間は実証運行期間。（試験期間につき運賃無料。） ※平成26年度窪川地区第2期の平成27年2月～3月の2ヵ月間は実証運行期間。（試験期間につき運賃無料。） ※平成27年度窪川地区第2期の平成27年4月～9月の6ヵ月間は実証運行期間。（試験期間につき運賃無料。）					
<b>運行に至った経過・作業等</b>					
(H20年)	9月	第1回地域公共交通会議開催			
(H21年)	1～3月	利用実態アンケート調査			
		地域座談会（3ヶ所）、事業者ヒアリング実施			
		四万十町生活交通再編基本方針お酔い行動計画策定			
(H23年)	2～8月	十和地域での実証運行開始			
	9月	4路線の本格運行開始			
(H24年)	8月	2路線の本格運行開始			
	10月	大正地域3路線の本格運行開始			
	3月	窪川地域生活交通再編計画の策定			
(H25年)	12月	窪川地域6路線の実証運行開始			
(H26年)	10月	窪川地域6路線の本格運行開始			
(H27年)	2月	窪川地域4路線での第2期実証運行開始			
	10月	窪川地域4路線の本格運行開始			
<b>今後に向けての課題</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・財源の確保</li> <li>・バス停までも移動できない方への対応（福祉車両、福祉タクシー券の充実等）</li> <li>・既存バス（路線、スクールバス、病院バス）との調整</li> <li>・外出機会の創出</li> <li>・タクシー事業者への影響（デマンドの導入検討）</li> </ul>					

十和地区

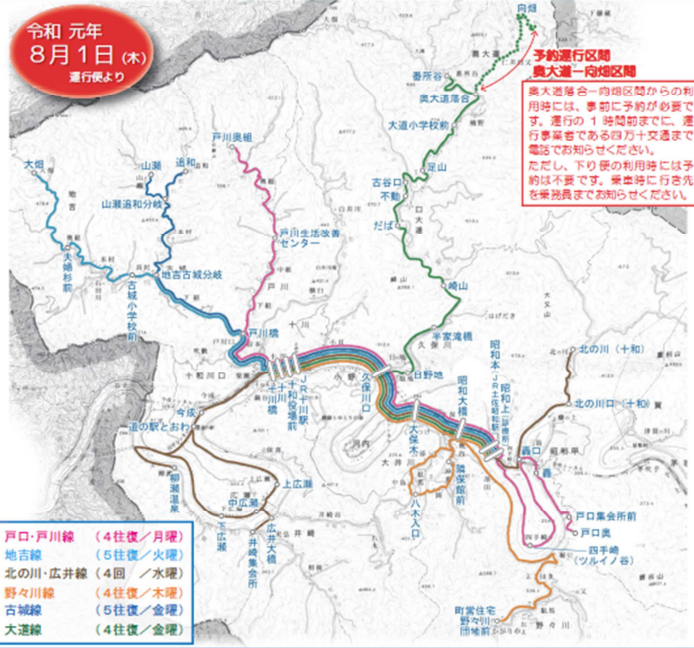
十和地区コミュニティバス

— より便利に！8月より大きく運行が変わります —

四万十町の元氣につなげるといふ

- ◎ ほぼ全ての路線で運行ダイヤが変更となります。
- ◎ 広井線の運行経路を大きく変更します。新たに北の川方面に運行しますが、一部に運行休止区間もあります。
- ◎ 大道線は、向畑への予約運行（番所谷→向畑間）を開始します。

令和 元年  
8月1日 (木)  
運行便より



大正地区



予工線や道川内行き道路/バスに乗り継ぎができるダイヤとなっています。

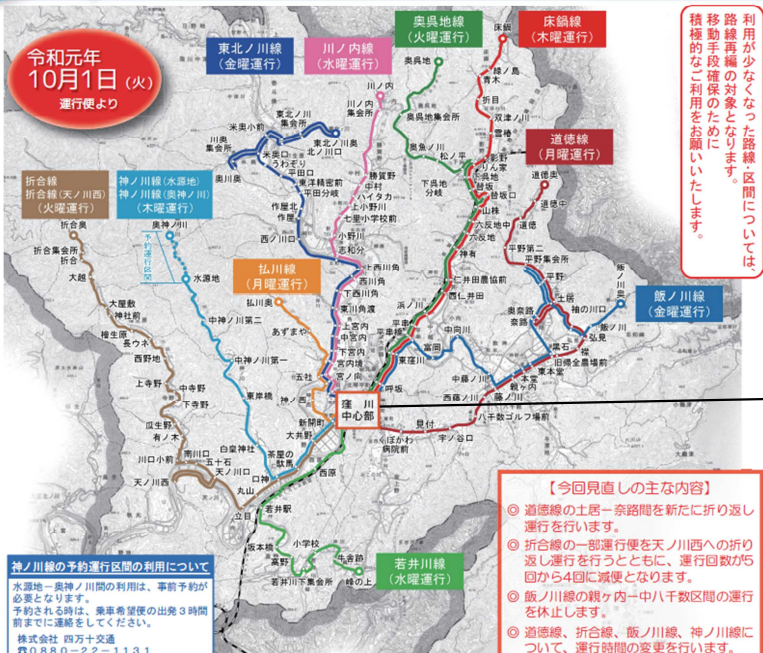


窪川地区コミュニティバス

— 道徳線・折合線・神ノ川線・飯ノ川線で運行が変わります —

四万十町の元氣につなげるといふ

令和元年  
10月1日 (火)  
運行便より



利用者が少なくなった路線区間については、路線再編の対象となります。移動手段確保のために、積極的なご利用をお願いいたします。

- 【今回見直しの主な内容】
- ◎ 道徳線の土居→奈路間を新たに折り返し運行を行います。
  - ◎ 折合線の一部運行便を天ノ川西への折り返し運行を行うとともに、運行回数が5回から4回に減便となります。
  - ◎ 飯ノ川線の親ヶ内→中八千数区間の運行を休止します。
  - ◎ 道徳線、折合線、飯ノ川線、神ノ川線について、運行時刻の変更を行います。

窪川地区



<b>黒潮町</b>	<b>導入形態</b>	路線バス（民営）	
	<b>導入地区 （導入開始）</b>	町内全域7路線 2区域運行 ※H24.4月～川奥地区・市野々川地区で新規路線運行。 ※H25.5月～北郷加持エリアでエリアデマンドバスを運行。 ※H31.3月～かきせエリアでエリアデマンドバスを運行。	
<b>運行主体</b>	佐賀地区：(株)四万十交通 大方地区：高知西南交通(株)		
<b>運行台数</b>	9台（(株)四万十交通2台 高知西南交通(株)7台）		
<b>運行日・ 運行ルート</b>	※別紙 バス路線網図 参照 ・北郷加持エリアデマンドバス （運行日）月・水・金曜日（5往復／1日） （運行形態）区域運行（自宅近く⇄土佐くろしお鉄道入野駅周辺） ・かきせエリアデマンドバス （運行日）月・水・金曜日（3往復／1日） （運行形態）区域運行（自宅近く⇄土佐くろしお鉄道入野駅周辺）		
<b>運賃</b>	距離制 ※割引制度：障害者割引（身体・精神・療育）、小人割引 ※北郷加持エリアデマンドバス、かきせエリアデマンドバス：1乗車100円		
<b>協議機関</b>	黒潮町地域公共交通活性化協議会		
<b>財源対策</b>	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）、 高知県公共交通活性化支援事業費補助金、特別交付税、過疎対策事業債		
<b>利用実績</b>			
※路線バス			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乗車人員	17,475人	17,290人	16,188人
運賃収入	4,736,893円	5,027,060円	4,455,118円
運行補助金	32,639,000円	32,535,000円	36,442,000円
※エリアデマンドバス			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
運行日数	月・水・金曜日	月・水・金曜日	月・水・金曜日
運行便数	1日5往復 （予約のあった時のみ運行）	1日5往復 （予約のあった時のみ運行）	1日5往復 （予約のあった時のみ運行）
利用者数	1,566人	2,346人	1,125人
運行費用	3,592千円	3,666千円	3,554千円
<b>運行に至った経過・作業等</b>			
(H21年)2月 黒潮町地域公共交通活性化協議会 設立 10～12月 ・バス利用実態調査 ・全世帯アンケート調査 ・地区懇談会（ワークショップ）：旧小学校区を基本とした19会場で開催 (H22年)3月 「黒潮町地域公共交通総合連携計画」完成 初年度事業として、交通空白地域の解消を目標とした、路線バスの実証運行を計画 (H23年)1～3月 市野々川地区～佐賀駅、川奥地区～佐賀駅で路線バスの実証運行 同時に乗車状況調査、利用者アンケート調査、住民アンケート調査を実施 7～H24.2月 川奥～（拳ノ川・市野々川）～佐賀線・佐賀かしま荘で路線バスの実証運行 (H24年)4月 本格運行開始 (H25年)5月 大方地区・大井川線で「北郷加持エリアデマンドバス」の実証運行開始 8月 北郷加持エリア（6集落）でデマンドバスに関する意見交換会を開催 (H26年)4月 「北郷加持エリアデマンドバス」の本格運行開始 (H31年)12月 かきせエリア（3集落）でデマンドバスに関する説明会を実施。 3月 「かきせエリアデマンドバス」の実証運行開始。			
<b>今後に向けての課題</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内フィーダー線の再編（運行モードの見直し）</li> <li>・町内市街地への2次交通の導入検討（循環型路線バス）</li> <li>・バス運賃設定の見直し（100円刻み運賃の導入）</li> <li>・町内スクールバスの再編</li> </ul>			



運行路線図



枝線（フィーダー） 月・水・金  
 ①北郷加持エリアデマンド  
 ②川奥～佐賀（かしま荘）線  
 ③かきせエリアデマンド

枝線（フィーダー） 月～土  
 ①森ノ下～入野線  
 ②伴太郎～入野線

貸切契約 月～土  
 ①米原～灘～上川口小～入野  
 ※灘～上川口小区間はスクールバス

幹線 毎日運行  
 ①中村駅～佐賀駅線  
 ②窪川駅～佐賀線  
 ③中村駅～田野浦（出口）～入野駅線

市町村の取り組み状況一覧(令和2年3月31日 時点)

市町村	【広域】 路線バス		【市町村内】 路線バス、デマンド型乗合タクシー、有償運送 ※緑ナンバーは緑、乗合タクシーはピンク				スクールバス ○…一般混乗(有償) ●…一般混乗(無償) □…専用バス	タクシー 事業者数	その他の移動手段 福祉・社協、病院、商店等による送迎	運賃支援			地域公共交通 会議 ○有 ●無		
	バス会社	運行概要	名称	運行主体						運行路線・区域	タクシー	バス		免許 返納	内容
			名称	民営	市町村	NPO等									
東洋町	東部交通 徳島バス南部	室戸～甲浦(東) 牟岐～甲浦(徳)	福祉バス (社協から東洋ハイヤーへ委託)		○		東洋ハイヤー前を起点に2路線 ①真砂瀬方面:火、木、金 3往復/日 ②別役・押野・内田方面:水 2往復/日		1	あったか送迎あり	○		【タクシーチケット】 ・高齢者もしくは障害のある方 ・町に住民票があり継続3ヶ月以上居住 など ・5,000円/月を上限とし、通院に係る費用の9割助成	●	
室戸市	東部交通	安芸～室戸岬・ジオパーク 室戸～甲浦						□室戸岬地区 ※シルバー人材へ委託	3	あったか送迎あり	○		【タクシーチケット】 ・75歳以上の高齢者 ・65歳以上の免許返納者 ・算定は各地区～国道までで年間交付料金を算定。 ※使い方は自由	○	
北川村	東部交通	安芸～馬路・魚梁瀬	村営バス (村から社協へ委託)		○		・定時定路線(一部デマンド)で3路線を運行 奈半利～久木線、田野～宗ノ上線、野友～野川線 ・住民が少ない地域はタクシー(奈半利町の事業者)でカバー 奈半利～竹屋敷線、宗ノ上築溜・崎山大戸・西谷線	○村営バスのスクール対応 ※ダイヤを学校始業に合わせている。学生には助成あり	0	あったか利用者の送迎	○		【タクシーチケット】 ・65歳以上で心身の障害、疾病等により臥床しているものなど ・収入等により50%～100%の助成率	○	
奈半利町	東部交通	安芸～室戸岬・ジオパーク							2	あったか利用者の送迎	○		【外出支援サービス事業】 ・奈半利町に住所がある者 ・65歳以上で一般の交通機関利用困難な方 ・障がい者手帳所持者 ・5,000円/月上限 ※米ヶ岡、加領郷など一部地域は8,000円/月上限 ※事業者から利用に応じた請求を受け、補助する	●	
田野町	東部交通	安芸～室戸岬・ジオパーク	たのくるバス (町から丸中タクシーへ運行委託)		○		コミュニティバス/定時定路線 田野駅を起点に町内2路線運行 ①大野線 2日/週運行 4.5往復 ②土生岡線 2日/週運行 4.5往復		1	あったか利用者の送迎 買い物・通院支援あり	○	○	○	【タクシーチケット交付対象】 ・田野町に住所を有し、運転免許を保有しない65歳以上の者で次の要件に該当する者 ・下肢不自由者または視覚不自由者と認められる者 ・自宅から町コミュニティバスの運行路線まで1km以上離れている者等  【バス運賃減免制度】 ※運賃:100円/回(中学生以下無料) ・運転免許返納者 半額 ・各種手帳(障害者、療育など)所持者は全額免除 ・回数券(100円×12回/50円×12回)	○
馬路村	東部交通	安芸～馬路・魚梁瀬							1	あったか利用者の送迎あり 買い物・通院支援もあり				●	
安田町	東部交通	安芸～室戸岬・ジオパーク 安芸～馬路・魚梁瀬						●別所～安田小中学校間 教委が運営、一般混乗可能だが生徒優先	2	あったか利用者の送迎あり 買い物・通院支援もあり おしゃべりバス(集活なかいやま)一回/月で田野町へ買い物へ行き、年に3回ほど室戸や東洋町へおでかけ※買物がメイン	○		【タクシーチケット】 ・7,000円/年間(チケット500円×14枚) ・80歳以上の独居老人及び高齢世帯 ・障がい者手帳所持者 ・療育手帳の交付を受けている者 など	○	
安芸市	東部交通	高知～安芸 安芸～室戸岬・ジオパーク 安芸～馬路・魚梁瀬	元気バス (市から安芸ハイヤー協会へ委託)		○		7路線を運行 月～日 ①東川線 : 毎日運行 4往復/日 ②八ノ谷線 : 2日/週運行 2往復/日 ③穴内赤野線 : 2日/週運行 2往復/日 ④循環一宮線 : 毎日運行 3便/日 ⑤循環宮田岡線 : 毎日運行 3便/日 ⑥畑山線 : 毎日運行 3往復/日 ⑦尾川線 : 2日/週運行 2往復/日		5	福祉有償運送 ・市から社協へ委託 ・安芸、芸西、安田、田野町への通院など ・車いす積載可能な車両 ・社協議職員がドライバー		○		【バス運賃】 元気バス助成※半額 ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者と介護人 など	○
芸西村	東部交通	高知～安芸	村営バス (村から芸西観光へ委託)		○		①西分乙方面線:2日/週 3.5往復 ②瓜生谷方面線:2日/週 3.5往復 ③和食乙方面線:2日/週 3.5往復 ④久重・道家方面線:6日/週 2.5往復 ※久重・道家方面線はデマンド運行		1	ふれあいセンター送迎車 (無償) ・ルートが決まっており、6日/週運行。 ・あったか施設間の送迎 ・社協職員がドライバー ・芸西病院 ・芸西オルソクリニック		○		【バス運賃】 中学生以下:半額(10円未満切り捨て)、未就学児:無料 身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方と、その付添人1人:半額	○
香美市	とさでん交通	県庁前～龍河洞 県庁前～田井	市営路線バス (土佐山田町→天坪観光・香北観光タクシー、香北町→香北観光、物部町→大板観光タクシーへ市から運行委託)		○		(土佐山田町)山田から4路線 ①西又線 : 2日/週、4往復/日 ②不寒冬線 : 3日/週、4往復/日 ③町田線 : 2日/週、3往復/日 ④佐岡線 : 5日/週、4往復/日 ⑤やまださくら号(デマンド) : 各集落⇄JR土佐山田駅、2日/週、4往復  (香北町)美良布近辺から3路線 ①蔵野線 : 毎日、3往復 ②白川線 : 5日/週、2往復 ③谷相線 : 5日/週、3往復 ④かほくあじさい号(デマンド) : 各集落⇄JR美良布駅、1～2日/週、4往復  (物部町)大板から4路線、1デマンド ①橋本線 : 5日/週、3往復 ②影線 : 毎日、4往復 ③別府線 : 毎日、4往復 ④神池線 : 1日/週、3便 ⑤ものべゆず号(デマンド) : 各集落⇄JRバス大板駅周辺、2日/週、5往復	※○路線バスのスクール対応、定期の無料発行あり。(土佐山田町、香北町、物部町) □物部町小中学校(無償)	10	デイサービス送迎あり	○	○	【タクシーチケット】 70歳以上 障害のある方 ※片道につき支払った料金から1000円を差し引いた額の1/2 ※視覚障害の方などは1000円を差し引いた全額  【バス運賃】 75歳以上 市営バス料金無料	○	
			JR四国バス		○		①土佐山田駅～大板 : 毎日、3往復 ②土佐山田駅～美良布 : 毎日、9往復								

市町村	【広域】 路線バス		【市町村内】 路線バス、デマンド型乗合タクシー、有償運送 ※線ナンバーは線、乗合タクシーはピンク				スクールバス	タクシー 事業者数	その他の移動手段 福祉・社協、病院、商店等による送迎	運賃支援			地域公共交通 等 ○有 ●無		
	バス会社	運行概要	名称	運行主体						運行路線・区域	タクシー	バス		免許 返納	内容
香南市	東部交通	高知～安芸  空港乗合タクシー のいち駅⇄空港 (日章ハイヤー、のいちハイヤー) ※予約制	市営バス (市から平和観光へ委託)		○		のいち駅を起点に9路線 ①のいち東部循環線 :4～5便/毎日 ②のいち北部循環線 :4～5便/毎日 ③吉川下井線 :週5日、4～5往復/日 ④吉川横井線 :週2日、4往復/日 ⑤堀ノ内徳王子循環線 :4～5便/毎日 ⑥西川線 :3～4、5往復/毎日 ⑦東川線 :3往復/毎日 ※別役～奈良峠間は予約運行 ⑧土居赤岡循環線 :1～1、5便/毎日 ⑨野市香我美線 :2～3往復/毎日 夜須駅を起点に3路線 ⑩羽尾細川線 :3～4、5往復/毎日 ※国光～羽尾区間は予約運行 ⑪千切行間循環線 :週2日、4便/日 ⑫手結住吉循環線 :週5日、3、5～4便/日	●路線バスのスクール対応 (香我美学区の一部地区、夜須学区の一部地区) ○香我美学区の一部、夜須学区の一部	3	・社協によるリフレッシュ移動サロン事業(年会費500円)で車なし・運転できない方の買い物送迎を実施 ・医療機関送迎サービス事業 ・病院による送迎サービス	○	○	○	【バス運賃半額】 75歳以上 障害のある方及び付添人・介護人 65歳以上免許返納者 小学生	○
南国市	とさでん交通 東部交通	①嶺石・南国オフィスパーク・田井線(と) ②龍河洞・潮見台線(と) ③前浜・パークタウン線(と) ④医大病院線(と) ⑤安芸線(東)	南国市コミュニティバス (市からいだいハイヤー、日章ハイヤーへ運行委託)  デマンド型乗合タクシー 『せいらん』うめの里交通 (市から医大ハイヤーへ補助) 路線型乗合タクシー 『一宮線』美術館通線 (市から(株)第二さくら交通へ補助)		○		エリア運行 『せいらん』:奈路地区等⇄嶺石バス停留所、行き5便・帰り5便/平日、祝日 『うめの里交通』:白木谷地区等⇄高知医大、行き5便・帰り5便/平日、祝日  路線運行 『一宮線』:刑務所前、医大⇄一宮BT、4往復/毎日 『美術館通線』:美術館⇄医大、4往復/毎日	○久礼田小 ○奈路小 ○白木谷小	3	あったか送迎あり 南国中央病院による送迎サービスあり	○		○	【タクシーチケット】 障害のある方 タクシー券12,000円/年 要介護の方の通院 タクシー券(3,000円/月)	○
高知市	とさでん交通 北部交通 東部交通	省略	省略	○		省略	エリア運行 『愛あい号』:鏡地域⇄川口バス停・鳥越バス停、4往復/平日、3往復/土日祝 『かわせみ号』: ・土佐山地域⇄小坂峠バス停、行き7便、帰り6便/平日、3往復/土日祝 ・土佐山地域⇄土佐山庁舎前バス停、9往復/平日、4往復/土日祝 ・土佐山・円行寺地域⇄みづき坂中央バス停、4往復/平日、4往復/土日祝 ・久重地域⇄土佐山庁舎バス停、4往復/平日、3往復/土日祝 ・久重地域⇄小坂峠バス停、4往復/平日、3往復/土日祝 『ほたる号』:行川地域⇄鳥越バス停、福井分岐バス停、4往復/平日、3往復/土日祝  路線運行(予約型) 『はるちゃん号北ルート』:新川⇄春野運動公園⇄瀬戸 16便(双方向発便合計)/毎日運行 『はるちゃん号南ルート』:弘明⇄春野庁舎⇄瀬戸 16便(双方向発便合計)/毎日運行 『しおかぜ号』:春野庁舎⇄新川⇄仁⇄長浜⇄瀬戸 16便(双方向発便合計)/毎日運行 『みませ号』:瀬戸⇄御堂瀬川⇄瀬戸 10便(循環線)/毎日運行 『うらど号』:桂浜⇄瀬戸⇄桂浜 7便(循環線)/毎日運行 『三里レッド号』:種崎⇄医療センター⇄美術館通電停 20便(双方向発便合計)毎日運行 『一宮線』:一宮BT⇄刑務所前、医大、8便(双方向発便合計)/毎日 『美術館通線』:美術館通電停⇄医大、8便(双方向発便合計)/毎日	○土佐山学舎 ○鏡小、中学校 ○春野西小学校	34	福祉有償運送 市からNPO法人高知県肢体障害者協会、地域サポートの会さわかち高知へ委託 しほてん号 利用者宅～目的地までの送迎  ・元気号 障害者の団体への市所有のバス無償提供(県内移動)  ・いずみの病院、海里マリン病院、高知高須病院、リハビリテーション病院すこやかな社等で送迎あり	○		○	【タクシーチケット】 障害のある方 ・400円×34枚(上限)/年	○
大豊町	とさでん交通	県庁前～田井 大杉駅～田井	町営バス(無償)  デマンド型乗合タクシー ※行き先により設定額と利用者の負担金の差額を補助。運行業者は下記の3社。 (有限会社大杉ハイヤー、有限会社大豊ハイヤー、豊永観光有限公司)		○		【町民バス】定時定路線型 2路線を運行(日・祝 以外) 西峰線(大畑井～JR豊永駅) 立川線(仁尾ヶ内～川口分岐)  【乗合タクシー】町内タクシー事業者3社が運営 2週毎のローテーション 町内各地地区から下記目的地までの運行 利用日の前日17時までに予約 ・町役場周辺(片道500円※一部料金設定なし) ・総合ふれあいセンター周辺(片道500円※一部料金設定なし) ・本山町役場・早明浦病院周辺(片道1000円) ・病院各種(高知日赤、JA高知、高知医大 片道2000円)	●4路線を運行 町内3者のハイヤー事業者へ委託(教委から) ※統廃合学校生徒対象 ・天祥線 ・穴内・川口線 ・岩原線 ・西峰線	3	あったか送迎あり ※各地区2回/月程度 あったか施設周辺には銀行、スーパーなど一定揃っており、ついでに用事を済ませる利用者も	○		○	【通院タクシー制度】 ・町内居住で町内の医療機関を受診した際帰りのタクシー料金の一部を助成 ・利用者負担500円。それ以上は町が負担 ・買物等の寄り道は500円に上乗せ  【福祉タクシー制度】 ・町内住所がある ・身体障害者手帳1～3級該当者 ・療育手帳A1～A2該当者 ・精神障害者保健福祉手帳1～2級該当者 ・申請月から年度末までの月数×3枚の枚数(500円/枚、最大36枚)	○
本山町	とさでん交通 嶺北観光	県庁前～田井(と) 大杉駅～田井(と) 田井～吉野・冬の瀬(嶺) 本山～西石原上・峯石原(嶺)	本山町コミュニティバス さくらバス		○		【自家用有償旅客運送(公共交通空白地)】 本山町立嶺北中央病院を起点とし、運行は町内タクシー事業者に委託。 月曜:北山西線(前日17時までに予約) 火曜:吉延・大石線 水曜:上関・下関線 木曜:古田・権代線 金曜:北山東線	○本山小学校～ 古田、助藤、北山方面 ※嶺北観光へ委託	1	あったか送迎あり	○	○	【タクシーチケット】 ・75歳以上で町税等滞納の無い方 ※障害者手帳1級・2級=36枚/年、一般=24枚/年を交付 初乗運賃以降を助成(町外に通院した場合は町内走行分)  【バス運賃】 ・70歳以上で町税等に滞納が無い方 ※本山町、土佐町、大豊町内の病院に通院した場合のバス代を全額補助	○	
土佐町	とさでん交通 嶺北観光	県庁前～田井(と) 田井～大川局前(嶺) 大川局前～黒丸(嶺) 田井～冬の瀬(嶺)	路線バス (町から嶺北観光へ補助)		○		田井～櫻山 田井～西石原・峯石原・伊勢川・平石・有間分岐	※○嶺北観光の路線バスがスクールバスを兼ねている。土佐町小中。	2	あったか送迎あり 病院、介護施設のデイスサービスに係る送迎あり	○	○	○	【タクシーチケット】 75歳以上の通院:24枚/年 障害のある方・透析患者の通院:36枚/年 (土佐町内、嶺北中央病院) 基本料金を除く金額を助成  【バス運賃】 70歳以上の通院 (土佐町内、本山町、大川村の病院) 路線バスの片道料金助成	●
大川村	嶺北観光	田井～大鼓局前・黒丸・日の浦局前 日の浦局前～桑瀬・長沢	大川村コミュニティバス (村から集落活動センター結いの里へ委託)		○		(予約型定路線方式) ※火曜日(隔週運行) 北ルート:大北川・白滝方面 西ルート:井野川・小北川方面  (デマンド方式) ※年末年始のみ休業 運行範囲:村内全域(前日までの予約制)	○大川小中⇄大滝、大平	0	デイスサービスやあったか送迎時に買い物等支援あり バスで通院が出来ない高齢者に対し、原則嶺北管内の医療機関までの送迎を行う	○	○	○	【バス運賃】 70歳以上で 障害者手帳所持者(本人が課税対象者である者を除く) 大川村から土佐町田井までの通院におけるバス料金96回分を助成	○
いの町	とさでん交通 北部交通 嶺北観光	高知市～天王ニュータウン(と) 高知市～すこやかセンター(北) すこやかセンター～吾北・本川(北) 長沢～田井(嶺)	【いの】 町営バス (伊野循環線:町から明神観光へ委託)  定時デマンド乗合タクシー (小野、毛田、成山:町から明神ハイヤーへ委託)  デマンド型乗合タクシー (中追町から大はらハイヤーへ委託 横敷・藤町から明神ハイヤーへ委託) 【吾北】 デマンド型乗合タクシー (吾北町から吾北ハイヤーへ委託)  【本川】 町営バス (長沢～寺川) (長沢～大森) ※直営(地元の方を雇用、公用車)		○		すこやかセンター～池ノ内・天王ニュータウンまわりとすこやかセンター～波川まわりの2路線、年中無休・6往復/日(土日祝・12/30～1/3は第2便のみ運休)  すこやかセンター⇄小野、毛田、成山の3路線、6往復/日、毎日運行  区域運行(自宅付近⇄路線バス停)、毎日運行  区域運行(自宅付近⇄路線バス停)、毎日運行  長沢⇄寺川、朝・昼・晩に1往復ずつ/毎日 ※平日の昼、土日祝の朝昼晩は予約制 長沢⇄大森、朝1往復、昼・晩に2往復ずつ/毎日 ※全便予約制	○【吾北・本川】 小・中学校 ※吾北分校生は2/3減免	3	・あったか送迎時に買い物支援あり ・サニーアクセスいの店 無料送迎(枝川周辺～いの町役場周辺の東西コースそれぞれ5便) ・いの病院(送迎) ・町田病院(送迎) ・さくら病院(送迎) ・石川記念病院(送迎) ・社協の生活支援(送迎)	○	○	○	【タクシーチケット】 障害者手帳所持者 15,000円分 (500円×30枚)  【バス運賃】 障害者手帳の所持者 15,000円分 ※循環線は半額補助	○
			いの町社会福祉協議会公共交通空白地有償運送		○	本川発着									



市町村	【広域】 路線バス		【市町村内】 路線バス、デマンド型乗合タクシー、有償運送 ※線ナンバーは線、乗合タクシーはピンク				スクールバス	タクシー 事業者数	その他の移動手段 福祉・社協、病院、商店等による 送迎	運賃支援			地域公共 交通会館 等 ○有 ●無						
	バス会社	運行概要	名称	運行主体						運行路線・区域	タクシー	バス		免許 返納	内容				
土佐市	高陵交通	須崎線	ドラゴン宇佐、ドラゴン波介 一部伊野駅まで乗り入れ (市から土佐市観光有限会社へ委託)	民営	市町村	NPO等	ドラゴン宇佐 全6便 ・高岡営業所～伊野駅～高岡営業所 毎日運行 3便/日(うち第1便は日祝運休) ・高知リハ～高岡営業所～伊野駅～高岡営業所 3便/日(うち第6便は日祝運休、第6便のみ高知リハから) ※うち第2、第3、第5便は土佐市民病院乗り入れ	○	○	○	○	【タクシーチケット】 ・土佐市の住民基本台帳に記載されている65歳以上の高齢者で 運転免許の自主返納者 ・土佐市タクシー利用券 6,000円分 一回のみ ※バス支援、買い物支援(6,000円分)の3つのうちいずれか一つのサービスが受けられる	○						
	とさでん交通	宇佐・高岡												ドラゴン波介 全6便 ・高岡営業所～伊野駅～高知リハ 2便/日(うち第1便は日祝運休) ・高知リハ～高岡営業所～伊野駅～高岡営業所 4便/日(うち第6便は日祝運休、第4便のみ高知リハから) ※うち第2、第3、第4便は土佐市民病院乗り入れ	○	○	○	【バス運賃】 ・土佐市の住民基本台帳に記載されている65歳以上の高齢者で 運転免許の自主返納者 ・土佐市バス乗車券 6,000円分 一回のみ ※タクシー支援、買い物支援(6,000円分)の3つのうちいずれか一つのサービスが受けられる	
日高村			定期運行バス・デマンドバス 「もへいくん」 (村から島崎ハイヤーに委託)				・加茂中⇨伊野駅前、朝・夕に1往復ずつ/毎日 ※上記以外の時間は区域デマンド運行		1	あったか送迎あり(一部買い物支援あり)	○	○	○	【タクシーチケット】 身体障害者手帳1、2級 療育手帳 精神保健福祉手帳1、2級 ガソリン若しくはタクシーチケット 15,000円(500円×30枚)	○				
佐川町	黒岩観光	佐川～大崎～狩山口/川渡 越知～黒岩～文化センター	尾川～佐川 (町から黒岩観光へ補助)				佐川駅⇨西佐川⇨古畑・峰 毎日 5往復/日 ※峰までは金曜のみ運行				4	あったか送迎あり	○	○	○	【タクシーチケット】 ・障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 級及び申請月によって24枚～48枚/年を交付 ・500円/枚 【さかわぐるぐるバス運賃半額】 ・身体障害者手帳所持者とその介護者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者 ・療育手帳所持者とその介護者 ・運転経歴証明書所持者	○		
			さかわぐるぐるバス (市町村運営有償運送:交通空白輸送) (町から町内3交通事業者へ委託)				佐川駅又は西佐川駅を起点に9路線(市街地循環線含む)を運行 ①市街地循環線(西佐川駅～西佐川駅・右回り・左回り交互運行):月～金運行 8便/日 ②～⑨:月～金で1～2路線/日に運行 4.5往復/日	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
越知町	黒岩観光	佐川～大崎～狩山口/川渡 越知～黒岩～文化センター	越知町民バス (町から岡林ハイヤー及び黒岩観光へ委託)				・越知のサブツガを起点に町内全14路線を運行 ※月～土・祝日運行 月:4路線運行(①2路線:3往復/日・②2路線:2往復/日)※①祝日運行 火:2路線運行(2路線:2往復/日) 水:6路線運行(①2路線:3往復/日・②4路線:2往復/日)※①祝日運行 木:3路線運行(3路線:2往復/日) 金:2路線運行(2路線:2往復/日) 土:2路線運行(2路線:3往復/日)※祝日運行			○	○	○	○	○	○	【タクシーチケット】 【福祉タクシー・ガソリンチケット(いずれか選択)】 ・障害のある方(身体1～3級、精神1・2級、療育手帳A1～A2) ・560円×24枚(2枚/月交付)※年度末まで有効 【地域ハイヤーチケット】 ・75歳以上の要支援認定及び要介護認定を受けていない、タクシー(ガソリン)チケットと重複しない、税滞納のない方 ・560円×24枚(2枚/月交付)※年度末まで有効 【バス運賃】 ・障害者手帳該当の方 ・運転免許証自主返納した方 ・運賃半額	○		
仁淀川町	黒岩観光	佐川～大崎～狩山口/川渡	・仁淀川町民バス (町から仁淀川マネジメントサービスへ委託(指定管理)) ※スクールバスなどの運行もとりまとめている				【コミュニティバス】 ・大崎駅、役場前を起点に町内30路線を運行(主に支線) ・月～金 4～6路線運行/曜日 1往復/日 ※第1、3の木・金 1路線運行/曜日 1往復/日 【町民バス】 ・池川総合支所(池川)、大崎(吾川)、森(仁淀)を起点に町内10路線を運行(主に幹線) 基本は毎日運行 2～3往復/日 ※路線によっては曜日運行あり。			○	○	○	○	○	○	【タクシーチケット】 ・75歳以上 ・560円 【バス運賃】 町民バス・コミュニティバス 障がいのある方:半額	○		
須崎市	高陵交通	須崎～西芝 須崎～橋原 須崎～矢井賀	須崎市営バス (市から(有)さくら観光へ委託)				市民文化会館～中ノ島の1路線、毎日運行、7往復/日			○	○	○	○	○	○	【タクシーチケット】 ・障害者(障害者手帳所持し、要件に該当する方) 500円×48枚 ・高齢者(遠隔地在住70歳以上) 500円×48枚 ・要介護4以上かつ自立度B2以上の方 500円×48枚 【バス運賃】 障害者:半額	○		
			須崎市予約型乗合タクシー (市から(有)吾桑ハイヤーへ補助)				多ノ郷北部地区 田ノ地(起点)～マルナカ須崎店(終点)月曜日運行 1往復/日 堂ヶ奈路(起点)～マルナカ須崎店(終点)水曜日運行 1往復/日 西生(起点)～マルナカ須崎店(終点)金曜日運行 1往復/往復	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
津野町	高陵交通	須崎～橋原	コミュニティバス ※町から下記事業者へ委託 (東地区:葉山ハイヤー) (西地区:新田ハイヤー)				(東地区)里楽・役場本庁を起点:10路線 (西地区)新田役場を起点:7路線 1日/週、3.5、4往復/日(桂緑、大古味・芳生野線、日曾の川線は2日/週) □にじいろ園(幼稚園)バス ・役場～新土居～重谷 □精華小 ・役場～重谷			○	○	○	○	○	○	【タクシーチケット】 障害者のある方 80歳以上 400円×24枚 【バス運賃】 運転免許返納者 回数券(100円×12枚綴り)×10冊	○		
橋原町	高陵交通	須崎～橋原 日吉(愛媛県鬼北町～橋原)	路線バス (一部路線については町から高陵交通に補助)				橋原中心部から越知面、四万川、松原へ3路線 ※1日1～2往復(他にスクールバスも併用して運行)			○	○	○	○	○	○	○	【タクシーチケット】 障害者のある方 75歳以上 初乗り料金×24枚	○	
			NPO法人絆 公共交通空白地有償運送				初瀬・松原方面			○	○	○	○	○	○	○	○		
中土佐町	高陵交通 四万十交通	須崎～矢井賀(高) 久礼～大野見(四) 窪川～大野見(四) 萩中～大野見(四) 奥分吉野～大野見(四)	コミュニティバス (町から中土佐ハイヤーへ運行費補助)				(中土佐)JR土佐久礼駅を起点:3路線、2日/週、3.5～4便/日 (大野見)大野見バス停を発着とする3路線、2日/週、4.5往復/日			○	○	○	○	○	○	○	【タクシーチケット】 80歳以上 障害者のある方 11,200円/年 【バス運賃】 65歳以上 高陵交通、四万十交通の無料バス(町内発着に限り) コミュニティバスも使用可	○	
四万十町	四万十交通	窪川～大正 松葉川温泉 興津、佐賀 影野、志和 大野見 大正駅～下津井 道の駅とおわ ホビー館・奥打井川・北の川・窪川	コミュニティバス ※下記事業者へ委託・補助 (窪川:四万十交通へ補助) (十和:〃) (大正:丸三ハイヤーへ委託)				【窪川地区】JR窪川駅を起点:10路線、1日/週、3.5～4.5往復/日 【大正地区】 JR窪川駅⇨相去、1日/週、3.5往復/日 JR大正駅⇨葛籠川、芳川、里川、1日/週、4.5往復/日 【十和地区】 JR十川駅、役場、診療所⇨6路線、1日/週、4～5.5往復/日			○	○	○	○	○	○	○	○	【運賃チケット】 80歳以上 65歳以上の免許返納者 障害者のある方 役場・支所まで5km未満:100円×60枚 役場・支所まで5km～10km未満:100円×90枚 役場・支所まで10km～:100円×120枚	○
							●松生原～窪川中学校 □窪川小・中、川口小、東又小			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
								□田野々小、北ノ川小・中、大正中 □昭和、十川小・中			○	○	○	○	○	○	○	○	○



市町村	【広域】 路線バス		【市町村内】 路線バス、デマンド型乗合タクシー、有償運送 ※線ナンバーは線、乗合タクシーはピンク				スクールバス	タクシー 事業者数	その他の移動手段 福祉・社協、病院、商店等による送迎	運賃支援			地域公共 交通会館 等 ○有 ●無		
	バス会社	運行概要	名称	運行主体						運行路線・区域	○…一般混乗(有償) ●…一般混乗(無償) □…専用バス	タクシー		バス	免許 返納
黒潮町	四万十交通 西南交通	窪川駅～佐賀(西) 佐賀駅～中村駅(西) 中村駅～入野駅(西)	路線バス (町から四万十交通、西南交通へ補助・委託)	○			(佐賀) 路線定期:川奥-佐賀(かしま荘)の2路線、3日/週、3往復/日 (大方) 路線定期:湊川-役場 5日/週、2往復/日 伴太郎-中村 5日/週、1.5往復/日 ※朝1便はスクール 中村⇒仲分川 5日/週、1便 仲分川-役場 5日/週、1往復/日 米原-役場 5日/週、1往復/日 ※内 灘-上川口間はスクール 区域:北郷加持エリアの自宅近く-入野駅周辺、3日/週、10便/日 かきせエリアの自宅近く-入野駅周辺、3日/週、6便/日	●市野瀬-佐賀 ●鈴一佐賀 ●馬荷-入野 ●大井川-入野 ●湊川-上川口 ●伴太郎-上川口 ●米原-役場(内 灘-上川口間) ※保育園バスも兼ねる	1	あったか送迎時に買い物支援あり	○	○	○	【バス】 割引制度あり (障がい者・小学生以下 半額など) 【免許返納】※要 運転経歴証明書提示 町内タクシー業者…運賃10%割引 土佐くらしお鉄道…窪川-宿毛間の運賃半額 高知西南交通…65歳以上 路線バス運賃半額 四万十交通…60歳以上 路線バス運賃半額	○
四万十市	西南交通	中村～宿毛 中村～清水～足摺岬 中村～入野 中村～佐賀	自家用有償旅客運送事業 (勝間川は勝間川部落へ委託、有岡・江ノ村は中村バスへ委託、西土佐は西土佐交通へ委託) 路線バス (高知西南交通へ市から補助) まちバス (高知西南交通へ市から補助) ふれ愛号 市から下記事業者へ委託・補助 (後川、西富山、西藤岡地区:高知西南交通へ補助) (西土佐地区:西土佐交通へ委託) ふれ愛タクシー (東富山、東藤岡、八東:四万十市タクシー組合へ市から委託)		○	○	(中村) 鶴ノ江⇄勝間川、6日/週、2往復/日 中村駅⇄有岡、3日/週、3往復/日 中村駅⇄江ノ村、西の谷、2日/週、2往復 (西土佐) 江川崎駅⇄黒尊、6日/週、2往復 (中村) 下田⇄中村駅、毎日、5～7往復/日 (中村・西土佐) 中村駅⇄口屋内⇄江川崎駅、6日/週、3往復/日 (中村) 市街地内をデマンド運行、毎日 (中村) 市街地⇄後川、西富山、西藤岡、6日/週、3～4往復/日 (西土佐) 江川崎⇄北部、中部、6日/週 (中村) 市街地⇄東富山、東藤岡、6日/週、3～4往復/日 市街地⇄八東、2日/週、3往復/日	○路線バスのスクール対応(勝間川線:川登小学校) □大用小中学校2路線 ・三叉線 ・奥片魚線 □藤岡小中学校1路線 ・竹屋敷線 □八東小学校1路線 ・名鹿線 □中村小学校1路線 ・田野川線 □西土佐小中学校2路線 ・権谷線 ・半家線 ・西ヶ方線 ・大宮・家路線 ・藤ノ川線 ・須崎線 ・屋内線	5	あったか送迎あり 一部の病院や介護事業所等において、送迎あり 観光バス ○四万十川バス 中村駅～JR江川崎駅 1往復/日 土・日・祝日運行(春休み、GW、夏休み期間は毎日運行)	○	○	○	【タクシーチケット】 障害のある方 タクシーチケット13,200円/年を交付 【バス運賃】 免許返納者 ・西南交通路線バス半額 ・タクシー料金10%割引 障がい者 ・西南交通・市運行路線バス半額 (デマンド交通を含む)	○
宿毛市	西南交通 宇和島自動車	中村～宿毛(西) 宿毛～大月・清水(西) 宿毛～宇和島(宇)	宿毛～片島(西) はなちゃんバス (市から丸三観光へ委託) ゆるりんバス (市から島の住民2人に委託)	○		○	宿毛駅⇄楠山、栄喜、舟ノ川、出井、藻津、1日/週、4往復/日 弘瀬・漁協前⇄母島・漁協前、5日/週、2往復/日 ※水曜日は診療所便あり ※沖の島循環線はゆるりんバスとスクールバスの総称	○ 日平橋⇄橋上中⇄宿毛駅 栄喜⇄小筑紫小 弘瀬漁協⇄沖の島小中⇄長浜	4	あったか送迎あり 社会福祉法人による買い物バスの運行あり (施設周辺地域限定週1回)	○	○	○	【バス運賃】 免許返納者 ・西南交通・宇和島自動車路線バス半額	○
土佐清水市	西南交通	宿毛～大月～清水 中村～清水～足摺岬	足摺バスセンター～窪津～清水プラザ前(西) おでかけ号 市より下記事業者へ補助 (下ノ加江地区:足摺交通) (三崎地区:龍串見残観光ハイヤー) (下川口地区:龍串見残観光ハイヤー) NPO/アズアーク 公共交通空白地有償運送	○	○	○	(デマンド) 地域⇄市街地:下ノ加江1日3便 下川口1日3便 市街地⇄地域:下ノ加江1日2便 下川口1日3便 三崎循環線:1日5便 横道⇄プラザ前、2日/週、1往復/日 下ノ加江市民センター⇄家路川、大川内、2日/週、1往復 下川口市民センター⇄藤ノ川、鳥淵、松山、横峯、2日/週、1往復	□小学校4校5路線(1校1路線は通園併用) □中学校1校5路線 ※運行は3社に委託 ・足摺交通ハイヤー ・電車見残ハイヤー(有) ・高知西南交通(株)	3		○	○	○	【タクシーチケット】 障害のある方 タクシーチケット12,000円/年を交付 【運賃チケット】 65歳以上免許返納者 6,000円(100円×60枚) ※路線バス、デマンドバス、タクシーに使える	○
大月町	西南交通	宿毛～大月～清水	路線バス (町から西南交通へ委託)		○		道の駅⇄5路線(柏島、蜂ノ巣、小才角、春遠、西泊)、毎日、2～3往復 大月病院、道の駅⇄3路線(橋浦、竜ヶ追、馬路)、毎日、1～3往復	□小中⇄柏島、小才角、馬路 ※保育園バスはタクシー事業者 に委託している	1	あったか送迎あり。利用者の買い物支援あり。	○			【バス運賃】 西南交通のバス無料 ・障害者手帳所持者 ・70歳以上 ・通院証所有者	○
三原村			三原バス (村から三原バス有限会社へ委託)		○		中心地⇄成山、下切、芳井へ毎日、5便/日(祝日は2往復) 中心地⇄宿毛市平田方面へ毎日、4便/日(祝日は2往復) ※ほとんどスクールバスとしての運行(土、日曜日は運休)		1	あったかの送迎時に買い物にも連れていっている	○			【タクシーチケット】 障害のある方 初乗り料金×24枚	○

15 35 3

117

26 22 7

30

## 補足説明③

ここでは、国土交通省や地方運輸局が、ホームページ上で情報提供している、地域公共交通活性化に向けた全国的な取り組み事例のデータベースや、マニュアル・手引き集等をご紹介します。

他にも、都道府県・市町村で独自のマニュアルを作成しているところもたくさんありますので、調べてみてください。

### ○国土交通省ホームページ上で提供されている、取組事例データベース

公共交通活性化事例 (地域公共交通支援センター)	<a href="#">トップ</a> > <a href="#">総合政策</a> > <a href="#">公共交通活性化</a> > <a href="#">地域公共交通支援センター</a>
地域公共交通の活性化・再生への事例集	<a href="#">トップ</a> > <a href="#">総合政策</a> > <a href="#">総合的な交通体系を目指して</a> > <a href="#">地域のモビリティ確保支援</a> > <a href="#">事例集、ガイドライン集</a>
地域公共モビリティ事例	<a href="#">トップ</a> > <a href="#">総合政策</a> > <a href="#">総合的な交通体系を目指して</a> > <a href="#">地域のモビリティ確保支援</a> > <a href="#">地域のモビリティ確保のデータベース</a>

### ○マニュアル・手引き・事例集・調査報告 など

タイトル	提供元	掲載先
地域のモビリティ確保の知恵袋	国土交通省	<a href="#">トップ</a> > <a href="#">総合政策</a> > <a href="#">総合的な交通体系を目指して</a> > <a href="#">地域のモビリティ確保支援</a>
地域公共交通の利用促進のためのハンドブック ～地域ぐるみの取組～		<a href="#">トップ</a> > <a href="#">総合政策</a> > <a href="#">公共交通活性化</a> > <a href="#">地域公共交通確保維持改善事業</a>
地域公共交通づくりハンドブック		<a href="#">トップ</a> > <a href="#">自動車</a> > <a href="#">公共交通の利便性向上</a>
はじめて会議委員に任命された方の地域公共交通ガイド	北海道運輸局	<a href="#">トップ</a> > <a href="#">地域公共交通</a> > <a href="#">マニュアル</a>
みんなで創る地域公共交通 -住民説明会の手引き編- 公共交通の利用促進に向けた地域のサポート事例集	北陸信越運輸局	<a href="#">トップ</a> > <a href="#">地域公共交通</a> > <a href="#">公共交通支援ツール</a>
地域公共交通会議等運営マニュアル	中部運輸局	<a href="#">トップ</a> > <a href="#">地域公共交通</a> > <a href="#">公共交通を考えるためのツール集</a>
地域公共交通確保・維持・改善に向けた取組マニュアル	近畿運輸局	<a href="#">トップ</a> > <a href="#">地域・交通の活性化・再生</a>
よりよい地域交通を実現させるためのマニュアル		<a href="#">トップ</a> > <a href="#">地域・交通の活性化・再生</a> > <a href="#">基礎データ・事例集</a>
地域のニーズに応じた効率的な乗合旅客輸送サービス導入・促進マニュアル	中国運輸局	<a href="#">トップ</a> > <a href="#">地域公共交通</a>
中国管内の公共交通不便地域等における移動実態と最適な生活交通確保策の検討調査		
なるほど！！公共交通の勘どころ	九州運輸局	<a href="#">トップ</a> > <a href="#">公共交通活性化</a>
地域への公共交通導入ガイドブック		

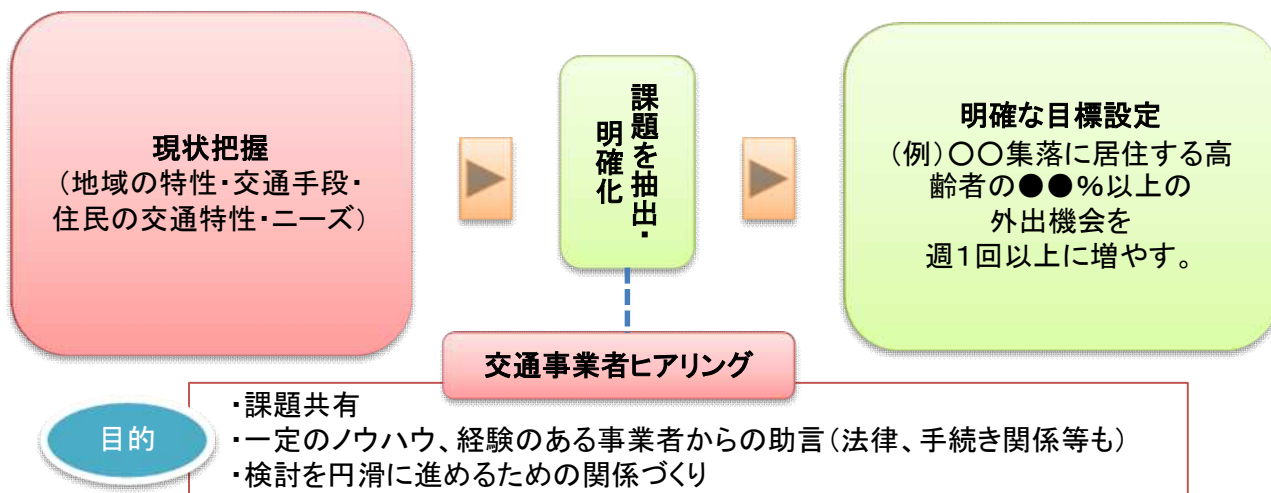
### 3 地域の移動手段の確保・改善について

#### (1) 全体的な流れ

##### ① 現状把握と課題整理

中山間地域における移動手段の確保対策は喫緊の課題ではありますが、十分な現状把握といった準備を怠ると、せっかく始めた施策もあまり住民に使ってもらえず、失敗に終わってしまう可能性があります。

より持続可能な、住民目線に立った移動手段を確保するためには、以下の手順を経たうえで、明確な目標を持って臨むことが必要です。



目的

- ・課題共有
- ・一定のノウハウ、経験のある事業者からの助言（法律、手続き関係等も）
- ・検討を円滑に進めるための関係づくり

##### ② 検討体制と役割分担

地域の移動手段の検討にあたっては、市町村・交通事業者・地域住民等の各主体が、常に課題を共有し、検討の各段階で合意を重ねていくことが理想的ですが、そのたびに大人数で集まって会を開くのは、多大な労力がかかりますし、十分な議論を行うには現実的ではありません。

細かい検討内容については、個々の役割分担を明確にしたうえで、内容に応じたメンバー構成による部会的なものの中で、議論していくことが効率的と考えられます。

	役割分担
市町村	・庁内関係者間の協議・調整 ・各種調査の実施 ・地域住民への説明・PR
交通事業者	・既存の交通機関の現状に関する情報提供 ・運行システム（ルート・ダイヤ）や法令に関するアドバイス ・路線バスとの結節や既存の交通機関との連携を考慮した助言
地域住民	・住民ニーズの把握、意見集約 ・市町村担当者との運行システム案の共同作成や提案 ・継続した利用促進の取り組み

##### ③ 既存の交通機関の見直し

地域に必要な移動手段を検討する際、まずは既存の交通機関の運行形態を見直すことで、住民ニーズに対応できる可能性は大いにあります。交通事業者の意向を聞きながら、課題解決に向けて取れる方策を、共に検討することも必要と思われれます。

例

- ・ニーズに合わせた運行範囲、ルート（バス停）、ダイヤの見直し
- ・利便性向上や利用促進につなげるための、乗り継ぎ設備の改善や運賃・ダイヤの見直し、車両の更新
- ・路線バスと病院バス等、複数の交通手段で運行ルートが重複している箇所の整理

## ④新たな移動手段の導入

運行形態の見直しを行っても、路線バス等の公共交通機関だけでは、地域住民の生活に必要な移動手段が十分に確保できないと判断される場合、それらを補完するための新たな移動手段の導入を検討する必要があります。その計画策定から運行に至るまでの大まかな作業(例)は、以下のとおりになります。

### (1) 運行計画策定

#### ①内容検討

①運行形態 ②運行区域 ③運行頻度 ④運賃 等の設定  
※運行は、一定のノウハウ・経験のある交通事業者への委託が望ましい  
地域に引き受けられる交通事業者がない場合のみ、NPO等が運行主体

#### ②収支計画立案

(支出) 初期投資費用・運行経費について、交通事業者等に調査して推計  
(収入) 住民ニーズ調査から推計される利用者数×運賃  
国や県の補助制度を活用した財源対策  
利用者からの会費等の徴収 等

#### ③運営体制検討

①運行管理体制(予約受付体制) ②整備管理体制  
③苦情処理体制 ④事故処理体制 等

### (2) 計画→運行までの事務作業(主なもの)

#### ①運行事業者の選定

待合所の設置等必要あれば  
道路管理者、公安委員会との調整

#### ②合意機関での協議

※地域公共交通会議(乗合タクシー、市町村有償運送)  
※運営協議会(公共交通空白地有償運送、福祉有償運送)

#### ③道路運送法に基づく運輸支局への事業許可(登録)申請 ※②での合意が許可(登録)の要件

#### ④地域住民への広報・通知

### (3) 実証運行～本格運行

#### ①実証段階での検証項目・目標値設定

#### ②実証運行計画立案

※運行期間、周知手法、評価方法 等を設定

#### ③実証運行実施

※利用実態調査を同時に実施

#### ④実証運行結果の評価・判定

※計画の妥当性・必要性・継続性 等を判定

OK

NO

#### ⑥本格運行への移行

#### ⑤運行内容の見直し

#### ②へ戻る



## ⑤ 運行開始後の管理・運営

新たな移動手段を導入した場合、せっかく苦勞して作った仕組みですから、できるだけ長く使っていただけるよう継続的に見直すことも必要です。

- ・人口・土地利用・施設立地など周辺環境の把握
- ・アンケートや住民説明会等による(利用しない人も含めた)住民ニーズの把握

等により、定期的な現状把握をして、必要があればサービスの見直しや改善を行っていくことが大切です。

また、そうして得た情報や運営状況などを、積極的に地域住民に情報発信し、利用の呼びかけを行っていくことも、サービスを続けていくためには必要であると思われます。

### 補足説明④

これらの作業を進めていくには、地域交通に関する基本的な考え方や、関連する法律や諸手続きについての専門知識、他地域の取り組み事例といった情報が必ず必要になってきます。

そんな時に適宜アドバイスや提言をいただけるよう、県では下記の10名の方にアドバイザーをお願いし、研修会での講演や市町村の担当職員さんの個別相談などに、ご協力をいただいています。※令和2年度は調整中です。

本手引きをご覧いただいている中で、何か相談をしたいとお考えの市町村担当職員の方がいらっしゃいましたら、まずはお気軽に 高知県庁中山間地域対策課(生活支援担当 Tel:088-823-9602)までご連絡くださいませ。(報償費及び旅費は県が負担します。)

令和元年度高知県中山間地域生活支援アドバイザー(移動手段確保支援事業)名簿 (令和2年3月末時点)

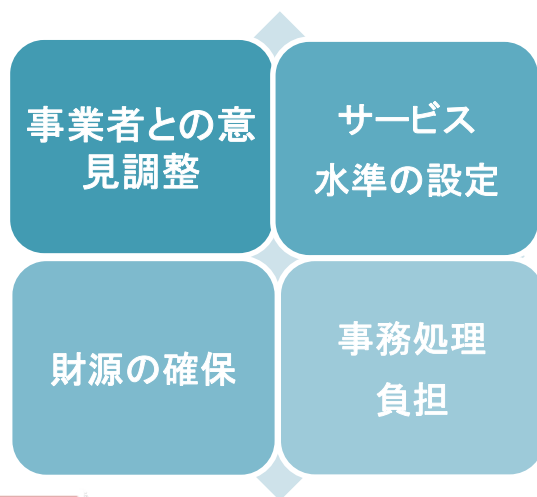
ふりがな 氏名	所属等	関連内容
きた ひでゆき 喜多 秀行	神戸大学大学院 工学研究科教授	学識経験者 (H28年度「公共交通セミナーin四国」で基調講演、H29年度 宝塚市地域公共交通会議会長)
はしもと せいじ 橋本 成仁	岡山大学大学院 環境生命科学研究科准教授	学識経験者 (岡山県内で多数の地域公共交通会議に関わっている。地域のおでかけ交通のあり方研究会の一員。須崎市出身。)
うえと やすひろ 上戸 康弘	四国運輸局高知運輸支局 首席運輸企画専門官	国土交通省補助事業「地域公共交通確保維持改善事業」 担当者
やまもと けい 山本 圭	四国運輸局高知運輸支局 首席運輸企画専門官	道路運送法上の許認可事務担当者
かげした なおき 影下 直樹	四国運輸局高知運輸支局 運輸企画専門官	道路運送法上の許認可事務担当者
やの ごうすけ 矢野 豪佑	NPO法人 絆 理事長	橋原町での公共交通空白地有償運送実施主体代表者
どい たかゆき 土居 貴之	高知工科大学 地域連携機構 地域公共交通研究室 客員研究員	四万十町・中土佐町・佐川町・田野町・本山町などで、地域公共交通計画策定に参画、香南市で市営路線バス再編計画に参画
かわさき たみこ 河崎 民子 かきくぼ こうじ 柿久保 浩次 よこやま かずひろ 横山 和廣	NPO法人 全国移動サービスネットワーク 副理事長	移動サービスに関する全国団体副理事長 (県内での講演実績:平成30年度 四万十町社会福祉協議会、さわやか高知、馬路村、令和元年度 香南市)

## (2) 個別の課題と失敗事例

移動手段の確保策を検討していく中で、様々な課題が上がってきますが、主なものとしては以下の4点があげられます。

先進的に取り組んでおられる地域でも、それぞれの事情のもとに、協議を重ね工夫を凝らし、未だ根強い課題として抱えたままのところも含め、さまざまな対応策を講じてこられています。

そういった事例は、37ページに掲載させていただいております事例集をお調べいただくとして、よく他のマニュアル等で紹介されている失敗事例をご紹介しますので、取組の参考にしてください。



### 取組み失敗事例

※九州運輸局作成「なるほど！！公共交通の勘どころ」より抜粋・加筆

	落とし穴	具体的な行動例	その結果
1	先進事例のマネ	他地域の成功事例を、そのままマネした。	地域の実態に合わないため、利用されなかった。
2	固有名詞の先行	よくわからないまま、とにかく「コミュニティバス」「乗合タクシー」「デマンド」といった言葉が先行して、それを導入することが目的となった。	走らせること自体が目的となってしまったので、ニーズの反映や採算性への配慮が足りず、逆に自治体の財政を圧迫する結果になった。
3	住民ニーズの取違え	住民ニーズを踏まえるために行ったアンケートの結果による「利用します」の意見を、イコール需要と思い込んだ。	アンケートでは「バスが必要」という意見、あるいは「利用する」という意見が多かったのに、実際には利用の増加につながらなかった。
		住民ニーズを踏まえるために地域住民とのワークショップなどを開催しているものの、一部の住民の意見を地域全体の意見として取違えてしまった。	思ったほど、公共交通利用が増加しなかった。
4	交通事業者等との調整不足	バス事業者やタクシー事業者などに、早めに相談していなかった。	交通事業者から「民業圧迫」という先入観を持たれてしまい、なかなか協議がうまく進まず、多大な時間を要してしまった。あるいは協議が平行線のまま実現に至らなかった。
		民間路線バスと路線が重複するコミュニティバスを導入した。	利用者がより運賃の安いコミュニティバスに移って民間路線バスの収支が悪化し、廃止・減便につながったり、運行主体や運賃額の違いが利用者の混乱を招いたりした。
		無料送迎バスを運行している医療施設や宿泊施設等との調整をせず、あるいは知らずに、コミュニティバスを導入した。	コミュニティバスの利用が伸びなかった。

	落とし穴	具体的な行動例	その結果
5	地元との調整不足	大幅な赤字となったためコミュニティバスの運行を廃止したいが、事前に利用が伸びなかった場合には廃止することについてコンセンサスを得ていなかった。	沿線住民などの関係者の理解がなかなか得られず廃止できずにいる。他方で、未運行の地区の住民などからは新たな路線の運行要望や既存のコミュニティバスの赤字を問題視する意見が出ており、対応に苦慮している。
		ある地区で赤字幅の少ないコミュニティバスに成功したが、その他の地区住民から続々と新たな路線の運行要望が出てきた。	個々の路線の赤字は少額だが、全ての要望を受け入れた場合の赤字額は巨額となり、また、要望の反映の優先順位付けも難しく、事前に新たな路線の運行に関する考え方についてコンセンサスを得ていなかったため、対応に苦慮している。
6	周知の失敗	利用者へのPRが不足していた。	バスが運行されたことのない地区の高齢者にはコミュニティバスの乗り方が分からず、利用が敬遠された。
		コミュニティバスの周知は行ったが民間路線バスなど他の交通手段の周知を行っていなかった。	乗り継ぎ利用が伸びなかった。
7	予算不足による失敗	市町村による運行費補助が十分に確保できなかった。	運行を継続できなかった。
8	ルート設計の失敗	点在する公共施設や商業施設、集落を網羅するルートを設定した。	公共施設を巡回するルートが、住民の移動ニーズに合っておらず、利用が少なかった。
		買い物際の移動支援をねらって郊外の大型商業施設と団地や集落を巡回するルートとした。	そもそも来店する人の多くは自動車利用が大前提となっていたため、公共交通の利用を浸透させるまでに至らなかった。
9	ダイヤ設定の失敗	鉄道や民間路線バスなどのダイヤに合わせた運行としていなかった。	他の交通機関や他の系統からの乗り継ぎがほとんど行われなかった。
10	運賃設定の失敗	ワンコインバス(100円や50円)に、こだわった。	収入が少なく赤字幅が大きくなった。
11	デマンド運行の失敗	運行の効率化を狙ってデマンドバス(デマンド乗合タクシー)を導入した。	運行規模や運賃収入が少ないにもかかわらず、高価なシステムや無線機器等を購入し、オペレーターを雇用したため、デマンド化による費用の削減以上に経費がかさみ、収支が悪化した。
			利用方法が分かりにくく、利用が敬遠された。特に、主要な施設に設置した予約端末機はほとんど利用されなかった。
			通勤・通学者にとって毎日デマンド予約するのは面倒であり、固定客がつかめなかった。
			出発時間や到着時間が定まりにくく、出発時間に十分な余裕を持たなければいけないため、利用が敬遠された。
			広いエリアをサービス地域としたため、迂回回数が多くなったり迂回距離が長くなった結果、所要時間がかなり長くなり、利用が敬遠された。

## 4 参考資料

### ①関係法令・通達等

#### ■交通政策基本法について

国土交通省ホームページ>総合政策>交通政策基本法に基づく政策展開

○[交通政策基本法](#)(平成25年12月4日法律第92号)

#### ■地域公共交通の活性化及び再生に関する法律関係

国土交通省ホームページ>総合政策>公共交通活性化>関係法令等

○[地域公共交通の活性化及び再生に関する法律](#)

○[地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令](#)

○[地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則](#)

○[地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令](#)

○[地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針](#)

#### ■主な関係法令

国土交通省ホームページ>自動車>自動車交通関係事業>(事業者、運送者向け情報)バス、タクシー、自家用有償旅客運送から見られます

○[道路運送法](#)(昭和26年法律第183号)

○[道路運送法施行規則](#)(昭和26年運輸省令第75号)

○[旅客自動車運送事業運輸規則](#)(昭和31年運輸省令第44号)

#### ■各制度の主な関係法令・通達等

・国土交通省ホームページ>自動車>事業者・運送者向け情報>バス、タクシー、自家用有償旅客運送

・国土交通省ホームページ>自動車>貨客混載を通じた自動車運送業の生産性向上について

[バス](#)  [タクシー](#) ※各リンク先から見られます

自家用有償旅客運送 関係法令

○[道路運送法施行規則等の一部を改正する省令について](#)(平成18年9月7日公布・平成18年10月1日施行)

○[道路運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示について](#)(平成18年9月29日公布・施行)

自家用有償旅客運送 関係通達等

○[地域交通の検討プロセスに関するガイドライン](#)

○[道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について](#)(平成30年3月30日国自旅第338号)

○[自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて](#)(平成18年国自旅第144号)

○[自家用有償旅客運送自動車の運転者の要件の取扱いについて](#)(平成19年国自旅第154号)

○[道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領について](#)(平成18年国自旅第186号)

○[自家用有償旅客運送自動車等の運転者に対する道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の確実な実施に向けた取り組みについて](#)(平成21年5月21日事務連絡)

○[介護輸送に係る法的取扱いについて](#)(平成18年9月)

貨客混載関係通知

○[旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について](#)(平成29年8月7日付け国自安第97号、国自旅第128号、国自貨第64号)



## ■各制度の主な関係法令・通達等

国土交通省ホームページ>自動車>自動車交通関係事業>自家用有償旅客運送

自家用有償旅客運送 関係通達等

### [市町村運営有償運送関係](#)

○市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成18年国自旅第141号)

○地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成18年国自旅第161号)

### [公共交通空白地有償運送関係](#)

○公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(平成18年国自旅第142号)

○運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成18年国自旅第145号)

○自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について(平成23年国自旅第89号)  
・別添1(運営協議会における合意形成のあり方検討会報告書) ・別添2(運営協議会運営マニュアル)

### [福祉有償運送関係](#)

○福祉有償運送の登録に関する処理方針について(平成18年国自旅第143号)

○福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について(平成21年国自旅第35号)

○福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて(平成21年国自旅第83号)

○「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて」に係る特例的な運送を行った運送者に対する措置について(平成21年7月22日事務連絡)

○自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について(平成23年国自旅第89号)  
・別添1(運営協議会における合意形成のあり方検討会報告書) ・別添2(運営協議会運営マニュアル)

○福祉有償運送の対象旅客の判断に際しての知見の活用について  
(平成24年老振発0731第1号、障障発0731第1号、国自旅第222号)  
・別添1(運営協議会における合意形成のあり方検討会報告書)  
・別添2(福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について)

自家用有償旅客運送に関する検討会等及び資料等について

### [○検討会等](#)

- ・自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会(平成25年10月～平成26年3月)
- ・運営協議会における合意形成のあり方検討会(平成23年1月～3月)

### [○過去の報告書等](#)

- ・「地域における福祉タクシー等を活用した福祉輸送のあり方調査報告書」(平成21年3月)
- ・「福祉有償運送ガイドブック」(平成20年3月)
- ・「セダン型車両を使用した福祉輸送サービスにおける乗降介助等に関する教育内容の整備のための調査報告書」(平成20年3月)
- ・地域住民との協働による地域交通のあり方に関する検討会(平成17年9月～12月)
- ・「NPO等が行うボランティア輸送における人材育成のための教育体制の整備報告書」(平成17年3月)
- ・「NPO等が行うボランティア輸送における運転協力者のための代替講習 参考資料」(平成17年3月)

### [\(参考:福祉タクシー関係法令等\)](#)

- ・一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)の許可等の取扱いについて(平成18年国自旅第169号)
- ・福祉サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金について(平成18年国自旅第170号)
- ・有償運送の許可を受けた自家用自動車の運行の管理について(平成18年国自旅第171号)
- ・訪問介護事業所の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送の許可における運転者要件の取扱いについて(平成19年9月26日事務連絡)

## ■各制度の主な関係法令・通達等

国土交通省ホームページ>自動車>自動車交通関係事業>自家用有償旅客運送

### □認定講習

○大臣認定講習実施機関一覧表

### □相談窓口等

- 地方運輸局・運輸支局等相談窓口一覧表
- 自家用有償旅客運送についてよくあるご質問
- 自家用有償旅客運送ハンドブック
- 全国の福祉有償運送運営協議会設置状況について

## ②関連補助事業

### ■国土交通省

#### □地域公共交通確保維持改善事業

(国土交通省ホームページ>総合政策>公共交通政策>地域公共交通確保維持改善事業)

#### ○事業の概要

- ・地域の特性に応じた生活交通の確保維持(地域公共交通確保維持事業)
- ・快適で安全な公共交通の構築(地域公共交通バリア解消促進等事業)
- ・地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し(地域公共交通調査等事業)

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

○地域公共交通確保維持改善事業実施要領

○事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けてーガイダンスー

○地域公共交通の利用促進のためのハンドブック～地域ぐるみの取組～

### ■高知県

#### □高知県公共交通活性化支援事業費補助金

(高知県ホームページ>組織から探す>中山間振興・交通部>交通運輸政策課>(補助金等)交付要綱>高知県公共交通活性化支援事業費補助金)

○高知県公共交通活性化支援事業費補助金交付要綱

#### □中山間地域生活支援総合補助金

3 移動手段の確保に向けた仕組みづくり

(高知県ホームページ>組織から探す>中山間振興・交通部>中山間地域対策課>(生活支援)中山間地域生活支援総合補助金)

○高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱

○高知県中山間地域生活支援総合補助金実施要綱

【作成】 高知県中山間振興・交通部中山間地域対策課 生活支援担当  
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20  
TEL 088-823-9602 FAX 088-823-9258  
E-mail [070101@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:070101@ken.pref.kochi.lg.jp)  
URL <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/070101/>

初版:平成24年10月

改訂版:令和2年3月

